

ISSN 1346-7328

国総研資料 第105号

平成 15 年 3 月

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of

National Institute for Land and Infrastructure Management

No.105

March 2003

建築基準法、住宅品質確保促進法等技術基準資料（第1集）

Technical documents developed for Building Standard Law, Housing
Quality Assurance Act and other building/housing policy measures (Vol. 1)

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management

Ministry of Land, Infrastructure and Transport, Japan

建築基準法、住宅品質確保促進法等技術基準資料（第1集）

国土技術政策総合研究所 建築研究部、住宅研究部

概要

建築基準法等において規定される技術的基準の策定には、国土技術政策総合研究所（国総研）が、前身である建設省建築研究所時代から、本省の要請を受け、関連する研究成果や蓄積した技術情報をベースとして、その原案作成業務の一部を担い、あるいはそれに対する支援を行ってきた。本資料は、国総研及び独法建研の技術的支援に基づき策定された告示等の原案のうち、平成13年4月の両研究所発足から、平成14年末までにパブリックコメント用として本省により公開されたものを取りまとめたものである。また、それぞれの原案毎に、基準認証関係連絡調整会議の関係WGの名称を明記するとともに、実際の技術的支援業務を担当したWGメンバーの名簿も併せて掲載している。

キーワード

技術的基準、建築基準法、住宅品質確保促進法、パブリックコメント

Technical documents developed for Building Standard Law, Housing Quality Assurance Act and other building/housing policy measures (Vol.1)

Building Department, Housing Department
National Institute for Land and Infrastructure Management

Synopsis

In response to the request from Housing Bureau of the Ministry of Land, Infrastructure, and Transport (MLIT), the National Institute for Land and Infrastructure Management (NILIM) has, together with IAI (Independent Administrative Institution) -BRI (Building Research Institute) taking over the role of their predecessor: Building Research Institute of Ministry of Construction, taken a part of the function to make drafts of technical documents to be issued under the Building Standard Law and other policy measures and given necessary technical assistance making use of the results and technical information collected through its research and development activities. This document is the compilation of draft technical notifications and other similar documents developed through assistance from NILIM and IAI-BRI and published by MLIT for public consultation procedures from April 2001, when the two institutes were established, to the end of 2002. This also includes the names of Working Groups and researchers in charge of development of each technical document.

Key Words :

technical documents, Building Standard Law, Housing Quality Assurance Act, public consultation

<はしがき>

建築基準法、住宅品質確保促進法等に関する施行令、大臣告示等において規定される技術基準の策定業務は、国土交通本省の建築基準法等所管部局で行われるものであるが、国土交通省の内部研究機関である建築研究所は、本省の要請を受け、関連する研究成果や蓄積した技術情報をベースとして、その原案作成業務を担い、あるいはそれに対する支援を行ってきた。このような技術基準の原案作成業務等は、平成13年4月の国立研究機関の再編における、土木研究所、建築研究所及び港湾技術研究所の独立法人化とそれに伴う国土交通省の内部研究機関としての国土技術政策総合研究所（以下、「国総研」という。）の設置により、独立行政法人建築研究所（以下、「独法建研」という。）の技術的支援を受けつつ国総研が担うこととされ、今日では、両研究所の密接な連携の下で技術基準の原案作成業務等が推進されているところである。

このような研究組織の再編と並行して、平成10年6月に、技術基準の性能規定化の導入等を目的とする建築基準法の大改正が行われ（施行は平成12年6月）、改正法の施行に向けて、施行令の技術基準が大幅に改正されるとともに、性能要求を満足する「例示仕様」や性能要求への適合性の「検証方法」などの数多くの技術基準が大臣告示として改正・制定されることとされた。改正法施行後においても、旧法第38条に基づく特殊な構造方法・建築材料の認定制度の移行経過措置期間が終了する平成14年5月までに、極めて多数の大臣告示を策定・公布することが必要とされた。

また、平成12年からスタートした住宅性能表示制度を定めた「住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「住宅品質確保促進法」という。）」をはじめとして、建築基準法以外の法令についても、同様に関係の技術基準の改正、制定に関して、その原案策定等を行うことが要請されていた。

これらの技術基準の原案作成等に際しては、当時の建築研究所（以下、「旧建研」という。）内に「建築基準法改正対応委員会」（後に、「基準認証関係連絡調整会議」に改称。）を設置するなどの特別な体制を整えるとともに、関連する研究開発や（社）日本建築学会をはじめとする外部の意見の把握を行いつつ、それを踏まえた技術的検討等を行い、その成果としてそれぞれの技術基準の原案を作成したところである。国立研究機関の再編にともない、技術基準の原案作成業務等を、独法建研の技術的支援を受けつつ国総研が担うこととされた後においても、両研究所の研究者の参加を得て、国総研を事務局とする「基準認証関係連絡調整会議」及びその下に構造、防火、環境・設備、材料・建築生産、住宅・計画、都市の各分野別WGを設け、両研究所の密接な連携の下に、告示等の技術基準の原案作成やそのために必要な技術資料の整備等を行ってきたところである。

なお、平成15年1月より、建築基準法及び住宅品質確保促進法に基づく技術基準の見直し体制が整備され、民間提案を受け付けるためのコンタクトポイントの設置、本省住宅局長の諮問機関としての学識経験者等から成る「建築住宅性能基準検討委員会」の設置等が行われ、両研究所の連携による技術基準の原案作成等はこのような大きな体制の中に位

置付けられ、再スタートすることとなったところである。

本資料は、このような形で、旧建研若しくは国総研と独法建研との連携により作成された政令、告示等の技術基準の原案のうち、平成13年4月の両研究所発足から、平成14年末までに、パブリックコメントのために本省より公開されたものを取りまとめたものである。

建築基準法の大改正などに伴い、限られた時間内に、実に数多くの技術基準の原案作成等を行うことが求められたが、関係研究者の献身的な取り組みにより、無事、達成することができたものであり、それぞれの技術基準の原案毎に、基準認証関係連絡調整会議の関係WGの名称を明記するとともに、技術的支援業務を実際に担当したWGメンバーの名簿も併せて掲載した次第である。

国土技術政策総合研究所

目 次

国総研の支援により作成された建築基準法、住宅品質確保促進法の技術基準原案一覧	p. 1
基準認証関係連絡調整会議 名簿	p. 4
技術基準原案	p. 9
○建築基準法関係	
1 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	p. 10
2 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（木質接着成形軸材料及び木質複合軸材料）	p. 30
3 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（木質断熱複合パネル・木質接着複合パネル）	p. 42
4 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（構造用紙管）	p. 54
5 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（構造用鋼材及び鉄鋼）	p. 62
6 鋼材等及び溶接部の許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件（溶融亜鉛めっき鋼板等追加）	p. 67
7 建築基準法施行規則（枠組壁工法を用いた建築物の壁の構造方法等に係る認定規定の整備等）	p. 73
8 防火構造の構造方法を定める件	p. 75
9 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	p. 77
10 鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件	p. 93
11 デッキプレート版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	p. 95
12 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	p. 98
13 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（緊張材）	p. 108
14 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	p. 110

15	機械継手式トラスの構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	・ ・ ・ ・ ・ p. 115
16	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（トラス用機械継手）	・ ・ ・ ・ ・ p. 119
17	コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	・ ・ ・ ・ ・ p. 124
18	特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	・ ・ ・ ・ ・ p. 130
19	特定建築物を定める件（木造とＲＣ造の併用構造追加）	・ ・ ・ ・ ・ p. 135
20	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（単板積層材の追加等）	・ ・ ・ ・ ・ p. 136
21	テント倉庫の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	・ ・ ・ ・ ・ p. 137
22	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの）	・ ・ ・ ・ ・ p. 144
23	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	・ ・ ・ ・ ・ p. 145
24	シックハウス対策関係告示案	・ ・ ・ ・ ・ p. 154
25	煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件	・ ・ ・ ・ ・ p. 191
○住宅品質確保促進法関係		
26	日本住宅性能表示基準、評価方法基準（化学物質濃度測定追加）	・ ・ ・ ・ ・ p. 192
○その他		
27	住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針	・ ・ ・ ・ ・ p. 199
28	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正案について	・ ・ ・ ・ ・ p. 210
29	住宅地区改良法施行規則（非木造住宅の不良度の測定基準）	・ ・ ・ ・ ・ p. 215

国総研の支援により作成された建築基準法、住宅品質確保促進法等の技術基準原案一覧

○建築基準法関係

No.	パブリックコメント		件 名	基準認証 関係連絡 調整会議 主担当 WG	公布日 (告示番 号)
	開始日	終了日			
1	H13. 07. 02	H13. 08. 02	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	構造	13. 10. 15 (1540) 13. 10. 15 (1541)
2	H13. 07. 02	H13. 08. 02	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（木質接着成形軸材料及び木質複合軸材料）	構造	13. 10. 15 (1539)
3	H13. 07. 02	H13. 08. 02	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（木質断熱複合パネル・木質接着複合パネル）	構造	13. 10. 15 (1539)
4	H13. 07. 02	H13. 08. 02	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（構造用紙管）	構造	未公布
5	H13. 07. 02	H13. 08. 02	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（構造用鋼材及び鋳鋼）	構造	13. 11. 15 (1638)
6	H13. 07. 02	H13. 08. 02	鋼材等及び溶接部の許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件（溶融亜鉛めっき鋼板等追加）	構造	13. 11. 15 (1639)
7	H13. 07. 16	H13. 08. 16	建築基準法施行規則（枠組壁工法を用いた建築物の壁の構造方法等に係る認定規定の整備等）	構造	13. 09. 14 (省 令 128)
8	H13. 08. 06	H13. 09. 06	防火構造の構造方法を定める件	防火	13. 12. 05 (1684)
9	H13. 08. 06	H13. 09. 06	薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	構造	13. 11. 15 (1641)

10.	H13. 08. 06	H13. 09. 06	鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件	構造	未公布
11	H13. 09. 06	H13. 10. 09	デッキプレート版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	構造	14. 04. 16 (326)
12	H13. 09. 06	H13. 10. 09	プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	構造	未公布
13	H13. 09. 06	H13. 10. 09	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（緊張材）	構造	未公布
14	H14. 01. 21	H14. 02. 21	丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	構造	14. 05. 15 (411)
15	H14. 02. 14	H14. 03. 14	機械継手式トラスの構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	構造	14. 05. 27 (463)
16	H14. 02. 14	H14. 03. 14	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（トラス用機械継手）	構造	14. 05. 27 (461)
17	H14. 04. 02	H14. 05. 02	コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	構造	14. 05. 27 (464)
18	H14. 04. 02	H14. 05. 02	特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	構造	14. 05. 29 (474)
19	H14. 04. 02	H14. 05. 02	特定建築物を定める件（木造とＲＣ造の併用構造追加）	構造	14. 05. 24 (457)
20	H14. 04. 10	H14. 05. 10	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（単板積層材の追加等）	構造	14. 05. 24 (458)
21	H14. 04. 10	H14. 05. 10	テント倉庫の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	構造	14. 07. 23 (667)
22	H14. 04. 10	H14. 05. 10	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの）	構造	14. 07. 23 (664)
23	H14. 11. 22	H14. 12. 13	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	環境・設備 （、構造、（政令 防火、他）	14. 12. 26 (393)

24	H14. 11. 22	H14. 12. 13	シックハウス対策関係告示案	環境・設備	14. 12. 26 (1112-11 15)
25	H14. 11. 22	H14. 12. 13	煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件	構造	未公布

○住宅品質確保促進法

No.	パブリックコメント		件 名	基準認証 関係連絡 調整会議 主担当WG	公布日 (告示番号)
	開始日	終了日			
26	H13. 05. 14	H13. 05. 31	日本住宅性能表示基準、評価方法基準（化学物質濃度測定追加）	環境・設備	13. 8. 14 (1347)

○その他

No.	パブリックコメント		件 名	基準認証 関係連絡 調整会議 主担当WG	公布日 (告示番号)
	開始日	終了日			
27	H13. 05. 14	H13. 05. 31	住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針	環境・設備	13. 8. 1
28	H14. 11. 19	H14. 12. 3	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正案について	環境・設備	未公布
29	H13. 07. 16	H13. 07. 30	住宅地区改良法施行規則（非木造住宅の不良度の測定基準）	構造、防火、環境・設備	13. 09. 06 (省令125)

基準認証関係連絡調整会議 名簿

(平成14年12月現在。WGについては中途交代のメンバーを含む。)

○基準認証関係連絡調整会議

座長(主査)	村上 純一	国土技術政策総合研究所副所長
顧問	山内 泰之	独立行政法人建築研究所理事長
顧問	鈴村 秀世	独立行政法人建築研究所理事
主幹事	五條 渉	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室長
委員	平野 吉信	国土技術政策総合研究所建築研究部長
	大澤 元毅	国土技術政策総合研究所住宅研究部長
	森田 雅文	国土技術政策総合研究所都市研究部長
	浅見 真二	国土技術政策総合研究所企画部基準官
	上之蘭 隆志	国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター建築災害対策研究官
	坊垣 和明	独立行政法人建築研究所研究総括監
	古瀬 敏	独立行政法人建築研究所首席研究員
	緑川 光正	独立行政法人建築研究所研究専門役
	合田 純一	独立行政法人建築研究所企画部長
	岡田 恒	独立行政法人建築研究所構造研究グループ長
	遊佐 秀逸	独立行政法人建築研究所防火研究グループ長
	伊藤 弘	独立行政法人建築研究所材料研究グループ長
	斉藤 憲晃	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ長
	福田 俊文	独立行政法人建築研究所国際地震工学センター長
	小俣 元美	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ主任研究員
事務局担当		国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室

○同幹事会

座長(主査)	平野 吉信	国土技術政策総合研究所建築研究部長
主幹事	五條 渉	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室長
委員	浅見 真二	国土技術政策総合研究所企画部基準官
	西周 純子	国土技術政策総合研究所企画部研究評価・推進課長
	河合 直人	国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室長
	萩原 一郎	国土技術政策総合研究所建築研究部防火基準研究室長
	山海 敏弘	国土技術政策総合研究所建築研究部環境・設備基準研究室長
	鹿毛 忠継	国土技術政策総合研究所建築研究部材料・部材基準研究室長
	亀村 幸泰	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室長
	高橋 暁	国土技術政策総合研究所住宅研究部住環境計画研究室長
	飯田 直彦	国土技術政策総合研究所都市研究部都市計画研究室長
	小俣 元美	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ主任研究員

奥田 泰雄	独立行政法人建築研究所企画部国際研究協力参事
喜々津 仁密	独立行政法人建築研究所構造研究グループ研究員
林 吉彦	独立行政法人建築研究所防火研究グループ上席研究員
澤地 孝男	独立行政法人建築研究所環境研究グループ上席研究員
福島 寛和	独立行政法人建築研究所環境研究グループ上席研究員
棚野 博之	独立行政法人建築研究所材料研究グループ上席研究員
寺木 彰浩	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ主任研究員
小島 隆矢	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ主任研究員
事務局担当	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室

○構造WG

座長（主査）岡田 恒	独立行政法人建築研究所構造研究グループ長
主幹事 河合 直人	国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室長
幹事 喜々津 仁密	独立行政法人建築研究所構造研究グループ研究員
委員 二木 幹夫	国土技術政策総合研究所建築研究部長（平成 14 年 10 月まで）
上之藺 隆志	国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター建築災害対策研究官
五條 渉	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室長
倉本 洋	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室長（平成 13 年 8 月まで）
犬飼 瑞郎	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室主任研究官
小山 信	国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室主任研究官
長谷川 隆	国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室主任研究官
森田 高市	国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室主任研究官
石原 直	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室研究官
勅使川原 正臣	独立行政法人建築研究所構造研究グループ上席研究員
向井 昭義	独立行政法人建築研究所構造研究グループ上席研究員
飯場 正紀	独立行政法人建築研究所構造研究グループ上席研究員
田村 昌仁	独立行政法人建築研究所国際地震工学センター上席研究員
平出 務	独立行政法人建築研究所構造研究グループ主任研究員（平成 13 年度まで）
五十田 博	独立行政法人建築研究所構造研究グループ主任研究員
井上 波彦	独立行政法人建築研究所構造研究グループ主任研究員
長谷川 拓哉	独立行政法人建築研究所材料研究グループ主任研究員
事務局担当	国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室

○防火WG

座長（主査）	遊佐 秀逸	独立行政法人建築研究所防火研究グループ長
主幹事	萩原 一郎	国土技術政策総合研究所建築研究部防火基準研究室長
幹事	林 吉彦	独立行政法人建築研究所防火研究グループ上席研究員
委員	上之蘭 隆志	国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター建築災害対策研究官
	山名 俊男	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室主任研究官
	鍵屋 浩司	国土技術政策総合研究所都市研究部都市防災研究室主任研究官
	吉田 正志	国土技術政策総合研究所建築研究部防火基準研究室主任研究官
	河野 守	独立行政法人建築研究所防火研究グループ上席研究員
	増田 秀昭	独立行政法人建築研究所防火研究グループ主任研究員
	五頭 辰紀	独立行政法人建築研究所防火研究グループ主任研究員
	茂木 武	独立行政法人建築研究所防火研究グループ主任研究員
	成瀬 友宏	独立行政法人建築研究所防火研究グループ主任研究員
	大宮 喜文	独立行政法人建築研究所防火研究グループ主任研究員
事務局担当		国土技術政策総合研究所建築研究部防火基準研究室

○環境・設備WG

座長（主査）	大澤 元毅	国土技術政策総合研究所住宅研究部長
主幹事	山海 敏弘	国土技術政策総合研究所建築研究部環境・設備基準研究室長
幹事	澤地 孝男	独立行政法人建築研究所環境研究グループ上席研究員
	福島 寛和	独立行政法人建築研究所環境研究グループ上席研究員
委員	倉山 千春	国土技術政策総合研究所建築研究部環境・設備基準研究室主任研究官
	桑沢 保夫	国土技術政策総合研究所建築研究部環境・設備基準研究室主任研究官
	三木 保弘	国土技術政策総合研究所住宅研究部住環境計画研究室主任研究官
	坊垣 和明	独立行政法人建築研究所研究総括監
	遊佐 秀逸	独立行政法人建築研究所防火研究グループ長
	足永 靖信	独立行政法人建築研究所環境研究グループ主任研究員
	瀬戸 裕直	独立行政法人建築研究所環境研究グループ主任研究員
事務局担当		国土技術政策総合研究所建築研究部環境・設備基準研究室

○材料・建築生産WG

座長（主査）	伊藤 弘	独立行政法人建築研究所材料研究グループ長
主幹事	鹿毛 忠継	国土技術政策総合研究所建築研究部材料・部材基準研究室長
幹事	棚野 博之	独立行政法人建築研究所材料研究グループ上席研究員
委員	植木 暁司	国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター評価システム研究室主任研究官
	有川 智	国土技術政策総合研究所建築研究部材料・部材基準研究室主任研究官
	西田 和生	国土技術政策総合研究所建築研究部材料・部材基準研究室主任研究官
	古賀 純子	国土技術政策総合研究所建築研究部材料・部材基準研究室研究官
	長谷川 直司	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅生産研究室長
	小野 久美子	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅生産研究室研究官
	本橋 健司	独立行政法人建築研究所材料研究グループ上席研究員
	大久保 孝昭	独立行政法人建築研究所材料研究グループ上席研究員
	中島 史郎	独立行政法人建築研究所材料研究グループ主任研究員
	槌本 敬大	独立行政法人建築研究所材料研究グループ主任研究員
	杉山 央	独立行政法人建築研究所材料研究グループ主任研究員
	山口 修由	独立行政法人建築研究所材料研究グループ主任研究員
	宮村 雅史	独立行政法人建築研究所材料研究グループ主任研究員
	長谷川 拓哉	独立行政法人建築研究所材料研究グループ主任研究員
	濱崎 仁	独立行政法人建築研究所材料研究グループ主任研究員
	西山 功	独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ上席研究員
	真方山 美穂	独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ主任研究員
	平沢 岳人	独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ主任研究員
	平出 務	独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ主任研究員
	藤本 秀一	独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ主任研究員
	布田 健	独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ主任研究員
	根本 かおり	独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ研究員
事務局担当		国土技術政策総合研究所建築研究部材料・部材基準研究室

○住宅・計画WG

座長（主査）	齊藤 憲晃	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ長
主幹事	亀村 幸泰	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室長
	小林 秀樹	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室長（平成 13 年度まで）
幹事	高橋 暁	国土技術政策総合研究所住宅研究部住環境計画研究室長
	小島 隆矢	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ主任研究員
委員	大澤 元毅	国土技術政策総合研究所住宅研究部長
	平野 吉信	国土技術政策総合研究所建築研究部長
	五條 渉	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室長
	岩田 司	国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設経済研究室長
	有田 智一	国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター評価システム研究室長（平成 13 年 12 月まで）
	長谷川 洋	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室主任研究官
	江袋 聡司	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室主任研究官（平成 14 年 6 月まで）
	古瀬 敏	独立行政法人建築研究所首席研究員
	木内 望	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ上席研究員
	藤本 秀一	独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ主任研究員
	布田 健	独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ主任研究員
	小俣 元美	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ主任研究員
事務局担当		国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅計画研究室

○都市WG

座長（主査）	森田 雅文	国土技術政策総合研究所都市研究部長
	村山 浩和	国土技術政策総合研究所都市研究部長（平成 14 年 7 月まで）
主幹事	飯田 直彦	国土技術政策総合研究所都市研究部都市計画研究室長
幹事	寺木 彰浩	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ主任研究員
委員	長瀬 龍彦	国土技術政策総合研究所都市研究部都市施設研究室長
	岡田 潤	国土技術政策総合研究所都市研究部都市防災研究室長
	河中 俊	国土技術政策総合研究所都市研究部都市開発研究室長
	五條 渉	国土技術政策総合研究所建築研究部基準認証システム研究室長
	有田 智一	国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター評価システム研究室長（平成 13 年 12 月まで）
	古瀬 敏	独立行政法人建築研究所首席研究員
	齊藤 憲晃	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ長
	木内 望	独立行政法人建築研究所住宅・都市研究グループ上席研究員
事務局担当		国土技術政策総合研究所都市研究部都市計画研究室

技 術 基 準 原 案

ご覧いただくに当たってのご注意

- 1) 以下の技術基準原案は、国土交通省ホームページにおいて、パブリックコメント手続きのため公開されたものである。従って、その後実際に公布された政令、告示等の技術基準の内容とは異なっているところがある。
- 2) ここに示された技術基準原案は、旧建研若しくは国総研及び独法建研が、基準認証関係連絡調整会議及びそのWGを通じてその作成に当たったものであるが、一部について行ったものも含まれている。
- 3) 「日本住宅性能表示基準、評価方法基準（化学物質濃度測定追加）」については、主要な改正内容である、「室内空気中の化学物質の濃度等」に係る部分を掲載し、その他の部分は省略している。
- 4) 平成14年5月にパブリックコメント手続きがなされた既存住宅の現況検査等に関する住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正については、基準認証関係連絡調整会議とは別体制で技術的支援を行ったため、本資料には掲載していない。

枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（傍線部分は改正部分）

（昭和五十七年建設省告示第五十六号）

最終改正 平成九年三月二十八日建設省告示第九百六十号

改 正 案

現 行

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（主として、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により、建築物を建築する工法をいう。）又は木質プレハブ工法（主として、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着した床及び壁により、建築物を建築する工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに、及び同令第三十八条第三項の規定に基づき、建築物等の基礎の構造方法を第三第一号に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定する。

第一 適用の範囲等

一 地階を除く階数は三以下としなければならない。

二 耐力壁である外壁には、木質接着複合パネルとこれ以外の構造方法による壁とを併用してはならない。

三 耐力壁である間仕切り壁には、木質接着複合パネルとこれ以外の構造方法による壁とを併用してはならない。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次のように定める。

第一 階数

地階を除く階数は三以下としなければならない。

第二 材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格
土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなぎ	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する化粧張り構造用集成材の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十二年農林省告示第四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は造用集成材の日本農林規格（平成八年農林省告示第百十一号以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格

第一 材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格
土台、床根太、端根太、側根太、まぐさ、天井根太、たるき及びむなぎ	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する化粧張り構造用集成材の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十二年農林省告示第四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林省告示第百十一号以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格

床根太及び天井根太	壁の上枠及び頭つなぎ	壁のたて枠	壁の下枠
(イ)に掲げる規格、日本工業規格G三三〇二(溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯)——一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G三三二一(溶融五十五%アルミニウム—亜鉛合金鋼板及び鋼帯)——一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G三三二二(塗装溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯)——一九九八に規定する鋼材の規格又は日本工業規格G三三二二(塗装溶融五十五%アルミニウム—亜鉛めつき合金鋼板及び鋼帯)に規定する鋼材の規格	(イ)に掲げる規格(耐力壁に使用する枠組材にあつては、(イ)に掲げる規格に限る。)、枠組壁工法構造用製材規格に規定する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組材のコンストラクション若しくはスタンダード又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する甲種縦継ぎ材の三級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクション若しくはスタンダード	(イ)に掲げる規格(構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)、又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	(イ)に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定する乙種枠組材ユティリティ又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する乙種たて継ぎ材のユティリティ

壁の上枠及び頭つなぎ	壁のたて枠	壁の下枠
(イ)に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組材のコンストラクション若しくはスタンダード又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する甲種縦継ぎ材の三級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクション若しくはスタンダード	(イ)に掲げる規格(構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)、又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	(イ)に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定する乙種枠組材ユティリティ又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する乙種たて継ぎ材のユティリティ

筋かい
(イ)に掲げる規格(構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)、又は針葉樹の下地用製材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第千八百五十五号)に規定する板類の一級

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	材料の種類	規格
構造用合板	構造用合板の日本農林規格(昭和四十四年農林省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。)	に規定する特類
構造用パネル	構造用パネルの日本農林規格(昭和六十二年農林省告示第百六十号。以下「構造用パネル規格」という。)	に規定する一級、二級、三級又は四級
屋外に面する部分に用いる壁材又は常時湿潤の状態となるおそれのある部分に用いる壁材	日本工業規格A五九〇八(パーティクルボード)——一九九四に規定する一ハタイプ、一三タイプ、二四—一〇タイプ、一七・五—一〇・五タイプ又は三〇—二五タイプ	

筋かい
(イ)に掲げる規格(構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)、又は針葉樹の下地用製材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第千八百五十五号)に規定する板類の一級

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	材料の種類	規格
構造用合板	構造用合板の日本農林規格(昭和四十四年農林省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。)	に規定する特類
構造用パネル	構造用パネルの日本農林規格(昭和六十二年農林省告示第百六十号。以下「構造用パネル規格」という。)	に規定する一級、二級、三級又は四級
屋外に面する部分に用いる壁材又は常時湿潤の状態となるおそれのある部分に用いる壁材	日本工業規格A五九〇八(パーティクルボード)——一九九四に規定する一ハタイプ、一三タイプ、二四—一〇タイプ、一七・五—一〇・五タイプ又は三〇—二五タイプ	

ハードボード	日本工業規格A五九〇五（繊維板）——九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプ
硬質木片セメント板	日本工業規格A五四〇四（木質系セメント板）——二〇〇一に規定する硬質木片セメント板
フレキシブル板	日本工業規格A五四三〇（繊維強化セメント板）——一九九五に規定するフレキシブル板
石綿パライト板	日本工業規格A五四三〇（繊維強化セメント板）——一九九五に規定する〇・八パーライト板
石綿けい酸カルシウム板	日本工業規格A五四三〇（繊維強化セメント板）——一九九五に規定する一・〇けい酸カルシウム板
製材	針葉樹の下地用製材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第八十五号）に規定する板類の一級
バルブセメント板	日本工業規格A五四一四（バルブセメント板）——一九九三に規定する一・〇バルブセメント板

ハードボード	日本工業規格A五九〇五（繊維板）——九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプ
硬質木片セメント板	日本工業規格A五四一七（木片セメント板）——一九九二に規定する硬質木片セメント板
フレキシブル板	日本工業規格A五四三〇（繊維強化セメント板）——一九九五に規定するフレキシブル板
石綿パライト板	日本工業規格A五四三〇（繊維強化セメント板）——一九九五に規定する〇・八パーライト板
石綿けい酸カルシウム板	日本工業規格A五四三〇（繊維強化セメント板）——一九九五に規定する一・〇けい酸カルシウム板
炭酸マグネシウム板	日本工業規格A六七〇一（炭酸マグネシウム板）——一九七九に規定する〇・八
バルブセメント板	日本工業規格A五四一四（バルブセメント板）——一九九三に規定する一・〇バルブセメント板
製材	針葉樹の下地用製材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第八十五号）に規定する板類の一級

シーディングボード	日本工業規格A五九〇五（繊維板）——九九四に規定するシーディングボード
ミディアムデンシティ	日本工業規格A五九〇五（繊維版）——九九四に規定する中質繊維版三十タイプ（Mタイプ、Pタイプ）
ファイバーボード	日本工業規格A五四四〇（火山性ガラス質複層板（VSボード））——二〇〇〇に規定する火山性ガラス質複層板
火山性ガラス質複層板	日本工業規格A五四四〇（火山性ガラス質複層板（VSボード））——二〇〇〇に規定する火山性ガラス質複層板
ラスシート	日本工業規格A五五二四（ラスシート）——一九九四
（）に掲げる材料	（）に掲げるそれぞれの規格（構造用合板については、構造用合板規格に規定する一類を含む。）
せっこうボード	日本工業規格A六九〇一（せっこうボード製品）——一九九四に規定するせっこうボード
構造用合板	日本工業規格に規定する特類又は一類
構造用パネル	構造用パネル規格に規定する一級、二級、三級又は四級

シーディングボード	日本工業規格A五九〇五（繊維板）——九九四に規定するシーディングボード
ラスシート	日本工業規格A五五二四（ラスシート）——一九九四
（）に掲げる材料	（）に掲げるそれぞれの規格（構造用合板については、構造用合板規格に規定する一類を含む。）
せっこうボード	日本工業規格A六九〇一（せっこうボード製品）——一九九四に規定するせっこうボード
構造用合板	日本工業規格に規定する特類又は一類
構造用パネル	構造用パネル規格に規定する二級、二級、三級又は四級

床材又は屋根下 地材	パーティクル ボード	日本工業規格A五九〇八（パーティクル ボード）―一九九四に規定する一ハタイ プ、一三タイプ、二四―一〇タイプ、一 七・五―一〇・〇五タイプ又は三〇―一 五タイプ
	硬質木片セ メント板	日本工業規格A五四一七（木片セメン ト板）―一九九二に規定する硬質木片セメ ント板
	ミディアム デンシティ ―ファイバ ―ボード	日本工業規格A五九〇五（繊維版）―一 九九四に規定する中質繊維版三〇タイプ （Mタイプ、Pタイプ）
	火山性ガラ ス質複層板	日本工業規格A五四四〇（火山性ガラス 質複層板（V Sボード））―一〇〇〇に 規定する火山性ガラス質複層板

三 構造耐力上主要な部分に使用する材料で、建築基準法（昭和二十五年法律
第二百一十号、以下「法」という。）第三十七条に規定する指定建築材料のう
ち次のいずれかに該当するもの又は前各号に掲げるもの以外の木材で国土交
通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じて基準強度の数値を指定したもの
については、前各号の規定は適用しない。
イ 構造用鋼材及び鉄鋼（枠組材のうち床根太、天井根太、耐力壁以外の壁
の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に
用いる場合に限る。）
ロ 木質接着成形軸材料及び木質複合軸材料

床材又は屋根下 地材	パーティクル ボード	日本工業規格A五九〇八（パーティクル ボード）―一九九四に規定する一ハ タイプ、一三タイプ、二四―一〇タイ プ、一七・五―一〇・〇五タイプ又は 三〇―一五タイプ
	硬質木片セ メント板	日本工業規格A五四一七（木片セメン ト板）―一九九二に規定する硬質木片 セメント板

三 構造耐力上主要な部分に使用する材料で建設大臣が構造耐力上支障がない
と認めたものについては、前各号の規定は適用しない。

ハ 木質断熱複合パネル

ニ 木質接着複合パネル

2

日本工業規格 G 三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格 G 三三二一（溶融五十五%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格 G 三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に規定する鋼材の規格又は日本工業規格 G 三三三二（塗装溶融五十五%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）に規定する鋼材の規格に適合するもの又は法第三十七条第一号の国土交通大臣の認定を受けた構造用鋼材及び鉄鋼を枠組材のうち床根太、天井根太、耐力壁以外の壁の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合にあつては、これらを冷間でロールフォーミング加工又はプレス加工により成形したもの（以下「薄板軽量形鋼」という。）としなければならない。この場合にあつて、薄板軽量形鋼の曲げ部分又はかしめ部分の内法は公称板厚の数値以上とし、厚さは〇・八ミリメートル以上とするものとする。

第三 基礎及び土台

一 建築物の基礎の構造は、次に定めるところによらなければならない。

イ 一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を堅結したものを含む。以下同じ。）又は無筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎（地階を除く階数が三の建築物又は地階を除く階数が二である建築物で、特定行政庁が建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十二条第一項の規定によって指定した区域内におけるものにあつては、一体の鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎）とすること。

ロ 立上り部分の高さは地上部分で三十センチメートル以上と、立上り部分の厚さは十二センチメートル（地階を除く階数が三である建築物にあつては、十五センチメートル）以上と、基礎の底盤の厚さは十二センチメートル以上とすること。

ハ 地階を除く階数が三である建築物の布基礎には、幅四十五センチメートル以上、厚さ十五センチメートル以上のフーチングを設けること。

二 一階の耐力壁の下部には、土台を設けなければならない。ただし、地階を設ける等の場合であつて、当該耐力壁の直下の床根太等を構造耐力上有効に補強したいときは、この限りでない。

三 土台は、基礎に直径十二ミリメートル以上、長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルトで堅結しなければならない。この場合において、アンカーボルトは、その間隔を二メートル以下として、かつ隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置すること。

第三 土台及び基礎

一 一階の耐力壁の下部には、土台を設けなければならない。ただし、地階を設ける等の場合であつて、当該耐力壁の直下の床根太等を構造耐力上有効に補強したいときは、この限りでない。

二 土台は、次に定めるところにより、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎（地階を除く階数が三の建築物又は地階を除く階数が二である建築物で、特定行政庁が令第四十二条第一項の規定によって指定した区域内におけるものにあつては、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎）に、直径十二ミリメートル以上、長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルトで堅結しなければならない。

イ 布基礎は、その幅を十二センチメートル（地階を除く階数が三である建築物にあつては、十五センチメートル）以上、地面からその上端までの高さを三十センチメートル以上とすること。

ロ 地階を除く階数が三である建築物の布基礎には、幅四十五センチメートル以上、厚さ十五センチメートル以上のフーチングを設けること。ただし、実験又は計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

ハ アンカーボルトは、その間隔を二メートル以下として、かつ隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置すること。

二 地階を除く階数が三である建築物のアンカーボルトは、ハに定める部分のほか、一階の床に達する開口部の両端のたて枠から十五センチメートル以内の部分に配置すること。ただし、実験又は計算によつてこれと同等以

上に構造耐力上安全であることが確かめられた方法により配置するとき、この限りではない。

三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものとしなければならない。

四 土台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防蟻処理を施した旨の表示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防蟻剤塗布、浸せきその他これに類する防蟻処理を施したものであることができる。

第四 床

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇又は二二二に適合するものとしなければならない。

二 床根太の支点間の距離は、八メートル以下とし、床根太に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二二二に適合するものを用いる場合（当該根太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を四・五メートル未満とする場合を除く）においては、三メートル以下（こゝろび止めを設けなければならない）。

三 床根太相互及び床根太と側根太の間隔（以下「床根太間隔」という。）は、六十五センチメートル以下としなければならない。

四 床に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。

四 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するもの又はこれら以上のものとしなければならない。

五 土台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防蟻処理を施した旨の表示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防蟻剤塗布、浸せきその他これに類する防蟻処理を施したものであることができる。

第四 床

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇又は二二二に適合するもの又はこれら以上のものとしなければならない。

二 床根太の支点間の距離は、八メートル以下としなければならない。床根太に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二二二に適合するものを用いる場合（当該根太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を四・五メートル未満とする場合を除く）においては、三メートル以下（こゝろび止めを設けなければならない）。

三 床根太相互及び床根太と側根太の間隔（以下「床根太間隔」という。）は、六十五センチメートル以下としなければならない。

四 床に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。

七 床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおりに緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断応力
くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔		

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級、三級（床根太相互又は床根太の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級）のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができろ。

七床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおりに緊結しなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて接合部の短期応力に対する許容せん断応力が次の表の許容せん断応力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(一)			(二)			(三)		
床根太と土台又は 頭つなぎ	C N 七五	C N 六五	C N 七五	C N 七五	その他の階	床の枠組と床材の外周部分	その他の部分	材
端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ	地階を除く階数が三である建築物の一階	C N 七五	C N 七五	C N 七五	その他の階	床材の外周部分	その他の部分	材
二本	二本	四本	一	一	一	一	一	一
一箇所あたり一〇キログラム	一メートル当たり	二五センチメートル以下	一八センチメートル以下	五〇センチメートル以下 三六センチメートル以下	一五センチメートル以下 一〇センチメートル以下	一五センチメートル以下 一〇センチメートル以下	二〇センチメートル以下 一五センチメートル以下	一メートル当たり 二一〇キログラム

八 二階以上の床を鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の三第一号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九 一階の床を鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

十 次に掲げる場合において、当該床に常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重（令第八十六条第一項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。））によつて生ずる応力度が、当該床の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめられたものについては、前各号の規定は適用しない。

イ 大引き及び床つかを用いる場合

ロ 床ばり又は床トラスを用いる場合

ハ 床を法第二十七条第二号の認定を受けた木質断熱複合パネルとする場合

ニ 床根太、端根太又は側根太を法第三十七条に規定する木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料とする場合

ホ 床根太を薄板軽量形鋼とする場合

第五 耐力壁等

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、つりあいよく配置しなければならない。ただし、耐力壁と併せて鉛直力

八 大引き及び床つかを用いる場合、床ばりを用いる場合、布基礎を鉄筋コンクリート造とする場合又は床を鉄筋コンクリート造若しくは無筋コンクリート造とする場合において、前各号に規定するものと同等以上の効力を有する方法によつて床を構成するものについては、これらの規定は、適用しない。

第五 耐力壁等

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、つりあいよく配置しなければならない。ただし、実験又は計算によつて

を負担する柱を設ける場合にあつては、昭和六十二年建設省告示第千八百九十九号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

二 二階部分又は三階部分に耐力壁を設けず当該部分を小屋とする場合においては、当該部分の小屋の荷重は原則としてそれぞれ一階又は二階の構造耐力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。

三 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するもの又はこれら以上のものとしなければならない。

四 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表一二の耐力壁の種類（くぎ又はねじの種類及びくぎ又はねじの本数又は間隔の欄に掲げるもので止めたものに限る。）の欄に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十号に定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ）からその階の床面から高さが一・三五メートル以下

構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、鉛直力を負担する柱を設けることができる。

二 二階部分又は三階部分に耐力壁を設けず当該部分を小屋とする場合においては、当該部分の小屋の荷重は原則としてそれぞれ一階又は二階の構造耐力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。

三 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものとしなければならない。

四 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表一二の耐力壁の種類（くぎ又はねじの種類及びくぎ又はねじの本数又は間隔の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ）からその階の床面から高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

耐力壁の種類	壁の枠組と壁材との繋結の方法		倍率
	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数又は間隔	
厚さ七・五ミリメートル以上の構造用合板規格一級の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上のハードボード、厚さ二ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	C N 五〇	壁材の外周部分は一〇センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	三

表一

耐力壁の種類	倍率
厚さ七・五ミリメートル以上の構造用合板規格一級の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上のハードボード、厚さ二ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	三

耐力壁の種類	壁の枠組と壁材との繋結の方法		倍率
	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数又は間隔	
厚さ七・五ミリメートル以上の九ミリメートル未満の構造用合板規格二級の構造用合板又は厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のハードボードを片側全面に打ち付けた耐力壁	B N 五〇	壁材の外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は一五センチメートル以下	二・五
厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板、厚さ二ミリメートル以上の石綿バーライト板又は厚さ八ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板を片側全面に打ち付けた耐力壁	G N F 四〇 S F N 四五	壁材の外周部分は一五センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	一・五

耐力壁の種類	倍率
厚さ七・五ミリメートル以上の九ミリメートル未満の構造用合板規格二級の構造用合板又は厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のハードボードを片側全面に打ち付けた耐力壁	二・五
厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板、厚さ二ミリメートル以上の石綿バーライト板又は厚さ八ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板を片側全面に打ち付けた耐力壁	一・五

四			五
厚さ二二ミリメートル以上のせつこうボード又は厚さ二二ミリメートル以上のシーリングボードを片側全面に打ち付けた耐力壁	せつこうボードにあつては、GNF四〇、SFN四五、W、S、N、D、T、S、N、シーリングボードにあつては、S、N、四〇	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	〇・五から五までの範囲内において、国土交通大臣が定める数値
国土交通大臣の認定を受けたもの	国土交通大臣が認めるべきの種類	国土交通大臣が認めるべき数値又は間隔	〇・五から五までの範囲内において、国土交通大臣が定める数値
(一)から(四)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和(五を超えるときは、五)	(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和(五を超えるときは、五)	(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和(五を超えるときは、五)

四			五
厚さ二二ミリメートル以上のせつこうボード又は厚さ二二ミリメートル以上のシーリングボードを片側全面に打ち付けた耐力壁			当該倍率
(一)から(四)までに掲げる壁材以外のものを片側全面に打ち付けた耐力壁で、建設大臣が(一)から(四)までに掲げる耐力壁と同等以上の倍率を有すると認めるもの			当該倍率
(一)から(四)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和(五を超えるときは、五)	(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和(五を超えるときは、五)	(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和(五を超えるときは、五)

(イ)	(ロ)	(ハ)
厚さ一八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	C、N、五〇	(一)から(イ)までに掲げる耐力壁と(ロ)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁
下枠、上枠及び二本	B、N、五〇	(一)から(イ)までに掲げる耐力壁と(ロ)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁
〇・五		(一)から(イ)までのそれぞれの数値と(ロ)の数値との和(五を超えるときは、五)

(イ)	(ロ)	(ハ)
厚さ一八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁		(一)から(イ)までに掲げる耐力壁と(ロ)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁
〇・五		(一)から(イ)までのそれぞれの数値と(ロ)の数値との和(五を超えるときは、五)

(一)	(二)	(三)	(四)
厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格一級の構造用合板を片側全面に打ち付けた耐力壁	C、N、五〇	耐力壁の種類	倍率
下枠、上枠及び二本	〇・五	耐力壁の種類	倍率
三・五		耐力壁の種類	倍率

(一)	(二)	(三)	(四)
厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格一級の構造用合板を片側全面に打ち付けた耐力壁		耐力壁の種類	倍率
三・五		耐力壁の種類	倍率

面	内	外
厚さ二ミリメートル以上のせつこうボードを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ一三ミリメートル以上、幅二センチメートル以上の製材を片面全面に斜めに打ち付けた耐力壁	厚さ二ミリメートル以上のシーシングボード又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片面全面に打ち付けた耐力壁	厚さ一三ミリメートル以上、幅二センチメートル以上の製材を片面全面に打ち付けた耐力壁
せつこうボードにあつては、G N F 四〇、S F N 四五、W S N、D T S N、シーシングボードにあつては、S N 四〇	内に掲げるくぎの種類	C N 五〇 B N 五〇
壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	内に掲げるくぎの間隔	下枠、たて枠及び二本上枠 下枠、たて枠及び一本上枠
一・五	—	〇・五

面	内	外
厚さ二ミリメートル以上のせつこうボードを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ一三ミリメートル以上、幅二センチメートル以上の製材を片面全面に斜めに打ち付けた耐力壁	厚さ二ミリメートル以上のシーシングボード又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片面全面に打ち付けた耐力壁	厚さ一三ミリメートル以上、幅二センチメートル以上の製材を片面全面に打ち付けた耐力壁
—	—	〇・五

面	内	外	外
厚さ二八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいとを併用した耐力壁	厚さ二八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいとを併用した耐力壁	厚さ二八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいとを併用した耐力壁	厚さ二八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいとを併用した耐力壁
内に掲げるくぎの種類	内に掲げるくぎの種類	内に掲げるくぎの種類	内に掲げるくぎの種類
〇・五	〇・五	〇・五	〇・五

面	内	外	外
厚さ二八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいとを併用した耐力壁	厚さ二八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいとを併用した耐力壁	厚さ二八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいとを併用した耐力壁	厚さ二八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいとを併用した耐力壁
内に掲げるくぎの種類	内に掲げるくぎの種類	内に掲げるくぎの種類	内に掲げるくぎの種類
〇・五	〇・五	〇・五	〇・五

この表において、SFN四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれ、日本工業規格A五五〇八（くぎ）——一九九二に規定するSFN四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、日本工業規格B一一二（十字穴付き木ねじ）——一九九五に適合する十字穴つき木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ、三・ハミリメートル及び三・ミリメートル以上のものを、DTSNは、日本工業規格B一一五（ドリリングタツピンねじ）——一九九五に適合するドリリングタツピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれ、トランペット、四・二ミリメートル及び三〇ミリメートル以上のものを表すものとする。			
建築物	階の床面積に集する数値（単位 一平方メートルにつきセンチメートル）	地階を除く階数が二である建築物（以下「平屋建建築物」という。）	地階を除く階数が三である建築物（以下「三階建ての建築物」という。）で、上欄に掲げる建築物以外のもの
	地階を除く階数が二である建築物（以下「二階建ての建築物」という。）	地階を除く階数が三である建築物（以下「三階建ての建築物」という。）で、上欄に掲げる建築物以外のもの	地階を除く階数が三である建築物（以下「三階建ての建築物」という。）で、上欄に掲げる建築物以外のもの
	地階を除く階数が二である建築物（以下「二階建ての建築物」という。）	地階を除く階数が三である建築物（以下「三階建ての建築物」という。）で、上欄に掲げる建築物以外のもの	地階を除く階数が三である建築物（以下「三階建ての建築物」という。）で、上欄に掲げる建築物以外のもの
	地階を除く階数が二である建築物（以下「二階建ての建築物」という。）	地階を除く階数が三である建築物（以下「三階建ての建築物」という。）で、上欄に掲げる建築物以外のもの	地階を除く階数が三である建築物（以下「三階建ての建築物」という。）で、上欄に掲げる建築物以外のもの

表二					
建築物					
	階の床面積に乘する数値（単位：一平方メートルにつきセンチメートル）	地階を除く階数が二である建築物（以下「平屋建」という。）	地階を除く階数が二である建築物（以下「二階建ての建築物」という。）	地階を除く階数が三である建築物（以下「三階建ての建築物」という。）で、上欄に掲げる建築物以外のもの	地階を除く階数が三である建築物（以下「三階建ての建築物」という。）で、上欄に掲げる建築物以外のもの
		建築物（以下「平屋建」という。）	建築物（以下「二階建ての建築物」という。）	建築物（以下「小規模利用の三階建ての建築物」という。）	建築物（以下「小規模利用の三階建ての建築物」という。）

ロ		(イ)		
多雪区域における建築物	垂直最深積雪量が一メートルの区域におけるもの	屋根を金 （令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を いう。以下 同じ）以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でふい たもの	屋根を金 （令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を いう。以下 同じ）以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でふい たもの	
	二五	二五	一一	
	四三	三三	二九	階一
	三三	二二	一五	階二
	五一	四二	三八	一階
	四二	三〇	二五	二階
	六〇	五〇	四六	一階
	五一	三九	三四	階二
	三五	二四	一八	三階
ロ		(イ)		
多雪区域における建築物	垂直最深積雪量が一メートルの区域におけるもの	屋根を金 （令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を いう。以下 同じ）以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でふい たもの	屋根を金 （令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を いう。以下 同じ）以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でふい たもの	
	二五	二五	一一	
	四三	三三	二九	階一
	三三	二二	一五	階二
	五一	四二	三八	一階
	四二	三〇	二五	二階
	六〇	五〇	四六	一階
	五一	三九	三四	階二
	三五	二四	一八	三階

垂直最深積雪量が 一メートル を超え 二メー ルの未 満の区 域にお ける もの		垂直最深積雪量が二メートルの区域におけるもの	垂直最深積雪量が二メートルを超えるもの
二五と三九とを直線的に補間した数値	三九	四五と五七とを直線的に補間した数値	五二と六六とを直線的に補間した数値
四三と五七とを直線的に補間した数値	五七	五二と六六とを直線的に補間した数値	六〇と七四とを直線的に補間した数値
三三と五一とを直線的に補間した数値	五一	六〇と七四とを直線的に補間した数値	五一と六八とを直線的に補間した数値
五二と六六とを直線的に補間した数値	六六	五一と六八とを直線的に補間した数値	三五と五五とを直線的に補間した数値
四二と六〇とを直線的に補間した数値	六〇	三五と五五とを直線的に補間した数値	
六〇と七四とを直線的に補間した数値	七四		
五一と六八とを直線的に補間した数値	六八		
三五と五五とを直線的に補間した数値	五五		

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三〇度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ次のイ又はロに定める数値の区域に存する建築物と見なしてこの表の(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、平屋建て建築物にあつては二五と三九とを、二階建ての建築物の一階にあつては四三と五七とを、二階建ての建築物の二階にあつては五二と六六とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の一階にあつては五二と六六とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階にあつては五二と六六とを、三階建ての建築物の一階にあつては六〇と七四とを、三階建ての建築物の二階にあつては五二と六六とを、三階建ての建築物の三階にあつては三五と五五とをそれぞれ直線的に延長した数値とする。

イ 令第八十六条第四項に規定する積雪荷重に乘すべき数値を垂直最深積雪

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三〇度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ次のイ又はロに定める数値の区域に存する建築物と見なしてこの表の(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、平屋建て建築物にあつては二五と三九とを、二階建ての建築物の一階にあつては四三と五七とを、二階建ての建築物の二階にあつては五二と六六とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の一階にあつては五二と六六とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階にあつては五二と六六とを、三階建ての建築物の一階にあつては六〇と七四とを、三階建ての建築物の二階にあつては五二と六六とを、三階建ての建築物の三階にあつては三五と五五とをそれぞれ直線的に延長した数値とする。

イ 令第八十六条第四項に規定する積雪荷重に乘すべき数値を垂直最深積雪

区域		見付面積に乘する数値 (単位 一平方メートルにつきセンチメートル)	
(一)に掲げる区域以外の区域	五〇	令第四十六条第四項の表三の規定に基づき特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定した区域	令第四十六条第四項の表三の規定に基づき五〇を超え、七五以下の範囲において特定行政庁が地方における風の状況に応じて規則で定めた数値

表三

表三

五 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲まれた部分の水平線投影面積は四十平方メートル（床の枠組と床材を繋結する部分を構造耐力上有効に補強した場合は六十平方メートル）以下としなければならない。

六 外壁の耐力壁線相互の交さ部（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。

ただし、交さ部をこれと同等以上に構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるとときは、この限りではない。

七 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合するものを用いる耐力壁については、五十センチメートル以下（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物については、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合するものを用いる耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠組相互の間隔は、当該計算に基づく数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。

(二)			(一)	建築物
物 建 築	ける の	区域がメートルのにおけるもの	多雪区域以外のおける建築物	
垂直最深積雪量がメートルを超え一・五メートル以下の区域におけるもの	五〇	四五	四五	三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位センチメートル）
	三五	三五		三階建ての建築物の二階、小屋裏利用の建築物の一階の建築物（単位センチメートル）
	三一			小屋裏利用の建築物の三階建ての建築物の一階の建築物（単位センチメートル）

五 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲まれた部分の水平線投影面積は四十平方メートル（床の枠組と床材を繋結する部分を構造耐力上有効に補強した場合は六十平方メートル）以下としなければならない。

六 外壁の耐力壁線相互の交さ部（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。

ただし、交さ部をこれと同等以上に構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるとときは、この限りではない。

七 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合するものを用いる耐力壁については、五十センチメートル以下（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物については、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合するものを用いる耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、実験又は計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠組相互の間隔は、当該実験又は計算に基づく数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。

(二)			(一)	建築物
物 建 築	ける の	区域がメートルのにおけるもの	多雪区域以外のおける建築物	
垂直最深積雪量がメートルを超え一・五メートル以下の区域におけるもの	五〇	四五	四五	三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位センチメートル）
	三五	三五		三階建ての建築物の二階、小屋裏利用の建築物の一階の建築物（単位センチメートル）
	三一			小屋裏利用の建築物の三階建ての建築物の一階の建築物（単位センチメートル）

垂直最深積雪量が 一・五メートル を超える二メー トル以下の区域 におけるもの		四五	三五	三一
建築物	三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位センチメートル）	三階建ての建築物の二階、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階又は階建ての建築物の一階（単位センチメートル）	小屋裏利用の三階建ての建築物の一階の建築物（単位センチメートル）	
垂直最深積雪量が五〇センチメートル以下の区域に存する建築物	五〇	五〇	四五	

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が度を越える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三号の表二のイ又はロの定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の（二）を適用した場合における数値とすることができ。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、次の表の通りとする。

垂直最深積雪量が 一・五メートル を超える二メー トル以下の区域 におけるもの		四五	三五	三一
建築物	三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物（単位センチメートル）	三階建ての建築物の二階、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階又は階建ての建築物の一階（単位センチメートル）	小屋裏利用の三階建ての建築物の一階の建築物（単位センチメートル）	
垂直最深積雪量が五〇センチメートル以下の区域に存する建築物	五〇	五〇	四五	

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が度を越える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三号の表二のイ又はロの定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の（二）を適用した場合における数値とすることができ。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、次の表の通りとする。

物とみなされるもの	垂直最深積雪量が五〇センチメートルを超える一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるもの	五〇	四五	四一

- 八 各耐力壁の隅角部及び交さ部にはそれぞれ三本以上のたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効でなければならない。
- 九 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて枠は、直下の床の枠組に金物（くぎを除く。以下同じ。）又は壁材で構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 十一 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。
- 十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するたて枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって指示されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

物とみなされるもの	垂直最深積雪量が五〇センチメートルを超える一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるもの	五〇	四五	四一

- 八 各耐力壁の隅角部及び交さ部にはそれぞれ三本以上のたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効でなければならない。
- 九 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて枠は、直下の床の枠組に金物（くぎを除く。以下同じ。）又は壁材で構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 十一 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。
- 十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するたて枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって指示されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

十三 筋かいには、欠込みをしてはならない

十四 壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

□		△				
組 枠 の 床 と 枠 下		枠			たて枠と上 枠又はした	分
階 の 一		築 物 の 建 て			三 階	緊 結 する 部
B N 九 〇		C N 九 〇		B N 六 五 B N 七 五 C N 六 五 B N 九 〇 C N 七 五	C N 九 〇	緊 結 の 方 法
				四 本	三 本	くぎの種 類 くぎの本 数 くぎの間 隔
一七センチメ ートル以下		二五センチメ ートル以下				許容せん断耐力
一メートル当た り三二〇〇ニュ ートン				一箇所当たり一 〇〇〇ニュート ン		

十三 筋かいには、欠込みをしてはならない

十四 壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次号を適用する場合を除き、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて接合部の短期応力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

□		△				緊結する部	
組の枠の建築物の一階		枠				分	緊結の方法
下枠と床の建		たて枠と上枠又はした				緊結の種類	
C N九〇		C N七五				くぎの本数	くぎの間隔
B N九〇		B N九〇				くぎの種類	
C N九〇		B N七五				くぎの本数	くぎの間隔
B N六五		C N六五				くぎの種類	
四本		三本				くぎの本数	くぎの間隔
二五センチメートル以下		一本				くぎの種類	
一七センチメートル以下		一本				くぎの本数	くぎの間隔
一メートル当たり三二〇キログラム		一箇所当たり一〇〇キログラム				くぎの種類	
一メートル当たり三二〇キログラム		一箇所当たり一〇〇キログラム				くぎの本数	くぎの間隔
一メートル当たり三二〇キログラム		一箇所当たり一〇〇キログラム				くぎの種類	

十五 (削除)	五		四		三			
	端部		壁の枠組と筋かいの両		たて枠とたて枠又はまぐさ受け		上枠と頭つなぎ	
	BN六五	CN六五	BN七五	CN七五	BN九〇	CN九〇	BN九〇	CN九〇
	三本	下枠、たて枠及び上枠	二本	下枠、たて枠及び上枠	―	―	―	―
	―		二〇センチメートル以下	三〇センチメートル以下	三四センチメートル以下	五〇センチメートル以下	三四センチメートル以下	五〇センチメートル以下
	一箇所当たり一〇〇〇ニュートン		一メートル当たり一三〇〇ニュートン	一メートル当たり一六〇〇ニュートン	一メートル当たり一六〇〇ニュートン	一メートル当たり一六〇〇ニュートン	一メートル当たり一六〇〇ニュートン	一メートル当たり一六〇〇ニュートン

四		三		二		一	
壁の枠組と筋かいの両端部	壁の枠組と筋かいの両端部	たて枠とたて枠又はまぐさ受け	たて枠とたて枠又はまぐさ受け	上枠と頭つなぎ	上枠と頭つなぎ	その他	
						その他	
C N六五	C N六五	C N七五	C N七五	C N九〇	C N九〇	C N九〇	C N九〇
二本	下枠、たて枠及び上枠	二本	下枠、たて枠及び上枠	二本	下枠、たて枠及び上枠	二本	下枠、たて枠及び上枠
一〇センチメートル以下	一〇センチメートル以下	一〇センチメートル以下	一〇センチメートル以下	一〇センチメートル以下	一〇センチメートル以下	一〇センチメートル以下	一〇センチメートル以下
一箇所当たり一〇キログラム	一箇所当たり一〇キログラム	一箇所当たり一〇キログラム	一箇所当たり一〇キログラム	一箇所当たり一〇キログラム	一箇所当たり一〇キログラム	一箇所当たり一〇キログラム	一箇所当たり一〇キログラム

十五 壁の枠組と壁材は、次の表に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、建設大臣が次の表に掲げると同等以上の効力を有すると認める方法により緊結するものについては、この限りではない。

壁材の種類	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔
構造用合版、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板、ラスシート又は第二の第三号の規定により建設大臣が認める材料	BN五〇	—	壁材の外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は一五センチメートル以下
バルブセメント板	GNF四〇 SFN四五	—	壁材の外周部分は一〇センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
せっこうボード	GNF四〇 SFN四五 WSN DTSN	—	壁材の外周部分は一〇センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
シーリングボード	SN四〇	—	壁材の外周部分は一〇センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下

フレキシブル板、石綿パーライト板、石綿けい酸カルシウム板又は炭酸マグネシウム板	GNF四〇 SFN四五	—	壁材の外周部分は一五センチメートル以下、その他の部分は三〇センチメートル以下
壁材	CN五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	この表において、SFN四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれ、日本工業規格A五五〇八（くぎ）——一九九二に規定するSFN四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、日本工業規格B一一二（十字穴付き木ねじ）——一九九五に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ、三・八ミリメートル及び三・三ミリメートル以上のものを、DTSNは、日本工業規格B一一二五（ドリリングタッピンねじ）——一九九五に適合するドリリングタッピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれ、トランペット、四・二ミリメートル及び三・〇ミリメートル以上のものを表すものとする。
	BN五〇	下枠、たて枠及び上枠三本	

十六 地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすること

十六 地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすること

ができる。

第六 根太の横架材

床根太、天井根太その他の架材には、その中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

第七 小屋

- 一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、二一〇又は二二二に適合するもの又はこれら以上のものとしなければならない。
- 二 たるき相互の間隔は、六十五センチメートル以下としなければならない。
- 三 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。
- 四 トラスは、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
- 五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 六 小屋組には、振れ止めを設けなければならない。
- 七 屋根には、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない。
- 八 屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限る。）としなければならない。ただし、たるき相互間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、

ができる。

第六 根太の横架材

床根太、天井根太その他の架材には、その中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

第七 小屋

- 一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、二一〇又は二二二に適合するものとしなければならない。
- 二 たるき相互の間隔は、六十五センチメートル以下としなければならない。
- 三 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。
- 四 トラスは、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
- 五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。
- 六 小屋組には、振れ止めを設けなければならない。
- 七 屋根には、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない。
- 八 屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限る。）としなければならない。ただし、たるき相互間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル（たるき相互間隔が三十一センチメートル

構造用パネル（たるき相互間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のものに限る。）とすることができ。

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断耐力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(→) たるきと天井根太	CN九〇	三本	—	一箇所あたり二四〇〇ニュートン
	CN七五	四本	—	—
	BN九〇	五本	—	—
	BN七五	—	—	—
(□) たるきとむなぎ	CN七五	三本	—	一箇所あたり一七〇〇ニュートン
	BN七五	四本	—	—

ルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のものに限る。）とすることができ。

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて接合部の短期応力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

緊結する部分	緊結の方法			許容せん断応力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(→) たるきと天井根太	CN九〇	三本	—	一箇所あたり二四〇〇キログラム
	CN七五	四本	—	—
	BN九〇	五本	—	—
	BN七五	—	—	—
(□) たるきとむなぎ	CN七五	三本	—	一箇所あたり一七〇〇キログラム
	BN七五	四本	—	—

四				五	
たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ
CN六五	BN七五	BN六五	三本	一箇所あた り一〇〇 ニュートン	一箇所あた り一〇〇 ニュートン
屋根下 の 部分	屋根下 の 部分	屋根下 の 部分	屋根下 の 部分	屋根下 の 部分	屋根下 の 部分
BN五〇	BN五〇	BN五〇	一〇センチメ ートル以下	一〇センチメ ートル以下	一〇センチメ ートル以下
その他 の部分	その他 の部分	その他 の部分	三〇センチメ ートル以下	三〇センチメ ートル以下	三〇センチメ ートル以下
BN五〇	BN五〇	BN五〇	二〇センチメ ートル以下	二〇センチメ ートル以下	二〇センチメ ートル以下
その他 の部分	その他 の部分	その他 の部分	一メートル 当たり一三 〇〇ニュ ートン	一メートル 当たり一三 〇〇ニュ ートン	一メートル 当たり一三 〇〇ニュ ートン

十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であつて次のイからハまでに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ 小屋の屋根に設けられるものであること。

ロ 屋根の探部からの距離が一メートル以上であること。

ハ 他の開口部からの距離が二メートル以上であること。

十一 屋根等に設ける幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによつて支持されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上

四				五	
たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ	たるき 又はトラスと頭つ なぎ
CN六五	BN七五	BN六五	三本	一箇所あた り一〇〇 キログラム	一箇所あた り一〇〇 キログラム
屋根下 の 部分	屋根下 の 部分	屋根下 の 部分	屋根下 の 部分	屋根下 の 部分	屋根下 の 部分
BN五〇	BN五〇	BN五〇	一〇センチメ ートル以下	一〇センチメ ートル以下	一〇センチメ ートル以下
その他 の部分	その他 の部分	その他 の部分	三〇センチメ ートル以下	三〇センチメ ートル以下	三〇センチメ ートル以下
BN五〇	BN五〇	BN五〇	二〇センチメ ートル以下	二〇センチメ ートル以下	二〇センチメ ートル以下
その他 の部分	その他 の部分	その他 の部分	一メートル 当たり一三 〇〇ニュ ートン	一メートル 当たり一三 〇〇ニュ ートン	一メートル 当たり一三 〇〇ニュ ートン

十 実験又は計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であつて次のイからハまでに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ 小屋の屋根に設けられるものであること。

ロ 屋根の探部からの距離が一メートル以上であること。

ハ 他の開口部からの距離が二メートル以上であること。

十一 屋根等に設ける幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによつて支持されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上

の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

十二 母屋及び小屋つかを用いた小屋組とする場合又は法第三十七条に規定する木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルを用いた屋根版とする場合においては、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替へて計算を行うものとする。

第八 防風処置等

一 土台が基礎又は布基礎と接する面及び鉄網モルタル塗その他の壁の枠組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

二 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）には、有効な防風処置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための処置を講じなければならない。

三 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を繋結するための金物には、有効なさび止め処置を講じなければならない。

21 構造耐力上主要な部分に薄板軽量形鋼を用いる場合にあつては、表面仕上げの組成又は付着量が、日本工業規格（以下「JIS」という。）（G三〇二二）溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるめっきの付着量Z二七、JIS G三三二七（溶融亜鉛—五％アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）——一九九四に定めるめっきの付着量Y一八又はJIS G三三二二（溶融五五％アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるめっきの付着量AZ一五〇に適合するものとしなければならない。ただし、コンクリート

の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りではない。

十二 母屋及び小屋つかを用いた小屋組とする場合においては、実験又は計算により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

第八 防風処置等

一 土台が基礎又は布基礎と接する面及び鉄網モルタル塗その他の壁の枠組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

二 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）には、有効な防風処置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための処置を講じなければならない。

三 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を繋結するための金物には、有効なさび止め処置を講じなければならない。

に直接接した土台又は下枠として用いる場合にあつては、JIS G 3112（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九四に定める塗膜の耐久性（八及びめっきの付着量）に適合するものとしなければならない。

第九 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一次のイ及びロに該当する建築物等については、第一号及び第三から第七までの規定は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1) 令第八十二条各号に定めるところによること。

(2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること

(3) 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力（以下「風圧力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること

(4) 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところ

第九 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等
一次のイ及びロに該当する建築物等については、第一から第七までの規定は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1) 令第八十二条各号に定めるところによること。

(2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること

(3) 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力（以下「風圧力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること

(4) 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところ

によること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いた場合にあつては、同条第二号に規定する建築物の各階のD₅₀の値は、

〇・五五以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることことができる。

ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄筋造その他腐朽及びびろありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生じるおそれのない構造であること。

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四の第二号（根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五の第四号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。

イ 前号イ(1)及び(2)に定めるところによること。

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三第二号に定めるところによること。

三 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物については、第四の第七号、第五の第四号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。

第十 耐久性等関係規定の指定

第八で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

によること。

ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄筋造その他腐朽及びびろありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生じるおそれのない構造であること。

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四の第二号（根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号、第五の第四号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。

イ 前号イ(1)及び(2)に定めるところによること。

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三第二号に定めるところによること。

三 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物については、第四の第七号、第五の第四号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。

○建設省告示第千四百四十六号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 九 略

十 木質接着成形軸材料（接着剤を用いて単板又はストランドを成形した軸材料をいう。以下同じ。）及び木質複合軸材料（製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木質材料を接着剤を用いて複合した軸材料をいう。以下同じ。）

第二・第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

（イ） 第一第十号 に掲げる建 築材料	（ロ） 構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）に適合する構造用単板積層材
------------------------------	--

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

（イ） 建築材料の 区分	（ロ） 品質基準	（ハ） 測定方法等
第一第十号 に掲げる建 築材料	一 断面寸法及び曲がりの基準値並びにその許容差が定められていること。ただし、湾曲形状を意図した材料については、曲がりの基準値は規定しなくてもよい。	一 次に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。 イ 試験体の採取は、次に定めるところによること。 （1） 標本は生産、加工、流通及び施工の各段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表すものとなるように収集すること。 （2） 同一の標本より採取する試験体の数は、母集団の特性値を適切に推定できる数とすること。 ロ 試験体の養生は、温度摂氏二十度正負二度、相対湿度六十五パーセント正負五パーセントの環境下で平衡状態になるまで行うこと。 ハ 形状及び寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又

二 含水率の基準値が定められていること。ただし、木質複合軸材料について、各構成要素の含水率が確かめられた場合は、この限りでない。	はこれらと同等以上の精度を有する測定器具を用いること。 二 曲がり、平成九年農林水産省告示第千三百八十一号第六条に規定する測定方法によること。 二 JIS Z 2201（木材の試験方法）——一九九四の三、二の含水率の測定方法又はこれと同等以上に含水率を測定できる方法によること。
三 木質複合軸材料にあつては、各構成要素の曲げ、せん断の各基準強度及び弾性係数が定められていること。 各構成要素の接合に用いる接着剤の品質について、次に定めるもののほか、必要に応じて接着の性能を維持させるのに必要となる次の項目が定められていること。 イ pH（接着剤フィルムと	三 各構成要素ごとに、受け入れ時に書類等で確認すること。

する場合、二・五以上とする。） ロ 化学的な一般名称 ハ 貯蔵及び調合の過程 ニ 被着材の条件 ホ 可使時間（使用環境温度並びに被着材の含水率、ごとのオープンアセンブリタイム及びクローズドアセンブリタイムをいう。） ヘ 最小塗布量 ト 最小圧縮圧 チ 接着時の最低温度及び最低養生時間 リ 被着材の含水率の許容最大値及び最小値 ヌ せん断強度（圧縮せん断試験によるものとし、含水率十二パーセントのベイマツ（ただし、比重〇・四三以上の無欠点材とする）に対し、一平方	
---	--

ミリメートルにつき七・三八ニュートン以上とする。） ル 促進劣化試験の実施条件と同試験による強度残存率 ヲ 促進劣化後の剥離試験による木破率	四 曲げ強度及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。
四 第一第十号に掲げる材料の種類に応じ、それぞれイ又はロに定める方法又はこれらと同等以上に(2)欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 木質接着成形軸材料 平成十二年農林水産省告示第九百八十九号別記三(6)又は次に定めるところにより行うこと。	四 試験体の採取は、(イ)欄第一号イによること。この場合において、試験体の数は、積層方向に(4)の曲げ試験を行うもの及び積層方向と直角の方向に(4)の曲げ試験を行うものを、それぞれ二体以上としなければならない。 (1) 試験体の養生は、(イ)欄第一号ロによること。 (2) 試験体の寸法は、次に定めるところによること。 (3) 試験体の厚さは、次に定めるところによること。 (イ) 厚さは積層方向の長さ(以下「層厚」という)とすること。

(ii) 長さは層厚の二十三倍とすること。 (iii) 幅は九十ミリメートルとすること。 (4) 曲げ試験は、次に定めるところにより行うこと。 (i) 支点は試験体の中央より対称となる位置に設け、支点間距離は層厚の二十一倍とすること。 (ii) 荷重を加える点(以下「載荷点」という。)は(1)の支点間を三等分する位置に設けること。 (iii) 材料の表面を単板とし、その最外部に単板の継ぎ目を設けた場合には、当該継ぎ目が試験体の支持部の中央に位置し、引張力が作用するように試験体を設置しなければならない。 (iv) (ii)の載荷点にはそれぞれ等しい荷重を加えることとし、加える荷重の速度の平均値(以下「平均荷重速度」という。)は一分間あたり一平方ミリメートルにつき十五ニュートン以下とすること。 (v) 試験体に作用する荷重及び試験体の中央におけるたわみ量を適切な精度で測定すること。 (5) 曲げ強度の基準値は、次に定める式によって計算した試験体ごとの曲げ強度の平均値とすること。	$Fb = \frac{P_{max} \cdot l}{B \cdot D^2}$ この式において、Fb、Pmax、l、B及びDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Fb 曲げ強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
 Pmax (4)の試験における最大荷重(単位 ニュートン)
 l 支点間距離(単位 ミリメートル)
 B 試験における幅(単位 ミリメートル)
 D 試験におけるせい(単位 ミリメートル)
- (6) 曲げ弾性係数の基準値は、次に定める式によつて計算した試験体ごとの曲げ弾性係数の平均値とする。

$$E_b = \frac{23AP \cdot l}{108B \cdot D^3 \Delta y}$$

この式において、 E_b 、 ΔP 、 l 、 B 、 D 及び Δy は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_b 曲げ弾性係数(単位 ニュートンミリメートル²)
 ΔP (4)の試験により得られた荷重変形関係の比例域における上限荷重と下限荷重との差(単位 ニュートン)
 l 、 B 及び D (5)の式に定める l 、 B 及び D

の数値(単位 ミリメートル)
 Δy ΔP を得た上限荷重及び下限荷重にそれぞれ対応するたわみ量の差(単位 ミリメートル)

ロ 木質複合軸材料 各構成要素の曲げ強度及び曲げ弾性係数並びに構成要素間の接着強度及び接着剛性に基づいて統計的に合理性を有する方法で計算した数値(以下この号において「計算値」という。)とし、基準値の種類に応じて次の表に定める式に適合することを確かめること。ただし、曲げ強度については、次に定める方法により別に求めた数値とすることができる。

- (1) 試験体の数は、試験を行う試験体のせいの種類ごとにそれぞれ十体以上とすること。ただし、せいを三種以下とする場合は、更に、その合計を五十三体以上としなければならない。

- (2) 曲げ試験は、次に定めるところにより行うこと。
 (i) 支点間距離は試験体のせいの十七倍以上二十一倍以下とすること。

- (ii) 載荷点は、(i)の支点間を三等分する位置に設け、局部破壊のおそれのある場合にあってはクロスヘッドの使用その他の有効な防止措置を講ずること。

- (iii) (ii)の載荷点にはそれぞれ等しい荷重を、試験体

の破壊まで漸増して加えること。この場合において、荷重を加え始めてから試験体が破壊するまでの時間は、一分以上としなければならない。

(3) 曲げ強度の基準値を、(2)の試験により得られた荷重変形関係から、試験体ごとの曲げ強度の信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界として求めること。

表

基準値の種類	適合する関係式
曲げ強度	$T \leq E$
曲げ弾性係数	$\frac{T}{E} < 1.0 + \frac{\sigma}{\sqrt{n}}$
この表において、T、E、$\sigma(x)$及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。 T 計算値(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) E 一体以上の試験体について(2)の曲げ試験によって確認した曲げ強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) $\sigma(x)$ xの標準偏差 n 試験体の数(単位 個)	

五 せん断強度及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。

五

木質系材料の種類に応じ、それぞれイ又はロに定める方法又はこれらと同等以上にせん断強度及びせん断弾性係数を確認できる方法によること。

イ 木質接着成形軸材料 平成十二年農林水産省告示第九百八十九号別記三(4)のほか、次による。

(1) 試験体の採取は、(ロ)欄第一号イによること。この場合において、試験体の数は、積層方向に(4)の曲げ試験を行うもの及び積層方向と直角の方向に(4)の曲げ試験を行うものを、それぞれ二体以上としなければならない。

(2) 試験体の養生は、(ロ)欄第一号ロによること。

(3) 試験体の寸法は、次に定めるところによること。

(i) 厚さは層厚とすること。ただし、積層方向と直角の方向に(4)の曲げ試験を行う試験体にあつては、当該試験体の中央の層を含み、四十ミリメートル以下としなければならない。

(ii) 長さはその層厚の六倍とすること。

(iii) 幅は四十ミリメートルとすること。

(4) 水平せん断試験は、次に定めるところにより行うこと。

(i) 支点は試験体の中央より対称となる位置に設け、支点間距離は層厚四倍とすること。

(ii) 載荷点は、(i)の支点の中央とすること。

- (iii) 荷重は、(ii)の載荷点に曲率半径三十ミリメートル以上のクロスヘッドを介して加えることとし、平均荷重速度は一分間あたり一平方ミリメートルにつき十五ニュートン以下とすること。
- (iv) 試験体に作用する荷重及び試験体の中央におけるたわみ量を適切な精度で測定すること。
- (5) 水平せん断強度は、次に定める式によって計算した数値とすること。

$$F_s = \frac{3}{4} \cdot \frac{P_{max}}{B \cdot D}$$

この式において、 F_s 、 P_{max} 、 B 及び D は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F_s せん断強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

P_{max} (4)の試験における最大荷重(単位 ニュートン)

B 試験における幅(単位 ミリメートル)

D 試験におけるせい(単位 ミリメートル)

- (6) せん断弾性係数は、(4)の試験により得られた荷重変形関係から求めること。

ロ 木質複合軸材料 次による。

- (1) 試験体の数は、試験を行う試験体のせいの種類(

- (2) 水平せん断試験は、次に定めるところにより行うこと。

- (i) 載荷点は、試験体の中央又は中央から等しい距離だけ離れた二点とすること。

- (ii) 支点は、(i)の載荷点から試験体の端部側にそれぞれ試験体のせいの一・五倍以上の距離だけ離して設けること。

- (iii) (i)の載荷点に荷重(荷重を加える点の数を二とした場合は、それぞれ等しい荷重とする。)を、クロスヘッドを介して試験体の破壊まで漸増して加えること。この場合において、荷重を加え始めてから試験体が破壊するまでの時間は、一分以上としなければならない。

- (iv) (iii)のクロスヘッドの形状は、フランジの局部的な圧潰を引き起こすおそれのないものとする。

- (v) 試験体のウェブ部分にあつては、(ii)の載荷点から三百五ミリメートル未満の部分に継手を設けてはならない。ただし、当該継手が(i)の支点と(ii)の載荷点の中央に位置する場合は、この限りでない。

六 めりこみ強度及びめりこみ弾性係数の基準値が定められていること。	六 次に定める方法又はこれと同等以上に(イ)欄の各基準値を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各構成要素(支障のない場合は、フランジ部分に用いるものとする。)のめりこみ強度及びめり込み弾性係数の基準値を用いて計算した場合は、当該数値とすることができ。 イ 試験体の採取は、(イ)欄第一号イによること。 ロ 試験体の養生は、(イ)欄第一号ロによること。 ハ 試験体は、第一第十号に掲げる材料の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める寸法とすること。 (1) 木質接着成形軸材料 形状は直方体とし、一辺の長さが二センチメートル以上の正方形の断面及び材軸方向に当該辺の長さの三倍の数値の長さを有するものとする。 (2) 木質複合軸材料 長さを試験体の幅の三倍とする。 (3) せん断強度の基準値は、(2)の試験により得られた荷重変形関係から、回帰分析により各試験体ごとのせん断強度の信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界として求めること。 (4) せん断弾性係数の基準値は、(2)の試験により得られた荷重変形関係から、各試験体ごとのせん断弾性係数の平均値として求めること。
--------------------------------------	---

七 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する材料とする場合は、(イ)欄第四号か	七 次に定める方法又はこれと同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各構成 二 めりこみ試験は、次に定めるところにより行うこと。 (1) 荷重を加える方向は試験体の材軸と直行方向とし、試験体は底面による全面支持とすること。 (2) 荷重は、試験体の幅と等しい幅及び当該幅の数値より大きな長さを有する鋼製ブロックを介して、試験体の中央に加えること。ただし、試験体の長軸方向と鋼製ブロックの長さ方向は直交するものとしなければならぬ。 (3) 試験体に作用する荷重及び収縮量を適切な精度を有する方法で測定すること。 ホ めりこみ強度の基準値は、二の試験による試験体の収縮量が試験体のせいり五パーセントに達したときの荷重を試験体の受圧面積で除して得た各試験体ごとのめりこみ強度の、信頼水準七十五パーセントにおける九十五パーセント下側許容限界値として求めること。 ヘ めりこみ弾性係数の基準値は、二の試験により得られた荷重と収縮量との関係から、各試験体ごとのめりこみ弾性係数の平均値として求めること。
--	--

前号までの各力学特性値に対する含水率の調整係数が定められていること。

支障がない場合にあつては、めりこみ及びせん断の各特性値に対する調整係数は、曲げに関する調整係数により代替することができ

成要素の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができ。

イ 試験体の採取は、(ハ)欄第一号イによるほか、次に定めるところによること。

- (1) 標本の数は十以上とすること。
- (2) 同一の標本より採取する調整係数用本試験体の数は、十以上とすること。
- (3) (2)の本試験体に隣接又は材料特性の差が最も小さくなる位置からサイドマッティング用試験体を抽出すること。

ロ サイドマッティング用試験体は、(ハ)欄第三号ロに示す方法で養生を行い、当該環境下で(ハ)欄第四号から前号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。

ハ 調整係数用本試験体は、次の使用環境条件又は部位に応じて(1)又は(2)のいずれかに定める環境下で養生を行い、当該環境下で(ハ)欄第四号から前号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。

- (1) 直接外気にさらされる環境又は常時湿潤状態における環境(以下「常時湿潤環境」という。) 気

八 (ニ)欄第四号のうち曲げ強度、第五号のうちせん断強度及び第六号のうちめりこみ強度に対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。

支障がない場合にあつては、めりこみ強度及びせん断強度に対する調整係数は

八 次に定める方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各構成要素の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。

イ 試験体の採取は、(ハ)欄第七号イによること。

ロ 試験体の養生は、(ハ)欄第一号ロによること。

ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。

ニ 含水率の調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ハで得られた力学特性値のロで得られた対応するサイドマッティング用試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)として求めること。

- (2) 屋外に面する部分に使われる下地材又は断続的に湿潤状態となるおそれのある部分(防水シート等有効な防水措置が講じられていない床、壁及び屋根下地等を含む。)における環境(以下「断続湿潤環境」という。) 気温摂氏二十度正負二度及び相対湿度八十五パーセント正負五パーセント

、曲げ強度に関する調整係数により代替することができ。	九 (2) 欄第四号のうち曲げ弾性係数、第五号のうちせん断弾性係数及び第六号のう
ニ サイドマッチング用試験体について、(2) 欄第四号から第六号まで（試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。）に定めるところにより各力学特性値を求めること。 ホ ニで得られた曲げ強度に対して三以上の段階の割合（以下「応力レベル」という。）を選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマッチング用試験体の曲げ強度の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体を与え、試験体が破壊するまでの時間（以下「破壊荷重継続時間」という。）を計測すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならない。 ヘ 荷重継続時間の調整係数は、ホにより計測した各調整係数用本試験体の応力レベル毎の破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルの関係について回帰直線求め、回帰直線上において五十年に相当する応力レベル（一・〇を超える場合は、一・〇とする。）として求めること。 九 次に定める方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各	九 次（2）欄第四号のうち曲げ弾性係数、第五号のうちせん断弾性係数及び第六号のう

ちめりこみ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。 支障がない場合にあつては、めりこみ及びせん断の各力学特性値に対する調整係数は、曲げに関する調整係数により代替することができる。	
構成要素の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができ。 イ 試験体の採取は、(2) 欄第七号イによること。 ロ 試験体の養生は、(2) 欄第一号ロによること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 ニ サイドマッチング用試験体について、(2) 欄第四号から第六号まで（試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。）に定めるところにより各力学特性値を求めること。 ホ 十体以上の調整係数用本試験体について、対応するサイドマッチング用試験体のニで求めた力学特性値の平均値に(2) 欄第七号の含水率の調整係数、(2) 欄第八号の荷重継続時間の調整係数及び(2) 欄第九号の弾性係数を乗じて得られる応力に相当する荷重を与え、弾性係数を求める際に用いた部分に相当する部分の変位を、荷重を加え始めてから、一分、五分、十分、百分及び五百分後並びにその後二十四時間毎に五週間以上計測すること。 ヘ ホの調整係数用本試験体それぞれについて、試験剛性低減係数を算出すること。 ト ヘにより算出した各調整係数用本試験体のそれぞれの時間に対応した試験剛性低減係数（一分及び五分に	

	十 (イ) 欄第四号から第六号までの各基準値に対する事故的水濡れの調整係数が定められていること。 支障がない場合にあつては、めりこみ及びせん断の各特性値に対する調整係数は、曲げに関する調整係数により代替することができる。	
対応するものを除く。)の常用対数と、時間の常用対数との関係について、回帰直線を求めること。 チ クリープの調整係数は、トで得られた回帰直線上の、五十年に相当する数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)として求めること。	十 次に定める方法又はこれと同等以上に事故的水濡れの調整係数を確認できる方法によること。 イ 試験体の採取は、(イ)欄第七号イによること。 ロ 試験体の養生は、(イ)欄第一号ロによること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 ニ サイドマツチング用試験体について、(イ)欄第四号から第六号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。 ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均一に散水できる装置により七十二時間散水した後、自然乾燥、熱風による乾燥その他これらに類する方法で気乾状態まで乾燥させること。 ヘ ホの処理後の調整係数用本試験体について、(イ)欄第四号から第六号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。	

	十一 接着耐久性に関する強度及び剛性の残存率が、それぞれ〇・五以上として定められていること。ただし、第三号に掲げる接着剤の品質が確認され、かつ促進劣化試験による強度残存率が適切な値である場合にあつてはこの限りではない。	
ト 事故的水濡れの調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ヘで得られた力学特性値の二で得られた対応するサイドマツチング試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。	十一 次に定める方法又はこれと同等以上に接着耐久性に関する各力学特性値の残存率を測定できる方法によること。ただし、木質複合軸材料について、材の組み合わせによる影響を考慮し、各構成要素及び接着剤の各調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができ	イ 試験体の採取は、(イ)欄第七号イによること。ただし、木質複合軸材料について、各構成要素ごとの接着耐久性が明らかな場合にあつては、それらの接合部分についての試験体とすることができ ロ サイドマツチング用試験体について、(イ)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより(イ)欄第四号の各力学特性値を求めること。

ハ 調整係数用本試験体について、劣化処理を実施すること。

ニ ハの劣化処理後の試験体について、(イ)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより(ロ)欄第四号の各力学特性値を求めること。

ホ ハの劣化処理は、次の分類に応じ、(1)から(3)までに定める方法とすること。

(1) 加熱冷却法 次の(イ)から(ウ)までの処理を順に実施する方法

(イ) 摂氏四十九度正負二度の水中に一時間浸漬する

(ii) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中に三時間曝露する。

(iii) 摂氏マイナス十二度正負三度で二十時間曝露する。

(iv) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で三時間曝露する。

(v) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中で三時間曝露する。

(vi) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で十八時間曝露する。

(2) 煮沸法 次の(イ)から(ウ)までの処理を順に実施する

方法

(i) 沸騰水中に四時間以上浸漬する。

(ii) 常温水中に一時間以上浸漬する。

(iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で気乾状態になるまで乾燥する。

(3) 減圧加圧法 次の(イ)から(ウ)までの処理を順に実施する方法

(i) 六百三十五ミリメートル水銀柱に減圧した常温水中に五分以上浸漬する。

(ii) 一平方センチメートルあたり五・二正負〇・三キログラム重に加圧した常温水中に一時間以上浸漬する。

(iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で気乾状態になるまで乾燥する。

ヘ ニの処理後の試験体について、(イ)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより(ロ)欄第四号の各力学特性値を求めること。

ト 各力学特性値の残存率の算出に用いる数値を、調整係数用本試験体ごとに計算した、ニで得られたそれぞれの力学特性値のロで得られた対応するサイドマツチング試験体についての当該力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値として計算すること。

十二 耐久処理を施したものにあっては、処理薬剤名が明らかにされ、かつ、防腐剤含有量の基準値が定められていること。 耐久処理（インサイジングを含む）による力学特性値の低下率の基準値が定められていること。又は、担保される力学特性値が低下率を反映したものであること。	チ 各力学特性値の残存率は、へで計算した数値について、使用する環境に応じ、それぞれ次の(1)から(3)までの条件を満たすものとする。 (1) 常時湿潤環境 加熱冷却法（繰り返しの回数を六回とする。）による試験で得られた数値 (2) 断続湿潤環境 煮沸法（繰り返しの回数を二回とする。）及び減圧加圧法（繰り返しの回数を二回とする。）で得られた数値のうちいずれか小さな数値 (3) 乾燥環境（①又は②以外の環境をいう。以下同じ。） 煮沸法及び減圧加圧法で得られた数値のうちいずれか小さな数値 十二 次に定めるところによる。 イ 耐久処理に用いた薬剤の種類及びその分析は、JIS K 一五七〇（木材防腐剤）——一九九八による。 ロ 耐久処理による力学特性値の低下率の基準値は、耐久処理を施したものについての㊦欄第四号から第六号までの各基準値の耐久処理を施さないものについての当該基準値に対する比率とする。

別表第三（検査項目及び検査方法）

建築材料の区分	検査項目	検査方法等
第一第十号に掲げる建築材料	別表第二の欄に規定する品質基準のすべて	一 寸法及び形状並びに各構成要素及び接着剤の品質（木質複合軸材料に限る。）は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。 二 前号に掲げる以外の項目の検査は、構成要素の種類、接着剤の種類、生産方法等の条件が異なる毎に別表第二の欄に掲げる測定方法によって行う。ただし、当該建築材料ごとの特性及び調整係数による強度等の低減の度を考慮して、代表的な品質基準についての代替的な検査方法により合理的に品質を確保することができる場合においては、この限りでない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○建設省告示第千四百四十六号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 九 略

十 木質接着成形軸材料及び木質複合軸材料

十一 木質断熱複合パネル（平板状の有機系発泡剤の両面に構造用合板その他これに類するものを接着した材料で、枠組がないものをいう。以下同じ。）

十二 木質接着複合パネル（木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを接着した材料をいう。以下同じ。）

第二・第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

(イ)		(ロ)
第一第十一号に掲げる建築材料	—	
第一第十二号に掲げる建築材料	—	

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(イ)	(ロ)	(ハ)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第十一号に掲げる建築材料	一 断面寸法及びその許容差の基準値が定められていること。 二 各構成要素の品質が定められていること。 三 必要に応じ、縦方向の内圧縮強度の基準値が定められていること。	一 形状及び寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の精度を有する測定器具を用いて行うこと。 二 各構成要素ごとに、原材料受け入れ時に書類等で確認すること。 三 JIS A一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）——一九九四の六、八の軸方向圧縮試験又はこれと同等以上に面内圧縮強度を確認できる方法によること。

四	面外曲げ強度及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。
五	必要に応じ、めりこみ弾性係数及びめりこみ強度の基準値が定められていること。
六	必要に応じ、せん断耐力及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。
四	JIS A一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）―一九九四の六、一〇の単純曲げ試験又はこれと同等以上に（ロ）欄の基準値を確認できる方法によること。ただし、試験体に与える荷重については、エアバッグ等を用いた等分布荷重とすることができ。
五	JIS A一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）―一九九四の六、九の局部圧縮試験又はこれと同等以上に（ロ）欄の基準値を確認できる方法によること。
六	次に定める方法又はこれと同等以上に（ロ）欄の基準値を確認できる水平せん断試験の方法によること。 イ 試験体の有効幅は、同一形状及び仕様ごとに、九十十及び千並びにこれらの二倍の数値（単位 ミリメートル）とすること。 ロ 試験体の数は、イの区分についてそれぞれ三体以上とすること。 ハ 試験体の養生は、各構成要素の含水率がそれぞれ二十パーセント以下となるまで行うこと。 ニ せん断試験は、次に定めるところにより行うこと。 （1）試験体は、下部の三以上の個所において試験台上に固定し、ストッパーを設けるその他の有効な拘束措置を講ずること。

法 37 条（断熱・接着パネル）― 3

(2)	試験体の頂部を、正負交番加力が可能な油圧ジャッキで加力すること。この場合において、試験体の回転による耐力の低減のおそれのある場合は、その端部を次の(i)又は(ii)のいずれか若しくはこれらと同等以上の効力を有する方法により拘束しなければならない。
(i)	左右両端部付近のタイロッドによる締め付け
(ii)	頂部へのメートルあたり二キロニュートンの載荷
(3)	試験体の面外方向への変形を拘束するためのローラーの設置又はこれに類する措置を行うこと。
(4)	加力は、回転の拘束の方法ごとにそれぞれ次の表の式により計算したせん断変形角が $\frac{1}{450}$ 、 $\frac{1}{300}$ 、 $\frac{1}{200}$ 、 $\frac{1}{150}$ 、 $\frac{1}{100}$ 、 $\frac{1}{75}$ 及び $\frac{1}{50}$ （単位 ラジアン）の順に、当該変形角を正負三回以上折り返すことにより行い、当該履歴下における荷重を適当な精度を有する方法で計測すること。
拘束の方法	せん断変形角（単位 ラジアン）
(一) ニ(1)に掲げる方法	$\frac{d_3 - d_4}{H} - \frac{d_1 - d_2}{V}$

法 37 条（断熱・接着パネル）― 4

□	(一) 以外の方法	$\frac{d_3 - d_4}{H}$
	この表において、d 1、d 2、d 3、d 4、H及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。	
d 1	載荷点から遠いほうの脚部の鉛直変位（単位ミリメートル）	
d 2	載荷点から近いほうの脚部の鉛直変位（単位ミリメートル）	
d 3	試験体頂部の水平変位（単位 ミリメートル）	
d 4	試験体脚部の水平変位（単位 ミリメートル）	
H	試験台から加力点までの高さ（単位 ミリメートル）	
V	試験体の有効幅（単位 ミリメートル）	
(5)	(4)の後、漸増する変位を加え、最大の荷重を経過し当該荷重の八十パーセントに相当する荷重（明確な荷重の低下現象のない場合は、(4)のせん断変形角が1ラジアン）に達するまでの荷重—変形関係を適当な精度を有する方法で計測すること。 ホ イの試験体の形状及び仕様ごとに、ニのせん断試験により求めたそれぞれの試験体の荷重—変形関係のうちニ(5)による加力を行った象限の包絡線（以下この号において「耐力曲線」という。）を用い、次に定める	

- ところによって降伏耐力、終局耐力、最大耐力及び構造特性係数の数値を計算すること。
- (1) 最大耐力は、耐力曲線上における最大の荷重とする。
- (2) 降伏荷重及び降伏変位は、次による。
- (i) 耐力曲線上の、(1)の最大荷重のそれぞれ〇・一倍及び〇・四倍に相当する荷重に対応する点を通る直線を第Ⅰ直線とする。
- (ii) 耐力曲線上の、(1)の最大荷重のそれぞれ〇・四倍及び〇・九倍に相当する荷重に対応する点を通る直線を第Ⅱ直線とする。
- (iii) 耐力曲線の接線のうち、第Ⅱ直線に平行である直線を第Ⅲ直線とする。
- (iv) 降伏荷重は、第Ⅰ直線と第Ⅲ直線との交点に相当する荷重とする。
- (v) 降伏変位は、降伏荷重を表す直線を第Ⅳ直線とし、第Ⅳ直線と耐力曲線との交点に相当する変位（複数ある場合は、そのうち最小の変位）とする。
- (3) 終局耐力は、次による。
- (i) ニ(5)の加力の終了時の変位を終局変位とする。
- (ii) 耐力曲線、終局変位を表す直線及び変位軸により囲まれる部分の面積を計算する。

- (iii) 原点と(2)(v)ので降伏変位を得た点を通る直線を第V直線とする。
- (iv) 終局耐力は、当該荷重を表す直線、荷重軸、第V直線及び終局変位を表す直線で囲まれる台形の部分の面積が(ii)で計算した面積と等しくなる場合の耐力とする。
- (4) 構造特性係数は、次による。
- (i) (2)(v)の第IV直線と(3)(iii)の第V直線との交点の変位を求め、当該数値で(3)(i)の終局変位の数値を除して得た数値を弾塑性率とする。
- (ii) 構造特性係数は、次に定める式によって計算した数値とする。
- $$D_s = \frac{1}{\sqrt{2\mu} - 1}$$
- この式において、 D_s 及び μ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- D_s 構造特性係数
- μ (i)で計算した弾塑性率
- せん断耐力の基準値は、イの試験体の形状及び仕様ごとに、ホのそれぞれの数値を用いて次の表の(一)項から(四)項までの式によって計算した数値をそれぞれ平均し、その最小値にばらつきを考慮した低減係数を乗じて計算した数値とする。

(一)	$P = P_y$
(二)	$P = 0.2 D_s \cdot P_u$
(三)	$P = \frac{2}{3} P_{max}$
(四)	$P = P'$

この表において、 P 、 P_y 、 D_s 、 P_{max} 及び P' は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P せん断耐力の算出に用いる数値 (単位 キロニュートン)

P_y ホ(2)の降伏荷重 (単位 キロニュートン)

D_s ホ(4)の構造特性係数

P_{max} ホ(1)の最大耐力 (単位 キロニュートン)

P' 耐力曲線上における二(4)のせん断変形角が $\frac{1}{150}$ (回転の拘束の方法を二(1)に掲げる方法以外の方法とした場合にあっては、 $\frac{1}{120}$) ラジアンに相当する荷重 (単位 キロニュートン)

ト への計算に用いるばらつきを考慮した低減係数は、次に定める式によって計算する。

$$V = 1 - C_v \cdot k$$

この式において、 V 、 C_v 及び k は、それぞれ次の数値を表すものとする。

	V ばらつき係数 Cv 試験を実施した形状及び仕様ごとのせん断耐力の変動係数 $k = \frac{r(n-1, \sqrt{n} U_p)}{\sqrt{n}}$ ただし、$r(n-1, \sqrt{n} U_p)$ は、自由度 $n-1$、非心度 $\sqrt{n} U_p$ の非心 t 分布を示し、n は Cv の算出に用いた試験体の数、$U_p = 1.64485$ とする。 チせん断剛性の基準値は、イの試験体の形状及び仕様ごとに、ホ(2)(i)の第Ⅰ直線の傾きの数値を求め、それらの平均値とすること。
七 必要に応じ、耐熱性能の基準値が定められていること。	七 JIS A一四一四(建築用構成材(パネル)及びその構造部分の性能試験法)——一九九四の六、七の耐熱試験又はこれと同等以上に品質を確認できる方法により行う。
八 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する材料とする場合は、(2)欄第四号の各力学特性値に対する含水率の調整係数が定められていること。	八 次に定める方法又はこれと同等以上含水率の調整係数を確認できる方法によること。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。 イ 試験体の採取は、次に定めるところによること。 (1) 標本は生産、加工、流通及び施工のすべての段階で推定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を

	適切に表すものとなるように、十以上を採取すること。 (2) 同一の標本より採取する調整係数用本試験体の数は、十以上とすること。 (3) サイドマッチング用試験体は、(2)の本試験体に隣接又は材料特性の差が最も小さくなる位置から採取すること。 (4) 試験体の形状及び寸法はすべて同一とし、次に定めるところによること。 (i) 試験体のせいはパネルの厚さと同じとすること。 (ii) 試験体の幅はパネルの厚さの二倍以上とすること。 (iii) 試験体の長さは、ロ及びハの試験における支点間距離(試験体の厚さの十二倍以上とする。)に五センチメートル又は試験体厚さの二分の一を加えた長さとする。ただし、支点間距離及びパネルの厚さが曲げ試験に与えるせん断の影響を適切に考慮してこれと同等以上の精度で試験の結果が得られる長さであることを確かめた場合は、この限りでない。 ロ サイドマッチング用試験体は、温度摂氏二十度正負二度、相対湿度六十五パーセント正負五パーセントの
--	---

	九 必要に応じ、(イ)欄第三号、第四号のうち曲げ強度及び第五号のうちめりこみ強度に対する荷重継続時間の調整係数が定められている
環境下で平衡状態となるまで養生を行い、当該環境下で(イ)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。 ハ 調整係数用本試験体は、次の使用環境条件又は部位に応じ(1)又は(2)のいずれかに定める環境下で養生を行い、当該環境下で(イ)欄第四号(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性の基準値を求めること。 (1) 常時湿潤環境 気温摂氏二十度正負二度、相対湿度九十五パーセント正負五パーセント (2) 断続湿潤環境 気温摂氏二十度正負二度、相対湿度八十五パーセント正負五パーセント ニ 含水率の調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ハで得られた力学特性値のロで得られた対応するサイドマッティング試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)として求めること。 九 次に定める方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を確認できる方法による。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができ。 イ 試験体の採取は、(イ)欄第八号イによること。	ロ 試験体の養生は、(イ)欄第八号ロ(養生に関する部分に限る。)によること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 ニ サイドマッティング用試験体について、(イ)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各特性値を求めること。 ホ ニで得られた曲げ強度に対して三以上の段階の割合(以下「応力レベル」という。)を選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマッティング用試験体の曲げ強度の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体を与え、破壊荷重継続時間を計測すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならぬ。 ヘ 荷重継続時間の調整係数は、ホにより計測した各調整係数用本試験体の応力レベル毎の破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルの関係について回帰直線を求め、回帰直線上において五十年に相当する応力レベル(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。

イ)と。	
ロ 試験体の養生は、(イ)欄第八号ロ(養生に関する部分に限る。)によること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 ニ サイドマッティング用試験体について、(イ)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各特性値を求めること。 ホ ニで得られた曲げ強度に対して三以上の段階の割合(以下「応力レベル」という。)を選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマッティング用試験体の曲げ強度の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体を与え、破壊荷重継続時間を計測すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならぬ。 ヘ 荷重継続時間の調整係数は、ホにより計測した各調整係数用本試験体の応力レベル毎の破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルの関係について回帰直線を求め、回帰直線上において五十年に相当する応力レベル(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。	

十 (2) 欄第四号のうち曲げ弾性係数及び第五号のうちめりこみ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。

十 次に定める方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができ、
イ 試験体の採取は、(2) 欄第八号イによること。
ロ 試験体の養生は、(2) 欄第八号ロ（養生に関する部分に限る。）によること。
ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。
ニ サイドマッティング用試験体について、(2) 欄第四号及び第五号（試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。）に定めるところにより各力学特性値を求めること。
ホ 十体以上の調整係数用本試験体について、対応するサイドマッティング用試験体の二で求めた力学特性値の平均値に(2) 欄第八号の含水率の調整係数、(2) 欄第九号の荷重継続時間の調整係数及び(2) 欄第十号の弾性係数を乗じて得られる応力に相当する荷重を与え、弾性係数を求める際に用いた部分に相当する部分の変位を、荷重を加え始めてから、一分、五分、十分、百分及び五百分後並びにその後二十四時間毎に五週間以上計測すること。
ヘ ホの調整係数用本試験体それぞれについて、各時間

十一 (2) 欄第三号から第五号までの各基準値に対する事故的水濡れの調整係数が定められていること。

毎に計測された変位に対するおもり積載一分後の変位の比（以下「試験剛性低減係数」という。）を算出すること。
ト へにより算出した各調整係数用本試験体のそれぞれの時間に対応した試験剛性低減係数（一分及び五分に対応するものを除く。）の常用対数と、時間の常用対数との関係について、回帰直線を求めること。
チ クリープの調整係数は、トで得られた回帰直線上の、五十年に相当する数値（一・〇を超える場合は一・〇とする。）として求めること。
十一 次に定める方法又はこれと同等以上に事故的水濡れの調整係数を確認できる方法によること。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができ、
イ 試験体の採取は、(2) 欄第八号イによること。
ロ 試験体の養生は、(2) 欄第八号ロ（養生に関する部分に限る。）によること。
ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。
ニ サイドマッティング用試験体について、(2) 欄第三号から第五号まで（試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。）に定めるところにより各力学

	特性値を求めること。 ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均一に散水できる装置により七十二時間散水した後、自然乾燥、熱風による乾燥その他これらに類する方法で気乾状態まで乾燥させること。 ヘ ホの処理後の調整係数用本試験体について、(ロ)欄第三号から第五号まで(試験及び試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより各力学特性値を求めること。 ト 事故的水濡れの調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ヘで得られた力学特性値の二で得られた対応するサイドマッチング試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)として求めること。
十二 接着耐久性に関する強度の残存率が、それぞれ〇・五以上として定められていること。	十二 次に定める方法又はこれと同等以上に強度の残存率を測定できる方法によること。ただし、パネルの構成を考慮し、パネルの表層面に用いる材料及び接着剤の強度の残存率から計算した場合は、当該数値とすることができ。 イ 試験体の採取は、(ロ)欄第八号イによること。ただし、試験体の形状及び寸法については、次に定めるところによらなければならない。

	(1) 試験体の厚さはパネルの厚さと同じとすること。 (2) 試験体の上面及び底面は矩形とし、辺の長さは二十五ミリメートル以上とすること。 ロ サイドマッチング用試験体について、次に定めるところにより剥離強度を求めること。 (1) 試験体の養生は、(ロ)欄第八号ロ(養生に係る部分に限る。)によること。 (2) 次に定める剥離試験を行うこと。 (i) 試験体の底面を試験台に、上面を荷重ブロックに接着すること。この場合において、接着剤はパネルの引張強度以上の強度を有するものとしなければならない。 (ii) (i)の荷重ブロックを介し、試験体の厚さ方向に引張荷重を漸増して加えること。 (iii) 試験は、パネルの表面が剥離するまで行い、試験体に加える荷重を適切な精度を有する機器で計測すること。 (3) サイドマッチング用試験体の剥離強度は、(2)の試験で得られた最大荷重を受圧面積で除した数値とすること。 ハ 調整係数用本試験体について、劣化処理を実施すること。 ニ ハの劣化処理後の試験体について、ロ(試験及び試
--	--

試験体ごとの力学特性値の算出に係る部分に限る。)に定めるところにより剥離強度を求めること。
ホハの劣化処理は、次の分類に応じ、(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 加熱冷却法 次の(i)から(v)までの処理を順に実施する方法
 - (i) 摂氏四十九度正負二度の水中に一時間浸漬する。
 - (ii) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中に三時間曝露する。
 - (iii) 摂氏マイナス十二度正負三度で二十時間曝露する。
 - (iv) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で三時間曝露する。
 - (v) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中で三時間曝露する。
 - (vi) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で十八時間曝露する。
- (2) 煮沸法 次の(i)から(iii)までの処理を順に実施する方法
- (i) 沸騰水中に四時間以上浸漬する。
 - (ii) 常温水中に一時間以上浸漬する。
 - (iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で

- (3) 気乾状態になるまで乾燥する。
- 減圧法 次の(i)から(iii)までの処理を順に実施する方法

- (i) 六百三十五ミリメートル水銀柱に減圧した常温水中に三十分間以上浸漬する又は気圧と同等に加圧した温度摂氏六十五度の水中に一時間以上浸漬する。
- (ii) 気圧と同等に加圧した常温水中に三十分以上浸漬する。
- (iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で六時間以上(偶数サイクル及び最終サイクルは十五時間以上とする。)、気乾状態になるまで乾燥する。

ヘ 強度の残存率の算出に用いる数値を、調整係数用本試験体ごとに計算した、二で得られた剥離強度の口で得られた対応するサイドマッティング試験体についての剥離強度の平均値に対する比率を更に平均して得た数値として計算すること。

ト 強度の残存率は、ヘで計算した数値について、使用する環境に応じ、それぞれ次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 常時湿潤環境 加熱冷却法(繰り返し回数)を六回とする。)による試験で得られた数値

第一第十二号に掲げる建築材料	十三 耐久処理を施したものにあっては、処理薬剤名が明らかにされ、かつ、防腐剤含有量の基準値が定められていること。 耐久処理（インサイジングを含む）による力学特性値の低下率の基準値が定められていること。又は、担保される力学特性値が低下率を反映したものであること。	十三 次に定めるところによる。 イ 耐久処理に用いた薬剤の種類及びその分析は、JIS K 一五七〇（木材防腐剤）——一九九八による。 ロ 耐久処理による力学特性値の低下率の基準値は、耐久処理を施したものの（㊦欄第四号から第六号までの各基準値の耐久処理を施さないものについて当該基準値に対する比率とする。
	一 断面寸法及びその許容差の基準値が定められていること。 二 各構成要素の品質が定められていること。 各構成要素を接合する接	一 形状及び寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の精度を有する測定器具を用いて行うこと。 二 各構成要素ごとに、原材料受け入れ時に書類等で確認すること。

着剤について、その品質が JIS、K 六八〇六（水性高分子—イソシアネート系木材接着剤）——一九九五と同等以上として定められているものを用いていること。	
三 必要に応じ、縦方向の内圧縮強度の基準値が定められていること。	三 JIS A 一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）——一九九四の六、八の軸方向圧縮試験又はこれと同等以上に面内圧縮強度を確認できる方法によること。
四 面外曲げ強度及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。	四 JIS A 一四一四（建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験法）——一九九四の六、一〇の単純曲げ試験又はこれと同等以上に（㊦欄の基準値を確認できる方法によること。
五 必要に応じ、せん断耐力及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。	五 第一第十二号に掲げる建築材料の項（㊦欄第六号の方法によること。
六 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する材料とする場合は、（㊦欄第四号の各力学特性値に対する含水率の調整係数が定められて	六 第一第十二号に掲げる建築材料の項（㊦欄第八号の方法によること。この場合において、ただし書中「パネルの表面層面に用いる材料」とあるのは、「パネルの表面に用いる面材及び枠材」と読み替えるものとする。

七 必要に応じ、(イ)欄第三号及び第四号のうち曲げ強度に対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。	七 第十二号に掲げる建築材料の項は欄第九号の方法によること。この場合において、ただし書中「パネルの表面面に用いる材料」とあるのは、「パネルの表面に用いる面材及び枠材」と読み替えるものとする。
八 (イ)欄第四号のうち曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。	八 第十二号に掲げる建築材料の項は欄第十号の方法によること。この場合において、ただし書中「パネルの表面面に用いる材料」とあるのは、「パネルの表面に用いる面材及び枠材」と読み替えるものとする。
九 (イ)欄第三号及び第四号の各基準値に対する事故的水濡れの調整係数が定められていること。	九 第十二号に掲げる建築材料の項は欄第十一号の方法によること。この場合において、ただし書中「パネルの表面面に用いる材料」とあるのは、「パネルの表面に用いる面材及び枠材」と読み替えるものとする。
十 耐久処理を施したものにあっては、処理薬剤名が明らかにされ、かつ、防汚剤含有量の基準値が定められていること。 耐久処理（インサイジングを含む）による力学特性値の低下率の基準値が定められていること。又は、担	十 第十二号に掲げる建築材料の項は欄第十三号の方法によること。

保される力学特性値が低下率を反映したものであること。	
-----------------------------------	--

別表第三（検査項目及び検査方法）

建築材料の区分	検査項目	検査方法等
第一第十一号に掲げる建築材料	別表第二(イ)欄に規定する品質基準のうち第一号、第二号及び第十一号	一 構成要素の種類、接着剤の種類、生産方法等の生産条件が異なる毎に別表第二(イ)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの特性及び調整係数による強度等の低減の度を考慮して、代表的な品質基準についての代替的な検査方法により合理的に品質を確保することができる場合においては、この限りでない。
第一第十二号に掲げる建築材料	別表第二(イ)欄に規定する品質基準のうち第一号及び第二号	一 構成要素の種類、接着剤の種類、生産方法等の生産条件が異なる毎に別表第二(イ)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの特性及び調整係数による強度等の低減の度を考慮して、代表的な品質基準についての代替的な検査方法により合理的に品質を確保することができる場合においては、この限りでない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○建設省告示第千四百四十六号

建築物の基礎、主要構造部等使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 九 略

十 木質接着成形軸材料（接着剤を用いて单板又はストランドを成形した軸材料をいう。以下同じ。）及び木質複合軸材料（製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木質材料を接着剤を用いて複合した軸材料をいう。以下同じ。）

十一 木質断熱複合パネル（平板状の有機系発泡剤の両面に構造用合板その他これに類するものを接着した材料で、枠組がないものをいう。以下同じ。）

十二 木質接着複合パネル（木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを接着した材料を

いう。以下同じ。）

十三 構造用紙管

第二・第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

第一第十三号に掲げる建築材料	（イ）	（ロ）
----------------	-----	-----

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

建築材料の区分	（イ） 品質基準	（ロ） 測定方法等
第一第十三号に掲げる建築材料	一寸法・形状の基準値及びその許容差が定められていること。	一次に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法により行う。 イ 外径の測定は、最小目盛〇・五ミリメートル以下のノギスを用いること。 ロ 肉厚の測定は、最小目盛〇・〇五ミリメートル以下のノギス又はマイクロメータを用いること。 ハ 直線性は、構造用紙管の全長に対する最大矢高の割

	合として求めるものとし、その測定にあつては、全長の〇・〇〇五パーセント以上の精度を有する方法によること。
二 水分率の基準値が定められていること。	二 次に定める方法又はこれと同等以上に水分率を測定できる方法によること。 イ 試験体の採取は、次に定めるところによること。 (1) 標本は生産、加工、流通及び施工のすべての段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表わすものとなるように収集すること。 (2) 同一の標本より採取する試験体の数は、母集団の特性値を適切に推定できる数とすること。 ロ 試験体の養生は、温度二十度正負二度、相对湿度六十五パーセント正負五パーセントの環境下で平衡状態になるまで行うこと。 ハ 水分率は、次に掲げる式により求めること。 $R = \frac{(m_1 - m_2)}{m_1} \times 100$ この式において、R、m_1及びm_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Ｒ 水分率（単位 パーセント） Ⅲ 試験体の乾燥前の質量（単位 グラム） Ⅳ 試験体を、換気が適切に行え、かつ、百五±二℃に設定された乾燥機中において乾燥さ

	せた場合の恒量（当該試験体の質量と二十四時間前の質量との差が〇・一パーセント以下になった時点での質量をいう。以下同じ。） （単位 グラム）
三 曲げ強度及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。	三 次に定める方法又はこれと同等以上に(2)欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 試験体の採取は、(2)欄第二号イによること。 ロ 試験体の養生は、摂氏二十度、相对湿度六十五パーセントの環境下で平衡状態になるまで行うこと。この場合において、温湿度補正が合理的に行える場合にあつては、これと異なる環境下で養生を行うことができる。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 二 曲げ試験は、次に定めるところにより行うこと。 (1) 支点は試験体の両端部に設け、それぞれ二つのローラーによる面を百二十度正負二度の角度を成すように組み合わせたプリズム型支持とすること。 (2) 支点間距離は、試験体の外径の十二倍以上とすること。 (3) 載荷点は、試験体の中央部に設け、局部破壊のおそれのある場合にあつてはクロスヘッドの使用その他の有効な防止措置を講ずること。

四 単位長さあたりの横圧縮	(4) (3)の載荷点への平均荷重速度は一分間あたり一以上十以下(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)とすること。 (5) 試験体に作用する荷重及び試験体の中央におけるたわみ量を適切な精度で測定すること。 へ 曲げ強度の基準値は、次に定める式によつて計算した試験体ごとの曲げ強度の、信頼水準七十五パーセントにおける九十五パーセント下側許容限界値とすること。 $F_b = \frac{P_{max} \cdot l \cdot D}{\pi D^4 - d^4}$ この式において、F_b、P_{max}、l、D及びdは、それぞれ次の数値を表すものとする。 F_b 曲げ強度(単位) P_{max} ニの試験における最大曲げ荷重(単位 ニートンメートル) l 支点間距離(単位 メートル) D 外径(単位 メートル) d 内径(単位 メートル) ト 曲げ弾性係数の基準値は、荷重と変位又はひずみの関係からせん断の影響を適切に考慮して得た各試験体ごとの曲げ弾性係数の平均値として求めること。 四 次に定める方法又はこれと同等以上に横圧縮耐力を確認
---------------	---

耐力の基準値が定められていること。 五 縦圧縮強度及び縦圧縮弾性係数の基準値が定められていること。	認でできる方法により行う。 イ 試験体の採取は、(イ)欄第二号イによること。 ロ 試験体の養生は、(ロ)欄第三号ロによること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 ニ 試験体の長さは当該試験体の外径以上とすること。 ホ 圧縮試験は、上下に平行な平盤をもつ適切な精度を有する圧縮試験機を用い、試験体の軸を平盤と平行にした状態で当該試験体を圧縮して行うこと。 ヘ ホの圧縮試験における平均荷重速度は一分間あたり一以上十以下(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)とすること。 ト 横圧縮耐力の基準値は、各試験体ごとにホの圧縮試験で得られた荷重変形関係が最初に比例関係から外れたときの荷重を当該試験体の長さで除して得た横圧縮耐力の、信頼水準七十五パーセントにおける九十五パーセント下側許容限界値として求めること。 五 次に定める方法又はこれと同等以上に(イ)欄の各力学特性値を確認できる方法によること。 イ 試験体の採取は、(イ)欄第二号イによること。 ロ 試験体の養生は、(ロ)欄第三号ロによること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。
---	--

	六 湿润状態となるおそれのある部分に使用する材料とする場合は、㊦欄第五号の
ニ 試験体の長さは当該試験体の外径の二倍以上とすること。 ホ 圧縮試験は、㊦欄第四号ホの圧縮試験機を用い、試験体の軸を加力方向と一致させた状態で当該試験体を圧縮して行うこと。 ヘ ホの圧縮試験における加力は、次の(1)又は(2)のいずれかによること。 (1) クロスヘッドスピードを一分間あたり五十以上六十五以下(単位 ミリメートル)とする。 (2) 平均荷重速度を一分間あたり三正負〇・一五(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)とする。 ト 縦圧縮強度はの基準値は、各試験体ごとに得られた荷重変形関係が最初に比例関係から外れたときの荷重を当該試験体の断面積で除して得た圧縮強度の、信頼水準七十五パーセントにおける九十五パーセント下側許容限界値として求めること。 チ 縦圧縮弾性係数の基準値は、各試験体ごとに得られた応力とひずみの関係から計算した圧縮弾性係数の平均値として求めること。 六 次に定める方法又はこれと同等以上に水分率の調整係数を測定できる方法によること。 イ 試験体の採取は、㊦欄第二号によるほか、次に定め	

力学特性値に対する水分率の調整係数が定められていること。	
るところによること。 (1) 標本の数は十以上とすること。 (2) 同一の標本より採取する調整係数用本試験体の数は、十以上とすること。 (3) (2)の本試験体に隣接又は材料特性の差が最も小さくなる位置からサイドマッティング用試験体を抽出すること。 ロ サイドマッティング用試験体は、㊦欄第三号ロに示す方法で養生を行い、当該環境下で㊦欄第五号ニからチまでに定めるところより各力学特性値を求めること。 ハ 調整係数用本試験体は、次の使用環境条件又は部位に応じて(1)又は(2)のいずれかに定める環境下で養生を行い、当該環境下で㊦欄第五号ニからチまでに定めるところにより各力学特性値を求めること。 (1) 常時湿润環境 気温摂氏二十度正負二度、相对湿度九十五パーセント正負五パーセント (2) 断続湿润環境 気温摂氏二十度正負二度、相对湿度八十五パーセント正負五パーセント ニ 含水率の調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ハで得られた力学特性値のロで得られた対応するサイドマッティング用試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)として求めること	

七 (ウ)欄第五号のうち縦圧縮強度に対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。	七 調整係数は、$\frac{1}{1.1}$とする。ただし、以下に示す方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を測定できる方法による場合は、当該数値とすることができ。 イ 試験体の採取は、(ウ)欄第六号イによること。 ロ 試験体の養生は、(ウ)欄第三号ロによること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 ニ サイドマツチング用試験体について、(ウ)欄第五号ニからトまで定めるところにより縦圧縮強度を求めること。 ホ ニの縦圧縮強度に対して三以上の応力レベルを選択し、これを各調整係数用本試験体の両側のサイドマツチング用試験体の縦圧縮強度の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体を与え、破壊荷重継続時間を計測すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならない。 ヘ 荷重継続時間の調整係数は、ホにより計測した各調整係数用本試験体の応力レベル毎の破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルの関係について回帰直線を求めること。
--	---

八 (ウ)欄第五号のうち縦圧縮弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。	八 次に定める方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。 イ 試験体の採取は、(ウ)欄第六号イによること。 ロ 試験体の養生は、(ウ)欄第三号ロによること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 ニ サイドマツチング用試験体について、(ウ)欄第五号ニからホまで及びトに定めるところにより縦圧縮弾性係数を求めること。 ホ 十体以上の調整係数用本試験体について、対応するサイドマツチング用試験体のニで求めた縦圧縮弾性係数の平均値に(ウ)欄第六号の水分率の調整係数、(ウ)欄第七号の荷重継続時間の調整係数及び$\frac{1}{1.1}$を乗じて得られる応力に相当する荷重を与え、弾性係数を求める際に用いた部分に相当する変位を、荷重を加え始めてから、一分、五分、十分、百分及び五百分後並びにその後二十四時間毎に五週間以上計測すること。 ヘ ホの調整係数用本試験体それぞれについて、試験剛性低減係数を算出すること。
--	---

	ト へにより算出した各調整係数用本試験体のそれぞれの時間に対応した試験剛性低減係数（二分及び五分に対応するものを除く。）の常用対数と、時間の常用対数との関係について、回帰直線を求めること。 チ クリープの調整係数は、トで得られた回帰直線上の、五十年に相当する数値（$1 \cdot 0$を超える場合は$1 \cdot 0$とする。）として求めること。
九 〇欄第五号の各基準値に対する事故的水濡れの調整係数が定められていること。	九 次に定める方法又はこれと同等以上に事故的水濡れの調整係数を確認できる方法によること。 イ 試験体の採取は、〇欄第六号イによること。 ロ 試験体の養生は、〇欄第三号ロによること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 ニ サイドマッティング用試験体について、〇欄第五号ニからチまで定めるところにより各力学特性値を求めること。 ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均一に散水できる装置により七十二時間散水した後、自然乾燥、熱風その他これらに類する方法で気乾状態で乾燥させること。 ヘ ホの処理後の調整係数用試験体について、〇欄第五号ニからチまで定めるところにより各力学特性値を求めること。

十 接着耐久性に関する強度及び剛性の残存率が、それぞれ$0 \cdot 5$以上として定められていること。	ト 事故的水濡れの調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ヘで得られた力学特性値のニで得られた対応するサイドマッティング用試験体についての力学特性値平均値に対する比率を更に平均して得た数値（$1 \cdot 0$を超える場合は、$1 \cdot 0$とする。）として求めること。 十 次に定める方法又はこれと同等以上に接着耐久性に関する各力学特性値の残存率を測定できる方法によること。 イ 試験体の採取は、〇欄第六号イによること。 ロ サイドマッティング用試験体について、〇欄第五号ニからチまで定めるところにより〇欄第五号の各力学特性値を求めること。 ハ 調整係数用本試験体について、劣化処理を実施すること。 ニ ハの劣化処理後の試験体について、〇欄第五号ニからチまで定めるところにより〇欄第五号の各力学特性値を求めること。 ホ ハの劣化処理は、次の分類に応じ、(1)から(3)までに定める方法とすること。 (1) 加熱冷却法 次の(i)から(w)までの処理を順に実施する方法 (i) 摂氏四十九度正負二度の水中に一時間浸漬する
---	--

- (ii) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中に三時間曝露する。
 - (iii) 摂氏マイナス十二度正負三度で二十時間曝露する。
 - (iv) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で三時間曝露する。
 - (v) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中で三時間曝露する。
 - (vi) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空気中で十八時間曝露する。
- (2) 煮沸法 次の(i)から(iii)までの処理を順に実施する方法
- (i) 沸騰水中に四時間以上浸漬する。
 - (ii) 常温水中に一時間以上浸漬する。
 - (iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で気乾状態になるまで乾燥する。
- (3) 減圧加圧法 次の(i)から(iii)までの処理を順に実施する方法
- (i) 六百三十五ミリメートル水銀柱に減圧した常温水中に五分間以上浸漬する。
 - (ii) 五・二正負〇・三(単位 一平方センチメートルあたりキログラム重)に加圧した常温水中に一

十一 湿潤膨潤度の基準値が定められていること。

十一 次に定める方法又はこれと同等以上に湿潤膨潤度の基準値を測定できる方法によること。

十二 構造用紙管を構成する原紙又は表装紙について、バクテリア、腐朽菌、カビ、紫外線その他の要因により構造耐力上支障のある劣化が生じる恐れがある場合にあつては、各種性能を維	イ 試験体の採取は、(イ)欄第二号イによること。この場合において、試験体は十組以上、寸法は幅十五ミリメートル以上長さ二十ミリメートル以上とする。 ロ 試験体は、気温二十三度正負一度、相対湿度五十パーセント正負二パーセントの環境下で含水状態の調整を行うこと。 ハ 湿潤膨潤度の基準値は、次に掲げる温度及び湿度の条件に調整した槽内において試験体の重さに応じた荷重を加えた状態で三十分以上存置し、その時の長さの変化に基づいて求めること。 (1) 摂氏二十三度正負一度、相対湿度五十パーセント正負二パーセント (2) 摂氏二十三度正負一度、相対湿度三十三パーセント正負二パーセント (3) 摂氏二十三度正負一度、相対湿度八十四±二パーセント又は六十四±二パーセント 十二 構造用紙管を構成する原紙又は表装紙に対して、各種劣化に対する強度及び剛性の低下の基準値を定めることと、処理剤含浸(当該処理により強度及び剛性低下を生ずる場合にあつては、その低下の基準値を定めることを含む。)を行うこと、その他の有効な措置について方法を確認すること。

法 37 条 (構造用紙管) - 15

持させるのに必要となる措置等の基準が定められていること。	
------------------------------	--

別表第三 (検査項目及び検査方法)

(イ) 建築材料の区分	(ロ) 検査項目	(ハ) 検査方法等
第一第十三号に掲げる建築材料	別表第二(ロ)欄に規定する品質基準のすべて	一 寸法及び形状並びに接着剤の品質は、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。 二 前号に掲げる以外の項目の検査は、構成要素の種類、接着剤の種類、生産方法等の条件が異なる毎に当該生産ロットの総数に応じ、それぞれ次のイからハまでに定める本数について、材料の各力学特性値及び調整係数による強度等の低減を考慮し、別表第二(ハ)欄に掲げる測定方法によって行う。 イ 百未満 五 ロ イ及びハ以外 十 ハ 五百以上 二十

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

品質に関する技術的基準を定める件（傍線部分は改正部分）
平成十二年建設省告示第千四百四十六号（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び

改正案

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

現行

別表第一	第三略	第二略	第一略
------	-----	-----	-----

第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

別表第一	第三略	第二略	第一略
------	-----	-----	-----

第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

第一第一号	(1)
に掲げる建	
築材料	

日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五 鋼管
ぐい）——一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）——
九九四、JIS G三二〇一（一般構造用圧延鋼材）——一九

第一第一号	に掲げる建	築材料
-------	-------	-----

日本工業規格（以下「JIS」という。）A5525（鋼管ぐい）——1994、JIS A5526（H形鋼ぐい）——1994、JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）——1994

--

九五 JIS G三〇六 (溶接構造用圧延鋼材) 一九九
九 JIS G三一四 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)
一 一九九八 JIS G三一一八 (建築構造用圧延鋼材) 一
一九九四 JIS G三三八 (建築構造用圧延棒鋼) 一
九一六 JIS G三〇二 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼
板及び鋼帯) 一九九四 JIS G三二二 (塗装溶融
亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八
アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八
JIS G三二二 (塗装溶融五五アルミニウム亜鉛合
金めっき鋼板及び鋼帯) JIS G三三〇 (一般構造用
軽量形鋼) 一九九七 JIS G三三二 (デッキプレ
ート) 一九七九 JIS G三三三 (一般構造用溶接軽量
H形鋼) 一九九〇 JIS G三四四 (一般構造用炭素
鋼管) 一九九四 JIS G四六六 (一般構造用角形鋼
管) 一九八八 JIS G四七五 (建築構造用炭素鋼管)
一 一九六六 JIS G五〇一 (炭素鋼鉄鋼
品) 一九九一 JIS G五〇二 (溶接構造用鉄鋼品)

--	--

九五、JIS G三二〇六（溶接構造用圧延鋼材）——一九九
九、JIS G三一—四（溶接構造用耐侯性熱間圧延鋼材）——一九九八、JIS G三一—六（建築構造用圧延鋼材）——一九九四、JIS G三一三八（建築構造用圧延棒鋼）——一九九六、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）——一九九七、JIS G三三五二（デッキブレイド）——一九九七、JIS G三三五三（一般構造用溶接軽量H形鋼）——一九九〇、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）——一九九四、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）——一九八八、JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管）——一九九六、JIS G五—一〇（炭素鋼鑄鋼品）——一九九一、JIS G五—二〇（溶接構造用鋁鋼品）——一九九一又はJIS G五—二〇—一（溶接構造用遠心力鑄鋼管）——一九九一

- 1 -

—一九九一又はJIS G五二〇一（溶接構造用遠心力鑄鋼管）—一九九一

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(2)

(7)

(2)

(2)

(3)	
-----	--

72

建築材料	第一第一号に掲げる建築材料
------	---------------

品質基準	一 降伏点又は○・ 二 パーセント耐力
------	------------------------

測定方法等

建築材料	第一第一号 に掲げる建 築材料
------	-----------------------

品質基準	一 降伏点又は〇・ 二パーセント耐力
------	-----------------------

測定方法等

一 次に掲げる方法によること。

パーセント耐力)の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。

ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの強度は、次の数値を満たすこと。

イ 引張試験片は、JIS G〇四〇四(鋼材の一般受渡し条件)——一九九に従い、JIS Z二二〇一(金属材料引張試験片)——一九九八に基づき、鋼材の該当する形状の引張試験片を用いること。

ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z二二四一(金属材料引張試験方法)——一九九八によ

おつては、（〇・一パーセント耐力）の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。

ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの強度は、次の数値を満たすこと。

イ 引張試験片は、JIS G4004（鋼材の一般受渡し条件）——一九九に従い、JIS Z3301（金属材料引張試験片）——一九九八に基づき、鋼材の該当する形状の引張試験片を用いること。

ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z3304（金属材料引張試験方法）——一九九八によること。

- 2 -

イ 炭素鋼の場合 (1) 降伏点又は〇・ニパーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上 (2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき四百ニュートン以上 ロ ステンレス鋼の場合 (1) 降伏点又は〇・一パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上 (2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき五百二十ニュートン以上	ニ 炭素鋼の場合は、炭素含有量は一・七パーセント以下 ニ 次に掲げる方法又はこれによる場合と化学成分の含有量の分析方法及び分析結果が同程度と認められる方法によること。
--	---

イ 炭素鋼の場合 (1) 降伏点又は〇・ニパーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上 (2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき四百ニュートン以上 ロ ステンレス鋼の場合 (1) 降伏点又は〇・一パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上 (2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき五百二十ニュートン以上	ニ 炭素鋼の場合は、炭素含有量は一・七パーセント以下 ニ 次に掲げる方法によること。
--	--

下の範囲で、C、Si、Mn、P、Sの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Si、Mn、P、S、Crの化学成分の含有量の基準値が定められていること。 これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。	イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇四一七（鉄及び鋼—化学成分定量用試料の採取及び調整）——一九九九年によること。 ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。 (1) JIS G〇三二一（鋼材の製品分析方法及びその許容変動値）——一九九九年 (2) JIS G二二一（鉄及び鋼—炭素定量方法）——一九九五年 (3) JIS G二二二（鉄及び鋼—けい素定量方法）——一九九七年 (4) JIS G二二三（鉄及び鋼中のマンガン定量方法）——一九八一年 (5) JIS G二二四（鉄及び鋼—りん定量方法）——一九九八年 (6) JIS G二二五（鉄及び鋼—硫黄定量方法）——一九九四年 (7) JIS G二二六（鉄及び鋼—ニッケル定量方法）——一九九七年 (8) JIS G二二七（鉄及び鋼中のクロム定量方法）——一九九二年
---	---

下の範囲で、C、Si、Mn、P、Sの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Si、Mn、P、S、Crの化学成分の含有量の基準値が定められていること。 これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。	イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇四一七（鉄及び鋼—化学成分定量用試料の採取及び調整）——一九九九年によること。 ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。 (1) JIS G〇三二一（鋼材の製品分析方法及びその許容変動値）——一九九九年 (2) JIS G二二一（鉄及び鋼—炭素定量方法）——一九九五年 (3) JIS G二二二（鉄及び鋼—けい素定量方法）——一九九七年 (4) JIS G二二三（鉄及び鋼中のマンガン定量方法）——一九八一年 (5) JIS G二二四（鉄及び鋼—りん定量方法）——一九九八年 (6) JIS G二二五（鉄及び鋼—硫黄定量方法）——一九九四年 (7) JIS G二二六（鉄及び鋼—ニッケル定量方法）——一九九七年 (8) JIS G二二七（鉄及び鋼中のクロム定量方法）——一九九二年 (9) JIS G二二八（鉄及び鋼—
---	---

(9)	JIS G 二二八 (鉄及び鋼—モリブデン定量方法) —一九九四
(10)	JIS G 二二九 (鉄及び鋼—銅定量方法) —一九九七
(11)	JIS G 二二二 (鉄及び鋼—バナジウム定量方法) —一九九八
(12)	JIS G 二二三 (鉄及び鋼—チタン定量方法) —一九九七
(13)	JIS G 二二四 (鉄及び鋼中のアルミニウム定量方法) —一九八
—	
(14)	JIS G 二二七 (鉄及び鋼—ほう素定量方法) —一九九七
(15)	JIS G 二二八 (鉄及び鋼—窒素定量方法) —一九九七
(16)	JIS G 二二三 (鋼中のジルコニウム定量方法) —一九八〇
(17)	JIS G 二三七 (鉄及び鋼—ニオブ定量方法) —一九九七
(18)	JIS G 二五三 (鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法) —一九九五
(19)	JIS G 二五六 (鉄及び鋼—蛍光X線分析方法) —一九九七
(20)	JIS G 二五七 (鉄及び鋼—原子吸光分析方法) —一九九四

(9)	モリブデン定量方法) —一九九四
(10)	JIS G 二二九 (鉄及び鋼—銅定量方法) —一九九七
(11)	JIS G 二二二 (鉄及び鋼—バナジウム定量方法) —一九九八
(12)	JIS G 二二三 (鉄及び鋼—チタン定量方法) —一九九七
(13)	JIS G 二二四 (鉄及び鋼中のアルミニウム定量方法) —一九八
—	
(14)	JIS G 二二七 (鉄及び鋼—ほう素定量方法) —一九九七
(15)	JIS G 二二八 (鉄及び鋼—窒素定量方法) —一九九七
(16)	JIS G 二二三 (鋼中のジルコニウム定量方法) —一九八〇
(17)	JIS G 二三七 (鉄及び鋼—ニオブ定量方法) —一九九七
(18)	JIS G 二五三 (鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法) —一九九五
(19)	JIS G 二五六 (鉄及び鋼—蛍光X線分析方法) —一九九七
(20)	JIS G 二五七 (鉄及び鋼—原子吸光分析方法) —一九九四
(21)	JIS G 二五八 (鉄及び鋼—

(21)	JIS G 二五八 (鉄及び鋼—誘導結合プラズマ発光分光分析方法) —一九九七
三	溶接を行う炭素鋼については、炭素当量(C _{eq})又は溶接割れ感受性組成(R _e)及びシャルピー吸収エネルギーの基準値が定められていること。
三	次に掲げる方法又はこれによる場合と炭素当量(C _{eq})又は溶接割れ感受性組成(R _e)及びシャルピー吸収エネルギーの測定方法及び測定結果が同程度と認められる方法によること。
イ	炭素当量(C _{eq})又は溶接割れ感受性組成(R _e)は、成分分析結果に基づき、次の式により算定すること。
	$C_{eq} = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14}$
	この式において、C、Mn、Si、Ni、Cr、Mo及びVは、それぞれ次の数値を表す。
C _{eq}	炭素当量 (単位 パーセント)
C	炭素分析値 (単位 パーセント)
Mn	マンガン分析値 (単位 パーセント)
Si	けい素分析値 (単位 パーセント)
Ni	ニッケル分析値 (単位 パーセント)
Cr	クロム分析値 (単位 パーセント)

三	溶接を行う炭素鋼については、炭素当量(C _{eq})又は溶接割れ感受性組成(R _e)及びシャルピー吸収エネルギーの基準値が定められていること。
三	次に掲げる方法によること。
イ	炭素当量(C _{eq})又は溶接割れ感受性組成(R _e)は、成分分析結果に基づき、次の式により算定すること。
	$C_{eq} = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14}$
	この式において、C、Mn、Si、Ni、Cr、Mo及びVは、それぞれ次の数値を表す。
C _{eq}	炭素当量 (単位 パーセント)
C	炭素分析値 (単位 パーセント)
Mn	マンガン分析値 (単位 パーセント)
Si	けい素分析値 (単位 パーセント)
Ni	ニッケル分析値 (単位 パーセント)
Cr	クロム分析値 (単位 パーセント)
Mo	モリブデン分析値 (単位 パーセント)

Mo	モリブデン分析値(単位 パーセント)
V	バナジウム分析値(単位 パーセント)
$P_s = C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Cu}{20} + \frac{Zr}{80} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + S$ この式において、 P_s 、C、Mn、Si、Cu、Ni、Cr、Mo、V及びBは、それぞれ次の数値を表す。 R_h 溶接割れ感受性組成(単位 パーセント) C 炭素分析値(単位 パーセント) Mn マンガン分析値(単位 パーセント) Si けい素分析値(単位 パーセント) Cu 銅分析値(単位 パーセント) Ni ニッケル分析値(単位 パーセント) Cr クロム分析値(単位 パーセント) Mo モリブデン分析値(単位 パーセント) V バナジウム分析値(単位 パーセント) B ほう素分析値(単位 パーセント)	

V	バナジウム分析値(単位 パーセント)
$P_s = C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Cu}{20} + \frac{Zr}{80} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + S$ この式において、 P_s 、C、Mn、Si、Cu、Ni、Cr、Mo、V及びBは、それぞれ次の数値を表す。 R_h 溶接割れ感受性組成(単位 パーセント) C 炭素分析値(単位 パーセント) Mn マンガン分析値(単位 パーセント) Si けい素分析値(単位 パーセント) Cu 銅分析値(単位 パーセント) Ni ニッケル分析値(単位 パーセント) Cr クロム分析値(単位 パーセント) Mo モリブデン分析値(単位 パーセント) V バナジウム分析値(単位 パーセント) B ほう素分析値(単位 パーセント)	

四	鋼材(の製品)の形状・寸法及び単位質量の基準値が定められていること。
五	五 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物が無いこと。
四	四 次に掲げる方法又はこれによる場合と鋼材の形状・寸法及び単位質量の測定方法及び測定結果が同程度と認められる方法によること。 イ 鋼材の形状・寸法の測定は、任意の位置において、規定されている寸法を、適切な測定精度を有する計測機器を用いて測定すること。 ロ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。 (1) 鋼材の断面積に対して、比重を乗じて求めること。 (2) 製品十本以上又は一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。
五	五 JIS G 4044(鋼材の一般受渡し条件) 一九九八又はこれによる場合と構造耐力上有害な欠け、及び付着物が無いこと。

四	鋼材(の製品)の形状・寸法及び単位質量の基準値が定められていること。
五	五 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物が無いこと。
四	四 次に掲げる方法によること。 イ 鋼材の形状・寸法の測定は、任意の位置において、規定されている寸法を、適切な測定精度を有する計測機器を用いて測定すること。 ロ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。 (1) 鋼材の断面積に対して、比重を乗じて求めること。 (2) 製品十本以上又は一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。
五	五 JIS G 4044(鋼材の一般受渡し条件) 一九九八によること。

こと。	六 鋼材に表面処理等が施されている場合は、表面仕上げの組成及び付着量の基準値が定められていること。	七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて鋼材のクリープ、疲労特性、持久性、高温特性及び低温特性等の基準値が定められていること。
割れ、錆及び付着物の確認方法及び確認結果が同程度と認められる方法によること。	六 めっき厚の測定は、JIS G 三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八の十六、一めっき付着量試験又はこれによる場合と表面仕上げの組成及び付着量の測定方法及び測定結果が同程度と認められる方法によること。	七 次に掲げる方法又はこれによる場合と鋼材のクリープ、疲労特性、持久性、高温特性及び低温特性等の測定方法及び測定結果が同程度と認められる方法によること。 イ クリープ特性の測定は、JIS Z 二二七二（金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法）——一九九九によること。 ロ 疲労特性の測定は、JIS Z 二二七三（金属材料の疲れ試験方法通則）——一九七八によること。 ハ 耐久性の腐食試験は、JIS Z 二二七二（塩水噴霧試験方法）——二〇〇〇によること。 ニ 高温特性の測定は、JIS G 〇

こと。	六 鋼材に表面処理等が施されている場合は、表面仕上げの組成及び付着量の基準値が定められていること。	七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて鋼材のクリープ、疲労特性、持久性、高温特性及び低温特性などの基準値が定められていること。
	六 めっき厚の測定は、JIS G 三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八の十六、一めっき付着量試験によること。	七 次に掲げる方法によること。 イ クリープ特性の測定は、JIS Z 二二七二（金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法）——一九九九によること。 ロ 疲労特性の測定は、JIS Z 二二七三（金属材料の疲れ試験方法通則）——一九七八によること。 ハ 耐久性の腐食試験は、JIS Z 二二七二（塩水噴霧試験方法）——二〇〇〇によること。 ニ 高温特性の測定は、JIS G 〇五六七（鉄鋼材料及び耐熱合金の高

別表第三 略		五六七（鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法）——一九九八によること。 ホ 低温特性の測定は、所定の温度における機械的性質を、第一号に準じて測定すること。
--------	--	---

別表第三 略		高温引張試験方法）——一九九八によること。 ホ 低温特性の測定は、所定の温度における機械的性質を、第一号に準じて測定すること。
--------	--	--

- 1 -

- 2 -

炭素鋼				
構造用 鋼材				
SHK四九〇M	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの			三一五
SS四九〇	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの			二七五
SKK四九〇 SM四九〇A SM四九〇B SM四九〇C SM四九〇YA SM四九〇YB SMA四九〇AW SMA四九〇AP SMA四九〇BW SMA四九〇BP	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの			三二五

炭素鋼				
構造用 鋼材				
SKK四九〇 SHK四九〇M	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの			三一五
SS四九〇	鋼材の厚さが 四十ミリメー トルを超え百 ミリメートル 以下のもの			二七五
SKK四九〇 SM四九〇A SM四九〇B SM四九〇C SM四九〇YA SM四九〇YB SMA四九〇AW SMA四九〇AP SMA四九〇BW SMA四九〇BP	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの			三二五

SM四九〇CW SMA四九〇CP SN四九〇B SN四九〇C SNR四九〇B STK四九〇 STKR四九〇 STKN四九〇B SGC四九〇 SGLC四九〇 CGC四九〇 CGLC四九〇	鋼材の厚さが 四十ミリメー トルを超え百 ミリメートル 以下のもの			二九五
	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの			三二五
	鋼材の厚さが 四十ミリメー トルを超え七 十五ミリメー トル以下のもの			三三五

SM四九〇CW SMA四九〇CP SN四九〇B SN四九〇C SNR四九〇B STK四九〇 STKR四九〇 STKN四九〇B	鋼材の厚さが 四十ミリメー トルを超え百 ミリメートル 以下のもの			二九五
	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの			三二五
SM五二〇B SM五二〇C	鋼材の厚さが 四十ミリメー トルを超え七 十五ミリメー トル以下のもの			三三五

W、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPを、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三三三六（建築構造用圧延鋼材）——一九九四に定めるSN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cを、SNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bは、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）——一九九六に定めるSNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bを、SGC四〇〇及びSGC四九〇は、JIS G三三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるSGC四〇〇及びSGC四九〇を、CGC四〇〇及びCGC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九四に定めるCGC四〇〇及びCGC四九〇を、SGLC四〇〇及びSGLC四九〇は、JIS G三三二一（溶融五五%アルミニウム—亜鉛合板めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるSGLC四〇〇及びSGLC四九〇を、CGLC四〇〇及びCGLC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融五五%アルミニウム—亜鉛合板めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるCGLC四〇〇及びCGLC四九〇を、SSC四〇〇は、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）——一九八七に定めるSSC四〇〇を、SDP-T、SDP-II、SDP-III及びSDP-IVは、JIS G三三三二（デッキプレート）——一九七九に定めるSDP-T、SDP-II、SDP-III及びSDP-IVを、SWH四〇〇は、JIS G三三三三（一般構造用溶接軽量H形鋼）——一九九〇に定めるSWH四〇〇を、STK四〇〇及びSTK四九〇は、JIS G三三四四（一般構造用炭素鋼管）——一九九四に定めるSTK四〇〇及びSTK四九〇を、STKR四〇〇及びSTKR

W、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPを、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三三三六（建築構造用圧延鋼材）——一九九四に定めるSN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cを、SNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bは、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）——一九九六に定めるSNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bを、SGC四〇〇及びSGC四九〇は、JIS G三三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるSGC四〇〇及びSGC四九〇を、CGC四〇〇及びCGC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九四に定めるCGC四〇〇及びCGC四九〇を、SGLC四〇〇及びSGLC四九〇は、JIS G三三二一（溶融五五%アルミニウム—亜鉛合板めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるSGLC四〇〇及びSGLC四九〇を、CGLC四〇〇及びCGLC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融五五%アルミニウム—亜鉛合板めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるCGLC四〇〇及びCGLC四九〇を、SSC四〇〇は、JIS

G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）——一九八七に定めるSSC四〇〇を、SDP-T、SDP-II、SDP-III及びSDP-IVは、JIS G三三三二（デッキプレート）——一九七九に定めるSDP-T、SDP-II、SDP-III及びSDP-IVを、SWH四〇〇は、JIS G三三三三（一般構造用溶接軽量H形鋼）——一九九〇に定めるSWH四〇〇を、STK四〇〇及びSTK四九〇は、JIS G三三四四（一般構造用炭素鋼管）——一九九四に定めるSTK四〇〇及びSTK四九〇を、STKR四〇〇及びSTKR

四九〇は、JIS G三三六六（一般構造用角形鋼管）——一九八八に定めるSTKR四〇〇及びSTKR四九〇を、STKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九〇Bは、JIS G三三七五（建築構造用炭素鋼管）——一九九六に定めるSTKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九〇Bを、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS B一〇五一（炭素鋼及び合金鋼製結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）——二〇〇〇に定める強度区分である四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八を、SC四八〇は、JIS G五一〇（炭素鋼鋼品）——一九九一に定めるSC四八〇を、SCW四一〇及びSCW四八〇は、JIS G五一〇二（溶接構造用鋼品）——一九九一に定めるSCW四一〇及びSCW四八〇を、SCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFは、JIS G五二〇一（溶接構造用遠心力鋼管）——一九九一に定めるSCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFを、SUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSCS三A—CFは、JIS G四三二一（建築構造用ステンレス鋼材）——二〇〇〇に定めるSUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSCS三A—CFを、A二一五〇は、JIS B一〇五四（ステンレス鋼製耐食ねじ部品の機械的性質）——一九九五に定めるA二一五〇を、SR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三三二二（鉄筋コンクリート用棒鋼）——一九八七に定めるSR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、SR二三五及びSDR二三五は、JIS G三二一七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）——一九八七に定めるSR二三五及びSDR二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

四九〇は、JIS G三三六六（一般構造用角形鋼管）——一九八八に定めるSTKR四〇〇及びSTKR四九〇を、STKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九〇Bは、JIS G三三七五（建築構造用炭素鋼管）——一九九六に定めるSTKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九〇Bを、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS B一〇五一（炭素鋼及び合金鋼製結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）——二〇〇〇に定める強度区分である四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八を、SC四八〇は、JIS G五一〇（炭素鋼鋼品）——一九九一に定めるSC四八〇を、SCW四一〇及びSCW四八〇は、JIS G五一〇二（溶接構造用鋼品）——一九九一に定めるSCW四一〇及びSCW四八〇を、SCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFは、JIS G五二〇一（溶接構造用遠心力鋼管）——一九九一に定めるSCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFを、SUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSCS三A—CFは、JIS G四三二一（建築構造用ステンレス鋼材）——二〇〇〇に定めるSUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSCS三A—CFを、A二一五〇は、JIS B一〇五四（ステンレス鋼製耐食ねじ部品の機械的性質）——一九九五に定めるA二一五〇を、SR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三三二二（鉄筋コンクリート用棒鋼）——一九八七に定めるSR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、SR二三五及びSDR二三五は、JIS G三二一七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）——一九八七に定めるSR二三五及びSDR二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

二二三 略

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二号において同じ。）とする。

鋼材等の種類及び品質	基準強度（単位：平方ミリメートルにつきニュートン）
SKK四〇〇 SHK四〇〇M SS四〇〇 SM四〇〇A SM四〇〇B SM四〇〇C SMA四〇〇AW SMA四〇〇AP SMA四〇〇BW SMA四〇〇BP SMA四〇〇CW SMA四〇〇CP SN四〇〇A	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの 二三五

二二三 略

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二号において同じ。）とする。

鋼材等の種類及び品質	基準強度（単位：平方ミリメートルにつきニュートン）
SKK四〇〇 SHK四〇〇M SS四〇〇 SM四〇〇A SM四〇〇B SM四〇〇C SMA四〇〇AW SMA四〇〇AP SMA四〇〇BW SMA四〇〇BP SMA四〇〇CW SMA四〇〇CP SN四〇〇A	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの 二三五

SN四〇〇B SN四〇〇C SNR四〇〇B SSC四〇〇 SWH四〇〇 STK四〇〇 STKR四〇〇 STKN四〇〇W STKN四〇〇B	鋼材の厚さが四十ミリメートルを超え百ミリメートル以下のもの 二二五
SGC四〇〇 SGLC四〇〇 CGC四〇〇 CGLC四〇〇	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの 二八〇
SHK四九〇M	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの 三二五

SN四〇〇B SN四〇〇C SNR四〇〇B SSC四〇〇 SWH四〇〇 STK四〇〇 STKR四〇〇 STKN四〇〇W STKN四〇〇B	鋼材の厚さが四十ミリメートルを超え百ミリメートル以下のもの 二二五
SKK四九〇 SHK四九〇M	鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの 三二五

炭素鋼		鋼材	構造用
SKK四九〇	SM四九〇A	SM四九〇B	SM四九〇C
SM四九〇YA	SM四九〇YB	SMA四九〇AW	SMA四九〇AP
SMA四九〇BW	SMA四九〇BP	SMA四九〇CW	SMA四九〇CP
SN四九〇B	SN四九〇C	SNR四九〇B	STK四九〇
STKR四九〇	STKN四九〇B	SGC四九〇	SGLC四九〇
CGC四九〇	CGLC四九〇		
鋼材の厚さが 四十ミリメー トルを超え百 ミリメートル 以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの		
二九五	三二五	三四五	

炭素鋼		鋼材	構造用
SM 四九〇A SM 四九〇B SM 四九〇C SM 四九〇YA SM 四九〇YB SMA 四九〇AW SMA 四九〇AP SMA 四九〇BW SMA 四九〇BP SMA 四九〇CW SMA 四九〇CP SN 四九〇B SN 四九〇C SNR 四九〇B STK 四九〇 STKR 四九〇 STKN 四九〇B	鋼材の厚さが 四十ミリメー トルを超え百 ミリメートル 以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	三二五
二九五			

鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの		鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの

鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの		鋼材の厚さが 四十ミリメー トルを超え七 十五ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの	鋼材の厚さが 四十ミリメー トル以下のもの
SDP二 SDP二G SDP二	SDP一T	SM五二〇B SM五二〇C		
三三五	二〇五	三二五	三三五	三三五

第八条の三 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造は、国土交通大臣が定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

別表第二（第十一条の二の三関係）

(備考) 略	第一条の三第一項本文の認定に係る評価	略	略	(イ)	(ロ)
	第八条の三の認定に係る評価	略	略	略	百四十万円

別表第二（第十一条の二の三関係）

(備考) 略	第一条の三第一項本文の認定に係る評価	略	略	(イ)	(ロ)
	略	略	略	略	略

○ 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定性能評価機関に係る指定の区分） 第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。 一 二十三 略 二十四 施行規則第八条の三の認定に係る性能評価を行う者としての指定 （性能評価の方法） 第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によつて行うこととする。 一 三 略 四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たつては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからへまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。 イ ホ 略 へ 令第四十六条第四項の表一の(イ)項又は施行規則第八条の三の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法 (一) (三) 略	（指定性能評価機関に係る指定の区分） 第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。 一 二十三 略 （性能評価の方法） 第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によつて行うこととする。 一 三 略 四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たつては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからへまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。 イ ホ 略 へ 令第四十六条第四項の表一の(イ)項の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法 (一) (三) 略

改 正 案

○建設省告示第千三百五十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。
平成 年 月 日

防火構造の構造方法を定める件

第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のイからハまでのいずれかに定めるものとする。
- イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
- ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。
- (1) 屋内側にあつては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこうボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの
- (2) 屋外側にあつては、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するもの
- (i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが十五ミリメートル以上のもの
- (ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ十ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
- (iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしつくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- (iv) モルタル塗の上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が二十五

現 行

○建設省告示第千三百五十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。
平成 年 月 日

防火構造の構造方法を定める件

第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
- イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。
- ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。
- (1) 屋内側にあつては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこうボードを張るか、又は厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール若しくはロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板を張ったもの
- (2) 屋外側にあつては、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するもの
- (i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが一・五センチメートル以上のもの
- (ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ一センチメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
- (iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしつくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

ミリメートル以上のもの

(v) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

(vi) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(vii) 厚さが二十五ミリメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの

(viii) 厚さが二十五ミリメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが六ミリメートル以上の石綿スレートを張ったもの

(ix) 石綿スレート又は石綿パライット板を一枚以上張ったもので、その厚さの合計が十五ミリメートル以上のもの

ハ 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次の(1)から(3)のいずれかに定めるものとする。

(1) 土蔵造

(2) 土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが二十ミリメートル以上のもの

(3) 次に定める構造とすること。

(i) 屋内側（真壁造とする場合の柱及びはりの部分を除く。）にあつては、ロ(1)に定める構造

(ii) 屋外側（真壁造とする場合の柱及びはりの部分を除く。）にあつては、次のaからeまでのいずれかに該当する構造

a 鉄網モルタル塗又は木ずりしつくい塗りで塗厚さが二十ミリメートル以上のもの

b 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの

c 土塗壁（塗厚さが二十ミリメートル以上のもの。dにおいて同じ）

ハ 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。

(1) 屋内側にあつては、ロ(1)に定める構造

(2) 屋外側にあつては、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する構造

(i) 鉄網モルタル塗又は木ずりしつくい塗りで塗厚さが二センチメートル以上のもの

(ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの

(iii) モルタル塗の上にタイルを張ったものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

(iv) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二・五センチメートル以上のもの

d 土塗壁に下見板を張ったもの e ロ(2)(iv)からfnに定める構造 二 令第八百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあっては、次のイ又はロに定めるものとする。 イ 準耐火構造とすること。 ロ 前号ロ又はハに定める構造とすること。 第二 令第八百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあっては、次の一又は二に定めるものとする。 一 準耐火構造とすること。 二 第一一号ハ(3)(ii)aからeまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。	(v) 土蔵造 (vi) 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの (vii) 厚さが一・二センチメートル以上のせつこうボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの (viii) 厚さが二・五センチメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張ったもの (ix) 厚さが二・五センチメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが〇・六センチメートル以上の石綿スレートを張ったもの (x) 石綿スレート又は石綿パーライト板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの 二 令第八百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 イ 準耐火構造とすること。 ロ 前号ロ及びハに定める構造とすること。 第二 令第八百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 一 準耐火構造とすること。 二 第一一号ハに定める構造とすること。
---	---

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造の建築物及び建築物の部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十一までに定め、併せて同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、第十二第一号イに定める構造計算を許容応力度等計算と、第十二第一号ロに定める構造計算を限界耐力計算とそれぞれ同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定し、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、第十一に定める規定を耐久性等関係規定として指定する。

平成十三年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

第一 適用の範囲

地階を除く階数は三以下としなければならない。ただし、鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造の

一部に、屋根版、床版その他これらに類する部分として用いる場合にあっては、この限りでない。

第二 適用

薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次のいずれかに該当するものとしなければならない。

- 一 第三から第十一までに定めるところによる構造方法
- 二 第三から第十一までに定めるところによるほか、第十二第一号イに規定する構造計算により安全性が確かめられた構造方法（延べ面積を三千平方メートル以下としたものに限る。）
- 三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、第十二第一号ロに規定する構造計算により安全性が確かめられた構造方法
- 四 耐久性等関係規定に適合し、かつ、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた構造方法

第三 材料

構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、折れ、ゆがみ等による耐力上の欠点のないものとするほか、次に定めるところによらなければならない。

一 厚さは〇・四ミリメートル以上二・三ミリメートル未満とすること。

二 次の表の(一)項から(五)項までのいずれか又はこれらに類する断面の形状とし、それぞれ当該下欄に掲げる寸法以上とすること。ただし、第十二第一号イに規定する構造計算を行い構造耐力上安全であること確かめた場合は、この限りでない。

断面の形状	名称	寸法（単位 ミリメートル）		
		高さ	幅	リップ高さ
(一) 	角形	八九	四四・五	一
(二) 	溝形	九一	三〇	一

(五)	(四)	(三)
		
リップ付きZ形	Z形	リップ（フランジ）の局部座屈に有効に抵抗することを目的としてウェブと対向して設けた部分をいう。以下同じ。―付き溝形
八九	八九	八〇
四〇	四〇	三〇
一一	一	一一

三 第一号に該当する鋼材（以下「薄板鋼材」という。）を、前号の表に規定する形状等に成形する場合にあつては、冷間でのロールフォーミング加工又はプレス加工によるもの（以下「薄板軽量形鋼」という。）とすること。この場合において、薄板鋼材の曲げ部分またはかしめ部分の内法寸法は当該薄板鋼材の公称板厚の数値以上とするものとする。

四 耐力上支障のある断面欠損を設けないものとする。

第四 屋根版、床版及び耐力壁の配置

軸組、床組及び小屋ばり組には、全ての方向の水平力に対して安全であるように、第十二第一号イに規定する構造計算を行い構造耐力上安全であることを確かめた場合を除き、薄板鋼材による枠組材と構造用合板、構造用パネルその他これらに類する材料（以下「構造用合板等」という。）とを有効に組み合わせた屋根版、床版及び耐力壁を鈎合い良く配置し、かつ、耐力壁は、次に定めるところにより配置しなければならない。

一 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲まれた部分の水平投影面積は七十二平方メートル以下とすること。

二 耐力壁の上部には、頭つなぎ（これと同等以上の性能を有する床組又は小屋組を含む。）を設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結すること。

第五 柱等

構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材（たて桝、床根太、たるきその他の桝組材を除く。）は、次に定めるところによらなければならない。

一 厚さ〇・八ミリメートル以上の薄板鋼材を用いること。

二 圧縮材（圧縮力を負担する部材をいう。）の有効細長比を、柱にあつては二百以下、柱以外のものにあつては二百五十以下とすること。

三 薄板軽量形鋼のうち、第三第二号の表に規定する角形のもの又は二本のリップつき溝形をウェブで組み合わせたものを用いること。ただし、これらと同等以上の断面性能を有する部材（二以上の薄板軽量形鋼を構造耐力上有効に組み合わせた場合を含む。）は、この限りでない。

第六 屋根版及び床版

一 構造耐力上主要な部分である屋根版及び床版には構造用合板等を用い、水平力によつて生ずる応力を構造耐力上有効に耐力壁、柱又は横架材（最下階の床版にあつては、基礎）に伝えることができる剛性を持った構造としなければならない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算を行い構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

二 小屋組には振れ止めを設け、又はこれと同等以上に水平力に対して安全であることが確かめられた措置を講じなければならない。

第七 耐力壁等

一 耐力壁は次に定める構造としなければならない。ただし、使用する壁材の種類及び周囲の枠組材との接合の方法に応じて二に掲げる表と同等以上の効力を有するものであることを確かめた場合であつて、第十二第一号イに規定する構造計算を行い構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、当該構造方法による耐力壁とすることができる。

イ 長さは、四十五センチメートル以上とすること。

ロ 五十センチメートル以内の間隔で配置したたて枠に緊結すること。

ハ 構造耐力上支障のある開口部を設けないものとする。

二 使用する壁材の種類及び周囲の枠組材との接合は、次の表に定めるところによること。

壁材の種類	周囲の枠組材との接合の方法	
	接合具	間隔

(一)	(二)	
	厚さ九ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル及びバークライクボード又は厚さ七ミリメートル以上のミディアムデンシティーファイバーボード	厚さ二・五ミリメートル以上のせつこうボード（枠組材の両面に打ちつけたものに限る。）
ドリリングタツピンねじ	ドリリングタツピンねじ	ドリリングタツピンねじ
壁材の外周部分にあつては二・五センチメートル以下、その他の部分は四五センチメートル以下	壁材の外周部分にあつては七・五センチメートル以下、その他の部分は一五センチメートル以下	壁材の外周部分にあつては一五センチメートル以下、その他の部分は三〇センチメートル以下

二 地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の部分の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、前号の規定に準じ、構造耐力上安全なものとした薄板軽量形鋼造による壁とすることができる。

第八 土台

一 構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁で最下階の部分に使用するものの下部には、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する寸法形式二〇四、二〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合する木材又はこれら以上の寸法で接合に支障がないことが確かめられた木材を使用した土台を設けなければならない。ただし、当該柱の脚部及び耐力壁の下枠として設けた枠組材を基礎に緊結した場合又は床版を設け存在応力を有効に伝達する構造とした場合においては、この限りでない。

二 土台は、基礎に径十二ミリメートル以上、長さ二十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の付着強度を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。この場合において、アンカーボルトは、その間隔を二メートル以下として、かつ、隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置しなければならない。

第九 接合

一 構造耐力上主要な部分である薄板軽量形鋼の接合は、ドリリングタッピンねじ又はスクリークぎ（

以下「ねじ等」という。）を用い、薄板軽量形鋼を垂直に、かつ、当該ねじ等の先端が十分に埋まるように打ち抜くことによつて部材相互を構造耐力上有効に密着するものとするほか、接合の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによらなければならない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算を行い構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

イ 第五第三号の規定による組み合わせ材とする場合の材軸方向の接合 次による。

- (1) 径四ミリメートル以上のドリリングタッピンねじを用いること。
- (2) フランジ部分の接合にあつては、ドリリングタッピンねじを三十センチメートル以下の間隔で配置すること。

(3) ウェブ部分の接合にあつては、ドリリングタッピンねじを三十センチメートル以下の間隔で二列に配置すること。

ロ 第五に規定する部材相互の継手又は仕口の接合 次による。

- (1) 径四ミリメートル以上のドリリングタッピンねじを用いること。
- (2) ドリリングタッピンねじは三本以上用い、釣合い良く配置すること。

- (3) 柱の仕口にあつては、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板添え板を用い、柱に対してドリリング
 タッピンねじ八本以上、横架材、基礎又は土台に対して当該鋼板添え板に止め付けた径十二ミリメ
 ートルのボルトを介して緊結したものとすること。
- (4) ガセットプレート等を介した接合とする場合、接合する横架材等の丈が大きい場合その他これら
 に類する構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれのある場合にあつては、当該部分を鋼板添
 え板等によって補強すること。
- ハ 枠組材と土台又は頭つなぎ及び枠組材と構造用合板等との材軸方向の接合（第七第一号に規定する
 耐力壁とする場合を除く。） 次による。
- (1) ドリリングタッピンねじにあつては径四ミリメートル以上、スクリューくぎにあつては径二・五
 ミリメートル以上のものを用いること。
- (2) 次の表によること。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せ
 ん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合は、この限りでない。

緊結の方法

(一)		(二)		緊結する部分
枠組材と 構造用合 板等		枠組材と 土台又は 頭つなぎ		
合	外周部以外の場合	合	土台又は頭つな ぎが鋼材等の場 合	
スクリューくぎ	ドリリングタッ ピンねじ	スクリューくぎ	ドリリングタッ ピンねじ	ねじ等 の種類
一	一	一	一	ねじ等の本数 (単位 一メ ートルにつき 本)
一〇〇以下	三〇〇以下	一五〇以下	一五〇以下	ねじ等の間隔 (単位 ミリ メートル)
四七五ニュートン	一メートル当たり	九五〇ニュートン	一メートル当たり	許容せん断耐力

ニ イからハまでに掲げる以外の継手又は仕口の接合 存在応力を伝えるよう緊結したものとすること

二 前号の接合におけるねじ等相互の距離及び縁端距離（当該ねじ等の中心部から接合する薄板軽量形鋼の平板部分の縁端部までの距離のうち最短のものをいう。）は、当該ねじ等の径の三倍（端抜けのおそれのない場合は、一・五倍）以上とすること。

三 第一号の規定は、次のいずれかに該当する接合で前各号と同等以上の耐力を有する接合とした場合は、適用しない。

イ 平成十二年建設省告示第四百六十四号に規定するボルト接合（ばね座金を用いるものに限る。）又は溶接による接合

ロ 圧着後のかしめ（薄板鋼材の曲げ半径を内法寸法で当該薄板形鋼の板厚以上としたものに限る。）による接合であつて、当該部分の摩擦力を考慮し、第十二に規定する構造計算によつて当該部分に構造上有害な曲がり、ゆがみ、剥離及びずれが生じないことが確かめられたもの

第十 防食処置等

一 構造耐力上主要な部分に木材を使用する場合にあつては、次によらなければならない。

イ 土台がべた基礎又は布基礎と接する面には、防水紙その他これに類するものを用いなければならない。

ロ 土台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防腐処理又はこれと同等以上の効力を有する防腐処理を施した旨の表示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防腐剤塗布、浸せきその他これに類する防腐処理を施したものであることができる。

ハ 地面からメートル以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）には、有効な防腐処置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための処置を講じなければならない。

ニ 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物（くぎを除く。）には、有効なさび止め処置を講じなければならない。

二 構造耐力上主要な部分である薄板鋼材にあつては、日本工業規格G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるZ二七又はこれと同等以上の処理を行ったものとしなければならない。た

だし、次に掲げる条件に該当する構造とした場合は、この限りでない。

イ 構造用合板等により被覆し、衝撃、接触、摩擦等による処理面の損傷のおそれのない構造

ロ 屋外に面する部分（防水シートその他これに類するもので有効に防水されていない部分を含む。）

又は断続的に湿潤の状態となるおそれのある部分になく雨水の浸入その他水分による薄板鋼材の腐食のおそれのない構造

三 構造耐力上主要な部分である薄板鋼材のうちコンクリート、木材防腐剤その他これらに類する異種材料の接触による腐食のおそれのある場合にあつては、クロロプレン系ゴムシート等を用いた絶縁その他の防食上有効な措置を講じなければならない。

四 構造耐力上主要な部分である薄板鋼材の接合に用いるねじ等にあつては、薄板鋼材の防錆上支障のない材料を用いなければならない。

第十一 耐久性等関係規定の指定

第十の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第十二 構造計算

一 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算とする。
。この場合において、構造耐力上主要な部分に薄板軽量形鋼を用いる部分にあつては、次号に定める当該部分の有効幅を考慮しなければならない。

イ 令第八十二条に規定する許容応力度等計算

ロ 令第八十二条の六に規定する限界耐力計算

二 前号の有効幅は、当該断面における板要素の外端部からとるものとし、その長さは、次に定める式によつて計算した数値としなければならない。

$$b_e = 0.86 \frac{b}{p \lambda}$$

この式において、 b_e 、 b 及び $p \lambda$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

b_e 板要素の有効幅（単位 ミリメートル）

b 板要素の幅（単位 ミリメートル）

$p \lambda$ 板要素の一般化幅厚比として次に掲げる式によつて計算した数値

$$\lambda = \sqrt{\frac{F}{\sigma_p}}$$

この式において、F及び σ_p は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

σ_p 次の式によつて計算した板要素の弾性座屈強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

$$\sigma_p = k\pi^2 E \frac{\left(\frac{t}{b}\right)^2}{12(1-\nu^2)}$$

この式において、k、E、t、b及び ν は、それぞれ次の数値を表すものとする。

k 第五号に定める板要素の座屈係数

E ヤング係数（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

t 板要素の板厚（単位 ミリメートル）

b 板要素の幅（単位 ミリメートル）

ν ポアッソン比

三 第一号に規定する構造計算を行う場合に用いる薄板軽量形鋼の許容応力度は、令第三章第八節第三款の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

イ 圧縮材の座屈の許容応力度は、次の表の数値（第五号ただし書の規定による場合、壁のたて枠材として使用され薄板軽量形鋼として対をなす二面が構造用合板等により拘束される場合、床根太、屋根たるき、天井野縁等として使用され曲げを受ける薄板軽量形鋼の圧縮側が構造用合板等により拘束される場合若しくはこれらに類する場合又はこれらに類する場合を除き、令第九十六条に規定する圧縮材の材料強度の数値の〇・四倍の数値を超える場合においては、当該数値）を圧縮材の座屈の許容応力度の数値とする。

圧縮材の一般化有効細長比		長期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
$c\lambda \leq 1.3$ の場合	$(1 - 0.237c\lambda^2) \frac{F}{1.62}$	長期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の数値の一・五倍とする。	
$c\lambda > 1.3$ の場合	$\frac{1}{c\lambda^2} \cdot \frac{F}{1.62}$		

この表において、F 及び cλ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 cλ 次の式によって計算した圧縮材の一般化細長比

$$c\lambda = \sqrt{\frac{F}{\sigma_c}}$$

この式において、σ_c は、第五号に規定する圧縮材の弾性座屈強度を表すものとする。

ロ 曲げ材の座屈の許容応力度は、次の表の数値（第五号ただし書の規定による場合、壁のたて枠材と

して使用され薄板軽量形鋼として対をなす二面が構造用合板等により拘束される場合、床根太、屋根たるき、天井野縁等として使用され曲げを受ける薄板軽量形鋼の圧縮側が構造用合板等により拘束される場合若しくはこれらに類する場合又はこれらに類する場合を除き、令第九十六条に規定する圧縮の材料強度の数値の〇・四倍の数値を超える場合においては、当該数値）とする。

曲げ材の一般化有効細長比		長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
$b\lambda \leq 1.3$ の場合	$(1 - 0.237b\lambda^2) \frac{F}{1.5}$	長期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の数値の一・五倍とする。	
$b\lambda > 1.3$ の場合	$\frac{1}{b\lambda^2} \cdot \frac{F}{1.5}$		

この表において、F 及び bλ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
 bλ 次の式によって計算した曲げ材の一般化細長比

$$b\lambda = \sqrt{\frac{F}{\sigma_b}}$$

この式において、 σ_b は、第五号に規定する曲げ材の弾性座屈強度を表すものとする。

ハ 曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度は、次の表の数値（令第九十条に規定するせん断の許容応力度の数値を超える場合には、当該数値）とする。

曲げ材のウェブの一般化有効細長比	長期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断座屈の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
$w\lambda \leq 1.4$ の場合	$\frac{0.83}{w\lambda} \cdot \frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	長期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の数値の一・五倍とする。
$w\lambda > 1.4$ の場合	$\frac{1.16}{w\lambda^2} \cdot \frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	

この表において、 F 及び $w\lambda$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

$w\lambda$ 次の式によって計算した曲げ材の一般化細長比

$$w\lambda = \sqrt{\frac{F}{\sigma_s}}$$

この式において、 σ_w は、第五号に規定する曲げ材のウェブの弾性座屈強度を表すものとする。

ニ 薄板軽量形鋼の支圧の許容応力度は、次の表の数値（二項において異種の鋼材等が接合する場合においては、小さい値となる数値）とする。

支圧の形式	長期に生ずる力に対する支圧の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する支圧の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
ボルトによって接合される薄板軽量形鋼のボルトの軸部に接触する面に支圧が生ずる場合 その他これに類する場合	1.05 F	長期に生ずる力に対する支圧の許容応力度の数値の一・五倍とする。

□ 場合	(一)に掲げる場合以外の 場合	$\frac{F}{1.1}$
この表において、Fは、平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。		

ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部のせん断及び引張りの許容応力度は、次の表の数値とする。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）		短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	
引張り	せん断	引張り	せん断
$0.4F_{sc}$	$2.2\eta^{0.5}(t_2/d)^{1.5}F$ $0.43\{0.6+12(t_2/d)\} \cdot (t_1/d)F$ $0.43\{1.5+6.7(t_1/d)\} \cdot (t_2/d)F$ $F_{sc}/1.5\sqrt{3}$ のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する許容応力度の数値の一・五倍とする。	

この表において、F、F _{sc} 、η、d、t ₁ 及びt ₂ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン） F _{sc} ドリリングタッピンねじの基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン） η 接合する鋼材の厚さの比率の影響係数で、次に定める式によって計算した数値 $\eta = 3.1 - 5.6(t_1/t_2) + 3.5(t_1/t_2)^2$ d ドリリングタッピンねじの呼び径（単位 ミリメートル） t ₁ ねじ頭側の鋼材の板厚（単位 ミリメートル） t ₂ ねじ先側の鋼材の板厚（単位 ミリメートル）	
---	--

四 第一号に規定する構造計算を行う場合に用いる薄板軽量形鋼の材料強度は、令第三章第八節第四款の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

イ 圧縮材の座屈の材料強度は、次の表の数値とする。

圧縮材の一般化有効細長比	圧縮材の座屈の材料強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
$\lambda \leq 1.3$ の場合	$(1 - 0.237\lambda^2)F$
$\lambda > 1.3$ の場合	$\frac{1}{\lambda^2}F$

この表において、F及びcは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第三に規定する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

c 次の式によって計算した圧縮材の一般化細長比

$$c\lambda = \sqrt{\frac{F}{\sigma_c}}$$

この式において、 σ_c は、第五号に規定する圧縮材の弾性座屈強度を表すものとする。

ロ 曲げ材の座屈の材料強度は、前号ロに規定する短期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度の数値とする。

ハ 曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の材料強度は、前号ハに規定する短期に生ずる力に対する曲げ材のウェブの座屈の許容応力度の数値とする。

ニ 薄板軽量形鋼の支圧の許容応力度は、前号ニに規定する短期に生ずる力に対する支圧の許容応力度の数値とする。

ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部のせん断及び引張りの材料強度は、前号ホに規定する短期に生ずる力に対するそれぞれの許容応力度の数値とする。

五 第二号に規定する有効幅、第三号に規定する許容応力度及び前号に規定する材料強度の計算に用いる座屈係数及び弾性座屈強度は、次に定めるところによらなければならない。ただし、材料の周囲の接合及び座屈等に関する拘束の状況等を考慮し固有値解析等の手法によって算出した場合は、当該数値とすることができる。

イ 第二号の有効幅の計算に用いる板要素の座屈係数は、当該板要素の断面内の位置に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値とする。

断面内の位置	板要素の座屈係数
圧縮を受ける角形及びリップ溝形のフランジ及びウェブ	四・〇
圧縮を受ける溝形のフランジ及びリップ溝形鋼のリップ	〇・四二五
曲げ材のウェブ	八・九八

ロ 第三号イの圧縮材の座屈の許容応力度の計算に用いる弾性座屈強度は、次の表の(一)項から(三)項まで

に掲げる座屈の状態に応じた式によって計算した数値のうちいずれか小さいものとする。

座屈の状態		弾性座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
(一) 弾性曲げ座屈		$\sigma_f = \frac{\pi^2 E}{(\ell_k / i)^2}$
(二) 弾性ねじり座屈		$\sigma_t = \frac{GJ + \pi^2 E C_w / \ell_t^2}{A I_o^2}$
(三) 弾性曲げねじり座屈		$\sigma_n = \frac{\sigma_k \cdot \sigma_t}{\sigma_k + \sigma_t}$
この表において、E、 ℓ_k 、i、G、J、Cw、 ℓ_t 、A、 r_o 及び σ_{fx} は、それぞれ次の数値を表すものとする。		
E ヤング係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
ℓ_k 曲げ座屈に対する有効座屈長さ(単位 ミリメートル)		
i 曲げ座屈が生ずる部材軸に対する断面二次半径(単位 ミリメートル)		
G セン断弾性係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
J サンプナンのねじれ定数(単位 ミリメートルの四乗)		
Cw 曲げねじり定数(単位 ミリメートルの六乗)		
ℓ_t ねじれに対する有効座屈長さ(単位 ミリメートル)		

A 部材の断面積(単位 平方ミリメートル)
r_o 次に定める式によって計算した数値(単位 ミリメートル)
$r_o = \sqrt{i_x^2 + i_y^2 + x_o^2}$
この式において、 i_x 、 i_y 及び x_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。
i_x 強軸回りの断面二次半径(単位 ミリメートル)
i_y 弱軸回りの断面二次半径(単位 ミリメートル)
x_o 部材断面における重心とせん断中心間の距離(単位 ミリメートル)
σ_{fx} 次に定める式によって計算した強軸回りの弾性曲げ座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
$\sigma_{fx} = \frac{\pi^2 E}{(\ell_k / i_x)^2}$
この式において、 ℓ_k は、強軸回りの曲げ座屈に対する有効座屈長さの数値を表すものとする。

ハ 第三号口の曲げ材の座屈の許容応力度の計算に用いる弾性座屈強度は、次の表の(一)項及び(二)項に掲げる部材の断面の形状に応じた式によって計算した数値のうちいずれか小さいものとする。

断面の形状	弾性座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
-------	------------------------------

(一)	角形、溝形その他これらに類する二軸又は一軸対称断面	σ_1
□	(一)項に掲げる形状以外の形状	σ_1 2

この表において、 σ_1 は、次の式によつて計算した数値とする。

$$\sigma_1 = \frac{Cb r_o A}{Z_x \sqrt{\sigma_y \sigma_t}}$$

この式において、 Cb 、 r_o 、 A 、 Z_x 、 σ_{fy} 及び σ_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Cb 次の式によつて計算した修正係数

$$Cb = 1.75 - 1.05 \left(\frac{M_2}{M_1} \right) + 0.3 \left(\frac{M_2}{M_1} \right)^2$$

この式において、 M_2 及び M_1 は、それぞれ座屈区間端部における小さい方及び大きい方の強軸回りの曲げモーメントを表すものとする。

r_o ロの表に規定する r_o の式によつて計算した数値

A 部材の断面積(単位 平方ミリメートル)

Z_x 曲げを受ける軸に対する断面二次モーメント(単位 ミリメートルの四乗)

σ_{fy} 曲げを受ける軸に直交する軸に対する弾性曲げ座屈強度として次の式によつて計算した数値

$\sigma_y = \frac{\pi^2 E}{(\ell_y / i_y)^2}$

この式において、 ℓ_y 及び i_y は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ℓ_y 横座屈補剛間隔(単位 ミリメートル)

i_y 曲げ部材の曲げを受ける軸に直交する軸に対する断面二次半径(単位 ミリメートル)

σ_t ロの表に規定する σ_t の式によつて計算した弾性ねじり座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

ニ 第三号ハの曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度の計算に用いる弾性座屈強度は、次の式によつて計算した数値とすること。

$$\sigma_s = \frac{k_v \pi^2 E (t/h)^2}{12(1-\nu^2)}$$

この式において、 σ_s 、 k_v 、 E 、 t 、 h 及び ν は、それぞれ次の数値を表すものとする。

σ_s 弾性座屈強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

k_v 座屈係数として五・三とした数値

E ヤング係数(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

t	ウェブの厚さ(単位 ミリメートル)
h	ウェブの幅(単位 ミリメートル)
v	ポアソン比

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

改正案

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十七条第二項の規定に基づき、鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を次のように定める。

鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十七条第二項に規定する鉄骨造の継手又は仕口の構造は、次の各号に掲げる接合方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとしなければならない。

- 一 高力ボルト、ボルト又はリベット（以下「ボルト等」という。）による場合 次に定めるところによる。

イ ボルト等の縁端距離（当該ボルト等の中心軸から接合する鋼材の縁端部までの距離のうち最短のものをいう。以下同じ。）は、ボルト等の径及び接合する鋼材の縁端部の種類に応じ、それぞれ次の表に定める数値以上の数値としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

ボルト等の径（単位 ミリメートル）	縁端距離（単位 ミリメートル）	
	せん断縁又は手動ガス切断縁	圧延縁、自動ガス切断縁、のこ引き縁又は機械仕上げ縁等
一〇以下の場合	一八	一六
一〇を超え一二以下の場合	二二	一八
一二を超え一六以下の場合	二八	二二
一六を超え二〇以下の場合	三四	二六
二〇を超え二二以下の場合	三八	二八

現行

（傍線部分は改正部分）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十七条第二項の規定に基づき、鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を次のように定める。

鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十七条第二項に規定する鉄骨造の継手又は仕口の構造は、次の各号に掲げる接合方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとしなければならない。

- 一 高力ボルト、ボルト又はリベット（以下「ボルト等」という。）による場合 次に定めるところによる。

イ ボルト等の縁端距離（当該ボルト等の中心軸から接合する鋼材の縁端部までの距離のうち最短のものをいう。以下同じ。）は、ボルト等の径及び接合する鋼材の縁端部の種類に応じ、それぞれ次の表に定める数値以上の数値としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

ボルト等の径（単位 ミリメートル）	縁端距離（単位 ミリメートル）	
	せん断縁又は手動ガス切断縁	圧延縁、自動ガス切断縁、のこ引き縁又は機械仕上げ縁等
一〇以下の場合	一八	一六
一〇を超え一二以下の場合	二二	一八
一二を超え一六以下の場合	二八	二二
一六を超え二〇以下の場合	三四	二六
二〇を超え二二以下の場合	三八	二八

二二を超え二四以下の場合	四四	三二
二四を超え二七以下の場合	四九	三六
二七を超え三〇以下の場合	五四	四〇
三〇を超える場合	$\frac{9d}{5}$	$\frac{4d}{3}$

この表において、dは、ボルト等の径（単位 ミリメートル）を表すものとする。

ロ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面は、次に掲げる鋼材の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める状態としなければならない。ただし、令第九十二条の二に規定する許容せん断応力度を摩擦係数に応じて低減させて構造計算を行う場合においては、当該摩擦面に溶融亜鉛メッキ等を施すことができる。

- (1) 炭素鋼 黒皮等を除去した後自然放置して表面に赤さびが発生した状態又はショットブラスト、グリッドブラスト等の方法によつてこれと同等以上の摩擦係数を有する状態
- (2) ステンレス鋼 無機ステンレス粉末入塗料塗装処理、ステンレス粉末ブラズマ溶射処理等の方法によつて(1)と同等以上の摩擦係数を有する状態

二 溶接による場合 次に定めるところによる。

イ 溶接部は、割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥がないものとし、かつ、次に定めるところによらなければならない。

二二を超え二四以下の場合	四四	三二
二四を超え二七以下の場合	四九	三六
二七を超え三〇以下の場合	五四	四〇
三〇を超える場合	$\frac{9d}{5}$	$\frac{4d}{3}$

この表において、dは、ボルト等の径（単位 ミリメートル）を表すものとする。

ロ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面は、次に掲げる鋼材の種類に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める状態としなければならない。ただし、令第九十二条の二に規定する許容せん断応力度を摩擦係数に応じて低減させて構造計算を行う場合においては、当該摩擦面に溶融亜鉛メッキ等を施すことができる。

- (1) 炭素鋼 黒皮等を除去した後自然放置して表面に赤さびが発生した状態又はショットブラスト、グリッドブラスト等の方法によつてこれと同等以上の摩擦係数を有する状態
- (2) ステンレス鋼 無機ステンレス粉末入塗料塗装処理、ステンレス粉末ブラズマ溶射処理等の方法によつて(1)と同等以上の摩擦係数を有する状態

二 溶接による場合 次に定めるところによる。

イ 溶接部は、割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥がないものとし、かつ、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 柱とはりの仕口のダイアフラムとフランジのずれにおいては、ダイアフラムとフランジの間に配置する鋼材の厚さが、フランジの厚さよりも大きい場合にあっては当該フランジの厚さの四分の一の値以下かつ五ミリメートル以下とし、当該フランジの厚さ以下の場合にあっては当該フランジの厚さの五分の一の値以下かつ四ミリメートル以下としなければならぬ。ただし、仕口部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するように適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (2) 突合せ継手の食い違いは、鋼材の厚さが十五ミリメートル以下の場合にあっては一・五ミリメートル以下とし、厚さが十五ミリメートルを超える場合にあっては厚さの十分の一の値以下かつ三ミリメートル以下でなければならぬ。この場合において、通しダイアフラム（柱の断面を横断するダイアフラムをいう。以下同じ。）とはりフランジの溶接部にあっては、はりフランジは通しダイアフラムを構成する鋼板の厚みの内部で溶接しなければならない。ただし、継手部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するように適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (3) ○・三ミリメートルを超えるアンダーカットは、存在してはならない。ただし、アンダーカット部分の長さの総和が溶接部分全体の長さの十パーセント以下であり、かつ、その断面が鋭角的でない場合にあっては、アンダーカットの深さを一ミリメートル以下とすることができる。
- (4) 溶接後に鋼板のめつき部分の補修を行う場合は、日本工業規格K五六二七（シンククロメートさび止めペイント）―一九九五に規定するシンクリッチペイント又はシンククロメートさび止めペイントによる。

- (1) 柱とはりの仕口のダイアフラムとフランジのずれにおいては、ダイアフラムとフランジの間に配置する鋼材の厚さが、フランジの厚さよりも大きい場合にあっては当該フランジの厚さの四分の一の値以下かつ五ミリメートル以下とし、当該フランジの厚さ以下の場合にあっては当該フランジの厚さの五分の一の値以下かつ四ミリメートル以下としなければならぬ。ただし、仕口部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するように適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (2) 突合せ継手の食い違いは、鋼材の厚さが十五ミリメートル以下の場合にあっては一・五ミリメートル以下とし、厚さが十五ミリメートルを超える場合にあっては厚さの十分の一の値以下かつ三ミリメートル以下でなければならぬ。この場合において、通しダイアフラム（柱の断面を横断するダイアフラムをいう。以下同じ。）とはりフランジの溶接部にあっては、はりフランジは通しダイアフラムを構成する鋼板の厚みの内部で溶接しなければならない。ただし、継手部の鋼材の長期に生ずる力及び短期に生ずる力に対する各許容応力度に基づき求めた当該部分の耐力以上の耐力を有するように適切な補強を行った場合においては、この限りでない。
- (3) ○・三ミリメートルを超えるアンダーカットは、存在してはならない。ただし、アンダーカット部分の長さの総和が溶接部分全体の長さの十パーセント以下であり、かつ、その断面が鋭角的でない場合にあっては、アンダーカットの深さを一ミリメートル以下とすることができる。

ロ 鋼材を溶接する場合にあっては、溶接される鋼材の種類に応じ、それぞれ次の表に定める溶着金属としての性能を有する溶接材料を使用しなければならない。ただし、接合する鋼材の厚さが薄い場合、径の小さな鋼棒等である場合その他これらに類する溶接時の熱影響の小さい場合にあっては、溶接材料を使用せず当該鋼材の溶着による接合とすることができる。この場合において、当該継手又は仕口の性能は、これを行う鋼材と同等以上の性能であることを確かめなければならない。

ロ 鋼材を溶接する場合にあっては、溶接される鋼材の種類に応じ、それぞれ次の表に定める溶着金属としての性能を有する溶接材料を使用しなければならない。

溶接される鋼材の種類	溶着金属としての性能
四〇〇ニュートン 級炭素鋼	降伏点又は○・二パーセント耐力 一平方ミリメートル当たり二二〇ニュートン以上
四九〇ニュートン 級炭素鋼	降伏点又は○・二パーセント耐力 一平方ミリメートル当たり三二〇ニュートン以上
五二〇ニュートン 級炭素鋼	降伏点又は○・二パーセント耐力 一平方ミリメートル当たり三二〇ニュートン以上
二二五ニュートン級 ステンレス鋼	引張強さ 一平方ミリメートル当たり五二〇ニュートン以上
二二五ニュートン級 ステンレス鋼	引張強さ 一平方ミリメートル当たり五二〇ニュートン以上
二二五ニュートン級 ステンレス鋼	引張強さ 一平方ミリメートル当たり五二〇ニュートン以上

溶接される鋼材の種類	溶着金属としての性能
四〇〇ニュートン 級炭素鋼	降伏点又は○・二パーセント耐力 一平方ミリメートル当たり二二〇ニュートン以上
四九〇ニュートン 級炭素鋼	降伏点又は○・二パーセント耐力 一平方ミリメートル当たり三二〇ニュートン以上
五二〇ニュートン 級炭素鋼	降伏点又は○・二パーセント耐力 一平方ミリメートル当たり三二〇ニュートン以上
二二五ニュートン級 ステンレス鋼	引張強さ 一平方ミリメートル当たり五二〇ニュートン以上
二二五ニュートン級 ステンレス鋼	引張強さ 一平方ミリメートル当たり五二〇ニュートン以上
二二五ニュートン級 ステンレス鋼	引張強さ 一平方ミリメートル当たり五二〇ニュートン以上

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、デッキプレート版（波板状の成形、スタッドコネクタの溶接その他これらに類する措置を行った鋼板による板状の構造部分で、上面にコンクリートを打設し一体化した構造を含む。以下同じ。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、併せて同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。

平成十三年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

デッキプレート版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

第一 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版は、床版又は屋根版として用いるものとするほか、次に定めるところによらなければならない。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十一条第一項ただし書の規定に基づきこれと同等以上に安全さを確かめることができるものとして国土交通大臣が定めた構造計算を含む。以下「令に規定する構造計算」

という。）を行い構造耐力上安全であることを確かめた場合は、第二号イ及びニの規定を除き、適用しない。

一 溝の方向の有効長さは三メートル以下とすること。

二 鋼板は、次に定めるところによること。

イ 構造耐力上有害なそり又は曲がり等の変形のないものとする。

ロ 厚さは一・二ミリメートル以上とすること。

ハ 日本工業規格G三三五二（デッキプレート）——一九七九に規定する形状とし、次に定めるところによること。

(1) 鋼板を溝の方向と直交する方向に並べて配置する場合は、溶接その他の方法により相互に構造耐力上支障となるずれ等のないよう接合するものとする。

(2) 溝の方向と直交する方向に三十センチメートル以下の間隔で配置した径六ミリメートル以上の鉄筋を溶接すること。ただし、鋼板の立体的な加工、スタッドコネクタの設置その他のコンクリートの剥離防止のために有効な措置を行い、これと同等以上に打設したコンクリートとの一体的な挙動

を確保することのできる構造方法とした場合は、この限りでない。

ニ コンクリートを打設する場合は、次に定めるところによること。

(1) コンクリートの一体化の条件に支障のある汚れ等のないものとする。

(2) 自重及び施工中の荷重によってコンクリートの著しい変形又はひび割れその他の損傷を受けるおそれのないものとする。

三 前号の鋼板の上面に、次に定めるところによりコンクリートを打設したものとする。

イ コンクリートの厚さは、最も薄い部分で五センチメートル以上とすること。

ロ はり等の横架材を介してデッキプレート版を溝の方向に連続して設ける場合は、コンクリート内部に配置した補強筋又は溶接金網（以下「補強筋等」という。）によって当該横架材及びデッキプレート版相互の存在応力の伝達上支障のないものとする。ただし、横架材が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である場合は、鉄骨の部分の上部に溶接して設けたスタッドコネクタを用いて当該補強筋等と同等以上の効力を有する構造方法としたものとすることができる。

2 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版のうちコンクリートを用いた部分については、令第七

十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、第七十二条第二号の規定中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「鉄筋、溶接金網又はスタッドコネクタ等（以下この項において「鉄筋等」という。）相互間並びに鉄筋等とせき板及び鋼板」と読み替えるものとする。

3 前項の部分を鉄筋コンクリートとする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

一 鉄筋の継手及び定着については、令第七十三条の規定を準用する。

二 鋼板に接する部分以外の部分のコンクリートの鉄筋に対するかぶり厚さについては、令第七十九条の規定を準用する。

第二 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版は、周囲のはり等に鋼板の溝の方向の端部を三センチメートル以上埋め込み、又は溶接その他の構造方法とすることによりその部分の存在応力を伝えることができるよう緊結しなければならない。

2 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版の鋼板の部分と鉄骨造の部分との接合は、次に定めるところによらなければならない。

一 端部の溝部分それぞれにおいて接合すること。この場合において、溝部分を設けない鋼板を用いた構

造方法とした場合にあっては、接合部相互の間隔を四十五センチメートル以下としなければならない。

二 平成十二年建設省告示第千四百六十四号に規定するボルト接合（ばね座金を用いるものに限る。）又は溶接による接合とすること。ただし、鋼板の厚さを一・六ミリメートル以下とし、これらと同等以上に存在応力を伝達できることが確かめられた場合にあっては、次のいずれかに定めるところによる接合とすることができる。

イ 打ち込み鋲を用いる場合は、次に該当するものとする。

- (1) 径四ミリメートル以上の打ち込み鋲を用いること。
- (2) 鋼板を垂直かつ打ち込み鋲の先端が十分に鉄骨造の部分に埋まるように打ち抜くことにより部材相互を構造上有効に密着するものとする。

- (3) 打ち込み鋲相互の間隔及び鋼板又は鉄骨造の横架材に対する縁端距離は、当該打ち込み鋲の径の三倍かつ十五ミリメートル以上とすること。

ロ 焼き抜き栓溶接による接合で、割れ、内部欠陥等のないものとするほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 溶接部分の直径は二十二ミリメートル以上とすること。ただし、令に規定する構造計算を行い構造耐力上安全であることを確かめた場合は、この限りでない。
- (2) 鋼板の部分と鉄骨造の部分との距離は二ミリメートル以下とすること。
- (3) アンダーカットのないものとする。

第三 構造耐力上主要な部分に用いるデッキプレート版（厚さ二・三ミリメートル未満のものに限る。）に用いる鋼板の防錆等については、平成十三年国土交通省告示第 号（薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の安全上必要な技術的基準を定める等の件）第十一の規定を準用する。この場合において、「薄板軽量形鋼」とあるのは、「鋼板」と読み替えるものとする。

第四 第一第一項第二号イ及びニ並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

改 正 案

現 行

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次の第一から第十三までのように定め、併せて、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の構造計算が次の第十四から第二十までに適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができると認め、第二十一に適合する場合においては、限界耐力計算と同等以上に安全さを確かめることができるものと認め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づきプレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第一に指定する。

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)以下「令」という。第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次の第一から第十三までのように定め、併せて、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の構造計算が次の第十四から第十九までに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第三章第八節第一款の二、第三款及び第四款に規定する構造計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができると認める。

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

第一 緊張材の品質

緊張材は、日本工業規格(以下「JIS」という。)G三五三六―一九八八(PC鋼線及びPC鋼より線)もしくはJIS G三二〇九―一九八八(PC鋼棒)に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

第二 コンクリートの材料

プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、同令第七十二条の規定を準用する。この場合において、同令第二号中「鉄筋相互

第一 コンクリートの材料

プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、建築基準法施行令(以下「令」という。)第七十二条の規定を準用する。この

場合において、同令第二号中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「緊張材(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する緊張材をいう。以下同じ。)」及び鉄筋の間並びにこれらとせき板」と読み替えるものとする。

第二 緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

- 一 緊張材の端部は、定着装置によって固定し、緊張材の引張力を有効に保持しなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合にあっては、定着装置の設置を省略することができる。
- イ 緊張材をコンクリートまたはグラウトとの付着によって定着する場合
- ロ 緊張材の端部をループエンド形状とし、当該端部を剛強な支持物によって支承する場合

- 二 緊張材の接合は、接合具によって行い、当該緊張材の引張力を有効に保持しなければならない。

- 三 鉄筋の定着部及び継手については、令第七十三条の規定を準用する。

第三 緊張材の防錆及びグラウト

- 一 ポストテンション法による場合にあっては、次のいずれかに該当する場合を除き、緊張材と緊張材配置孔との間が、シースを介して緊張材と緊張材配置孔との付着が良好なグラウトで充填されていなければならない。
- イ 耐力壁以外の壁、床又は小ばりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被覆された緊張材を配置し、コンクリートを打ち込む場合
- ロ はり、柱又は耐力壁をプレストレストコンクリート造とする場合で、あ

間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「緊張材及び鉄筋の間並びにこれらとせき板」と読み替えるものとする。

第三 緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

- 一 緊張材の端部は、定着装置によって固定し、緊張材の引張力を有効に保持しなければならない。ただし、次のイからハまでの一に該当する場合にあっては、定着装置の設置を省略することができる。
- イ 緊張材の一端をコンクリートまたはグラウトとの付着によって定着する場合
- ロ 緊張材の端部をループエンド形状とし、当該端部を剛強な支持物によって支承する場合

ハ プレテンション法による場合で、載荷試験等の結果により安全であると認められるとき

- 二 緊張材の接合は、接合具によって行い、当該緊張材の引張力を有効に保持しなければならない。

- 三 鉄筋の定着部及び継手については、令第七十三条の規定を準用する。

第四 緊張材の防錆及びグラウト

- 一 ポストテンション法による場合にあっては、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材の防錆に有効であり、かつ、緊張材と緊張材配置孔との付着が良好なグラウトを注入しなければならない。ただし、耐力壁以外の壁、床又は小ばりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆で被覆された緊張材を配置し、コンクリートを打ち込むときにあっては、この限りでない。

らはじめ有効な防錆材で被覆された付着がない緊張材を、付着が良好な鉄筋又は緊張材との併用その他安全上必要な措置を講じた上で、配置し、コンクリートを打ち込む場合で、かつ、第二十一に定める構造計算を行い構造耐力上安全であることを確認した場合

二 グラウトは、緊張材の防錆上有効であり、かつ、高温下においても付着力の著しい低下のないセメントミルクその他の無機系又は有機系のものとしなければならない。

第四 コンクリートの強度

一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千二百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレテンション法によるときにあっては「平方ミリメートルにつき三十五ニュートン以上、ポストテンション法による場合でフルプレストレッシング及びバールプレストレッシングの場合にあっては「平方ミリメートルにつき三十二ニュートン以上、プレストレスト鉄筋コンクリートでは「平方ミリメートルにつき二十四ニュートン以上」としなければならない。

二 前号に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、昭和五十六年建設省告示第千二百二号第二各号に掲げる日本工業規格（以下「JIS」という。）による強度試験によらなければならない。

三 コンクリートは、打上がりが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

第五 コンクリートの養生

一 コンクリートの打ち込み中及び打ち込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンク

第五 コンクリートの強度

一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千二百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレテンション法によるときにあっては「平方センチメートルにつき三百五十キログラム以上、ポストテンション法によるときにあっては「平方センチメートルにつき三百キログラム（構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられたときにあっては、二百五十キログラム）以上」となければならない。

二 前号に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、昭和五十六年建設省告示第千二百二号第二各号に掲げるJISによる強度試験によらなければならない。

三 コンクリートは、打上がりが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

第六 コンクリートの養生

一 コンクリートの打ち込み中及び打ち込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンク

リートの凝結及び硬化を促進するための特別な措置を講ずる場合においては、この限りでない。

二 加熱養生を行う場合にあっては、コンクリートの最高温度を七十度以下とし、急激な温度の上昇または下降を行わないようにしなければならない。

第六 プレストレスの導入

プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が、次のイ及びロに規定する強度に達するまでに行つてはならない。この場合において、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第千二百二号第二一号に掲げる強度試験によるものとする。

イ プレストレス導入直後の最大圧縮応力度の一・七倍

ロ プレテンション法にあっては「平方ミリメートルにつき三十二ニュートン、ポストテンション法にあっては「平方ミリメートルにつき二十二ニュートン

第七 型わく及び支柱の除去

一 構造耐力上主要な部分に係る型わくの取りはずしについては、令第七十六条及び昭和四十六年建設省告示第百十号の規定を準用する。ただし、構造耐力上必要なプレストレスの導入が完了した後においては、この限りではない。

第八 柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱は、次のイからへまでに定める構造としなければならない。ただし、第十六に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、ロからへまでの規定は適用しない。

第八 型わく及び支柱の除去

リートの凝結及び硬化を促進するための特別な措置を講ずる場合においては、この限りでない。

二 加熱養生を行う場合にあっては、コンクリートの最高温度を七十度以下とし、急激な温度の上昇または下降を行わないようにしなければならない。

第七 プレストレスの導入

プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が、次のイ及びロに規定する強度に達するまでに行つてはならない。この場合において、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第千二百二号第二一号に掲げるJISによる強度試験によるものとする。

イ プレストレス導入直後の最大圧縮応力度の一・七倍

ロ プレテンション法にあっては「平方センチメートルにつき三百キログラム、ポストテンション法にあっては「平方センチメートルにつき二百キログラム

第九 柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱は、次のイからへまでに定める構造としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 主筋は、四本以上とし、帯筋と緊結すること。

ロ 帯筋の径は、六ミリメートル以上とし、その間隔は、十五センチメートル（柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の二倍以内の距離にある部分においては、十センチメートル）以下で、かつ、最も細い主筋の径の十五倍以下とすること。

ハ 帯筋比（柱の軸を含むコンクリートの断面の面積に対する帯筋の断面の面積に対する帯筋の断面の面積の割合として昭和五十六年建設省告示第千百六号に定める方法により算出した数値をいう。）は〇・二パーセント以上とすること。

ニ 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。

ホ 緊張材は、主筋と帯筋によつて囲まれた部分に有効に配置すること。

ヘ 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇・八パーセント以上とすること。この場合において、緊張材の断面積は、その応力分担の実況に応じて、主筋の断面積として算入することができるものとする。

第九 床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造としなければならない。ただし、第十四第二号二及び第三号に定める構造計算によつて振動又は変形による使用上の支障が起らないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 厚さは、八センチメートル以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの四十分の一以上とすること。

二 最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向において、十センチメートル以下、長辺方向において三十センチメートル以下で、かつ、床版の厚さの三倍以下とすること。

2)

前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。ただし、第十六に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 周囲のはり等との接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

二 二以上の部材を組み合わせるものにあつては、これらの部材相互を緊結すること。

第十 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはり、複筋はりとして、これにあはら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならない。ただし、第十六に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第十一 耐力壁

耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一 厚さは、十二センチメートル以上とすること。

二 開口部周囲に径十二ミリメートル以上の補強筋を配置すること。

三 第十五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル（複配筋として配置する場合においては、四十五センチメートル）以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を三十五センチメートル（複配筋として配置する場合においては五十センチメートル）

イ 主筋は、四本以上とし、帯筋と緊結すること。

ロ 帯筋の径は、六ミリメートル以上とし、その間隔は、十五センチメートル（柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の二倍以内の距離にある部分においては、十センチメートル）以下で、かつ、最も細い主筋の径の十五倍以下とすること。

ハ 帯筋比は〇・二パーセント以上とすること。

ニ 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。

ホ 緊張材は、主筋と帯筋によつて囲まれた部分に有効に配置すること。

ヘ 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇・八パーセント以上とすること。この場合において、緊張材の断面積は、その応力分担の実況に応じて、主筋の断面積として算入することができるものとする。

第十 床版の構造

構造耐力上主要な部分である床版の構造については、令第七十七条の二の規定を準用する。

第十一 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはり、複筋はりとして、これにあはら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならない。ただし、プレキャストプレストレスコンクリートで造られたはり、二以上の部材を組み合わせるものの接合部については、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第十二 耐力壁

耐力壁の構造については、令第七十八条の二の規定を準用する。

() 以下とすることができる。

四 周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。

第十二 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなければならない。ただし、交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあつては、二センチメートル以上とすることができる。

二 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さについては、令第七十九条の規定を準用する。

第十三 圧着接合

一 以下のプレキャストコンクリート部材をプレストレスによつて圧着接合し一体の柱、はり又は耐力壁とするか、若しくは柱及びはりにあつては必要な剛性を有する柱及びはりの接合とし、かつ、第十六に定める構造計算を行い構造耐力上安全であることを確かめた場合にあつては、柱にあつては第八の規定を、はりにあつては第十の規定を、耐力壁にあつては第十一の規定をそれぞれ適用しない。

第十四 応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については

第十三 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなければならない。ただし、交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあつては、二センチメートル以上とすることができる。

二 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さについては、令第七十九条の規定を準用する。

第十四 応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については

次のイからハまでに定める構造計算を行わなければならない。

イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期に生ずる力とプレストレスにより生ずる力とを組み合わせる長期に生ずる力によつて部材の断面に生ずる長期の応力度が、第十九の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

ロ プレストレス導入時に部材の断面に生ずる力に対して安全上支障がないことを確かめること。

ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	
	令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合	区域における場合
常時	1.2G+2P 1.7(G+P)	1.2G+2(P+0.7S) 1.7(G+P+0.7S)
積雪時	G+P+1.5S	G+P+1.5S
暴風時	G+P+1.6W	G+P+1.6W
地震時	G+P+1.5K	G+P+0.35S+1.6W G+P+0.35S+1.5K

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を表すものとする。

ニ 表一の欄の建築物の条件に応じて同表の欄に掲げる条件式を満たす場合以外においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起らないことを平成十二年建設省告示第千四百五十九号第二に定める構造計算（この場合において、変形増大係数は、載荷実験による場合を除き、表二によるものとする。）によつて確かめること。

表一

次のイからハまでに定める構造計算を行わなければならない。

イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期の応力とプレストレスによる応力とを組み合わせる長期の応力によつて部材の断面に生ずる長期の応力度が、第十八の規定による長期の応力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

ロ プレストレス導入時に部材の断面に生ずる応力に対して安全上支障がないことを確かめること。

ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	
	令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合	区域における場合
常時	1.2G+2P 1.7(G+P)	1.2G+2(P+S) 1.7(G+P+S)
積雪時	G+P+1.5S	G+P+1.5S
暴風時	G+P+1.5W	G+P+1.5W
地震時	G+P+1.5K	G+P+S+1.5K

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を表すものとする。

三 プレストレストコンクリート造以外の構造部分については、令第八十二条第二号及び第三号に定める構造計算を行わなければならない。

四 必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起らないことを確かめなければならない。

イ	フルプレストレ ツシング又はバー シヤルプレストレ ツシングの場合	はり	$\frac{D}{M} \frac{1}{16}$
ロ	プレストレスト 鉄筋コンクリート の場合		$\frac{D}{M} \frac{1}{16}$
この表において、D及びMはそれぞれ以下の数値を表すものとする。			
D はりのせい (単位 ミリメートル)			
M はりの有効長さ (単位 ミリメートル)			

表二

構造の形式	変形増大係数
表一 欄イの場合	三
表一 欄ロの場合	六

三 プレストレストコンクリート造以外の構造部分については、令第八十二条第二号から第四号までに定める構造計算を行わなければならない。

第十五 層間変形角

次のイ及びロに掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするにあたっては、第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。イ プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する

第十五 層間変形角

次のイ及びロに掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするにあたっては、第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。イ プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する

建築物で次の(一)及び(二)に該当するもの

- (一) 高さが二十メートル以下であるもの
- (二) 地上部分の各階の耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端の構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「 0.7 」とあるのは「 1.0 」とする

$$E2.5A_w + 20.7A_c \geq ZWA_{1/16}$$

この式において、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 、 A 及び B は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値

W 令第八十八条第一項に規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

建築物で次の(一)及び(二)に該当するもの

- (一) 高さが二十メートル以下であるもの
- (二) 地上部分の各階の耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端の構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「 1 」とあるのは「 1.0 」とする

$$E2.5A_w + 27A_c \geq ZWA_1$$

この式において、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 及び A_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方センチメートル）

A_c 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方センチメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値

W 令第八十八条第一項に規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。）（単位 キログラム）

△ 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る△の数値

β) コンクリートの設計基準強度による低減係数として、一平方メートルにつき二十四ニュートン以上の場合にあっては十八を使用するコンクリートの設計基準強度(単位 一平方メートルにつきニュートン)で除した数値の平方根の数値(当該数値が二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値)

ロ プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち

一 以上とを併用する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、次の(イ)及び(ロ)に該当するもの

(イ) 昭和五十五年建設省告示第七百九十号第六号イからニまでに該当するもの

(ロ) プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階がイ(ロ)に適合するもの

第十六 剛性率、偏心率等

一 第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のもので、構造計算をするにあつては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならない。

イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の三第一号及び二号に定める構造計算を行うこと。

ロ 昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、

△ 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る△の数値

ロ プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち

一 以上とを併用する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、次の(イ)及び(ロ)に該当するもの

(イ) 昭和五十五年建設省告示第七百九十号第六号イからニまでに該当するもの

(ロ) プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階がイ(ロ)に適合するもの

第十六 剛性率、偏心率等

一 第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のもので、構造計算をするにあつては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならない。

イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の三第一号及び二号に定める構造計算を行うこと。

ロ 昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、

「プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」と読み替えるものとする。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、若しくは十分な靱性をもつことが確かめられた場合は、プレストレストコンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

二 前号の規定は、建築物の地上部分について第十七イからハまでに定める構造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上部分について次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。

イ 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合
G+P+1-Speak	G+P+0.35S+1-Speak

この表において、G、P、K及びSは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を、Esは、令第八十二条の四第二号に掲げる数値(軸方向力)を計算する場合にあつては、一・〇を表すものとする。

ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。

第十七 保有水平耐力

第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たつては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイからハに定めるところによらなければならない。

「プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはり地震に対して十分な強度を有し、若しくは十分な靱性をもつことが確かめられた場合は、プレストレストコンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

二 前号の規定は、建築物の地上部分について第十七イからハまでに定める構造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上部分について次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。

イ 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合
G+P+1-Speak	G+P+S+1-Speak

この表において、G、P、K及びSは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる応力を、Esは、令第八十二条の四第二号に掲げる数値(軸方向応力)を計算する場合にあつては、一・〇を表すものとする。

ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の応力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。

第十七 保有水平耐力

第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たつては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイからハに定めるところによらなければならない。

ならない。

イ 第二十に規定する材料強度によって各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。
ロ 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第二号の規定によって計算すること。

ハ イの規定によって計算した保有水平耐力が、ロの規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

第十八 屋根ふき材等の構造計算

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、平成十二年建設省告示第千四百五十八号に定める構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

第十九 許容応力度

一 緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号。以下「法」という。）第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた緊張材の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

緊張材の種類	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	0.65Fu又は0.75Fuのうち小さい方の数値	0.9Fu又は0.8Fuのうち小さい方の数値
径が十三ミリメートル以下のねじ切り鋼棒	0.9Fu	
その他の緊張材		

この表において、Fu及びFtは、それぞれ次の表に掲げる引張り強さ及び耐力を表すものとする。

ならない。

イ 第十九に規定する材料強度によって各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。
ロ 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第二号の規定によって計算すること。

ハ イの規定によって計算した保有水平耐力が、ロの規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

第十八 許容応力度

一 緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

緊張材の種類	長期応力に対する引張りの許容応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）
径が十三ミリメートル以下のねじ切り鋼棒	0.65Fu又は0.75Fuのうち小さい方の数値
その他の緊張材	0.7Fu又は0.8Fuのうち小さい方の数値

この表において、Fu及びFtは、それぞれ次の表に掲げる引張り強さ及び降伏応力度を表すものとする。

単 一 鋼 線		緊張材の種類及び品質	引張り強さ (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	耐力 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
丸線及び異形線	SWPR1A、SWPR1B、及びSWPD1L			
丸線及び異形線	径が五ミリメートル以下のもの	径が五ミリメートル以下のもの	一、六二〇	一、四一〇
	径が五ミリメートルを超えて七ミリメートル以下のもの	径が五ミリメートルを超えて七ミリメートル以下のもの	一、五二〇	一、三二五
	径が七ミリメートル以下のもの	径が七ミリメートル以下のもの	一、四七〇	一、二七五
	径が八ミリメートルを超えて九ミリメートル以下のもの	径が八ミリメートルを超えて九ミリメートル以下のもの	一、四二〇	一、二二五
	径が五ミリメートル以下のもの	径が五ミリメートル以下のもの	一、七二〇	一、五一〇
	径が五ミリメートルを超えて七ミリメートル以下のもの	径が五ミリメートルを超えて七ミリメートル以下のもの	一、六二〇	一、四二〇
丸線及び異形線	径が七ミリメートルを超えて八ミリメートル以下のもの	径が七ミリメートルを超えて八ミリメートル以下のもの	一、五二〇	一、三二五
	径が八ミリメートル以下のもの	径が八ミリメートル以下のもの	一、四二〇	一、二二五

単 一 鋼 線	緊張材の種類及び品質	引張り強さ (単位 一平方センチメートルにつきキログラム)	降伏応力度 (単位 一平方センチメートルにつきキログラム)
丸線及び異形線	SWPR1及びSWPD1	径が五ミリメートル以下のもの	一、六五〇
丸線及び異形線	径が五ミリメートルを超えて七ミリメートル以下のもの	一、五〇〇	一、三〇〇
	径が七ミリメートル以下のもの	一、四〇〇	一、二〇〇
	径が八ミリメートルを超えて九ミリメートル以下のもの	一、三〇〇	一、一〇〇
	径が五ミリメートル以下のもの	一、七〇〇	一、五〇〇
	径が五ミリメートルを超えて七ミリメートル以下のもの	一、六〇〇	一、四〇〇
	径が七ミリメートル以下のもの	一、五〇〇	一、三〇〇
丸線及び異形線	径が八ミリメートルを超えて九ミリメートル以下のもの	一、四〇〇	一、二〇〇
	径が九ミリメートル以下のもの	一、三〇〇	一、一〇〇

第二十 限界耐力計算と同等以上に安全さを確かめることができる構造計算

- 一 地震時を除き、第十四(地震に係る部分を除く。)に定めるところによること。
- 二 積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を第十四第二号ハの表に掲げる式によって計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ第二十の規定による材料強度によって計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。
- 三 地震による加速度によって建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによって計算し、当該地震力が、損傷限界耐力(建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第十九の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。)を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造上耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一)を超えないことを確かめること。

えないことを確かめること。

- イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位(以下この号において「損傷限界変位」という。)を計算すること。
- ロ 建築物のいずれかの階において、イによって計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期(以下この号及び第六号において「損傷限界固有周期」という。)を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第一に定める方法によって計算すること。
- ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に応じて令第八十二条の六第二号ハの表に掲げる式によって計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。
- ニ 各階が、ハによって計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えているときに当該階に生ずる水平方向の層間変位を計算すること。
- 四 令第八十八条第四項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を令第八十二条第一号及び第二号の規定によって計算し、それぞれ第十九の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。
- 五 地震による加速度によって建築物の各階に作用する地震力を次に定めるところによって計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。
- イ 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐

えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位（以下この号において「安全限界変位」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第三に定める方法によつて計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期（以下この号において「安全限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第四に定める方法によつて計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、安全限界固有周期に応じ、令第八十二条の六第五号ハの表に掲げる式（ア）は、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第六に定める方法によつて算出したものとする。この場合において、部材の構造形式に応じた減衰特性を表す係数 γ は、次式によるものとする。）によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$$\gamma_i = 0.06 + 0.14/\sqrt{n}$$

この式において、 n は次の数値を表すものとする。

ハ 部材の曲げ強度に及ぼす普通強度鉄筋の寄与率として次式により計算した数値

$$\eta = M_f / (M_p + M_f)$$

M_f 第二十に定める材料強度に基づく普通強度鉄筋による曲げ強度

M_p 第二十に定める材料強度に基づくPCC鋼材による曲げ強度

六 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百五十七号第八に定める構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

第二十二 耐久性等関係規定の指定

第一、第三から第五及び第七で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○建設省告示第千四百四十六号

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 九 略

十 緊張材

第二 略

第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

第一第十号に掲げる建築材料	JIS G三五三六（PC鋼線及びPC鋼より線）——一九九九、JIS G三一〇九（PC鋼棒）——一九九四又はJIS G三一三七（細径異形PC鋼棒）——一九九四
---------------	--

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(イ)	(ロ)	(ハ)
-----	-----	-----

建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第十号に掲げる建築材料	一 降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ又は〇・二パーセント永久伸びに対する荷重、引張荷重、伸び、リラクセーションの基準値が定められていること。 二 PC鋼棒及び細径異形PC鋼棒の場合は、P、S及びCの化学成分の含有量の基準値が、PC鋼線及びPC鋼より線の場合は、これらを構成する素線についてC、S、Mn、P、S及びCの化学成分の含有量の基準値が定められていること。 これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。	一 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS G三五三六（PC鋼線及びPC鋼より線）——一九九九、JIS G三一〇九（PC鋼棒）——一九九四、JIS G三一三七（細径異形PC鋼棒）——一九九四に定める方法によること。 二 次に掲げる方法によること。 イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇三〇三（鋼材の検査通則）——二〇〇〇によること。 ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。 (1) JIS G二二二一（鉄及び鋼—炭素定量方法）——一九九五 (2) JIS G二二二二（鉄及び鋼—けい素定量方法）——一九九七 (3) JIS G二二二三（鉄及び鋼中のマンガン定量方法）——一九八一 (4) JIS G二二二四（鉄及び鋼—りん定量方法）——一九九八

	(5) JIS G 二二五 (鉄及び鋼—硫黄定量方法) —一九九四 (6) JIS G 二二九 (鉄及び鋼—銅定量方法) —一九九七 (7) JIS G 二五三 (鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法) —一九九五 (8) JIS G 二五六 (鉄及び鋼—蛍光X線分析方法) —一九九七 (9) JIS G 二五七 (鉄及び鋼—原子吸光分析方法) —一九九四 四 次に掲げる方法によること。 イ PC鋼棒の寸法の測定は、任意の箇所同一断面における最大径と最小径を測定して求めること。 ロ PC鋼線の寸法の測定は、任意の箇所同一断面における最大径と最小径を測定して求めること。 ハ PCより線の寸法の測定は、異形線及び異形3本より線を除き、任意の箇所の外接円の最大径と最小径を測定して求めること。
--	---

法 37 条(緊張材)-3

	五 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物が無いこと。	五 目視によること。
--	-------------------------------------	-------------------

別表第三(検査項目及び検査方法)

区分 建築材料の 第一第十号 に掲げる建 築材料	検査項目 別表第二(㉔)欄に規定する品質基準のすべて	検査方法 一 別表第二(㉔)欄に規定する測定方法又はこれと同等以上の方法によつて行うこと。
---	--	---

法 37 条(緊張材)-4

丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

(傍線部は昭和六十一年建設省告示第八百五十九号の改正・追加部分)

制 定 案	現 行
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材(以下「丸太材等」という。))を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。))を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。))の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第七までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第八に指定する。	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第三十八条の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分に用いる丸太組構法(丸太、製材その他これに類する木材(以下「丸太材等」という。))を水平に積み上げた壁により建築物を建築する工法をいう。))で、次の第一から第六までの規定に適合するものについては、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。))第四十一条から第四十三条まで、第四十五条から第四十七条まで及び第四十九条の規定にかかわらず、これらの規定によるものと同等以上の効力があるものと認める。
丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	丸太組構法における材料・土台・耐力壁等については建築基準法施行令第四十一条、四十三条、四十五条、四十七條及び四十九條の規定によるものと同等以上の効力があると認める件
第一 適用の範囲等	第一 階数等
この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物に適用する。	次のイからハまでに適合する建築物であること。
一 地階を除く階数が二以下で、高さが八・五メートル以下の丸太組構法を用いた建築物であること。この場合において、二階部分は耐力壁を設けず小屋とし、当該小屋の荷重は一階部分の構造耐力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。	イ 地階を除く階数が二以下であること。
二 地階を除く階数が二で、一階部分に丸太組構法を用い、二階部分に建築基	ロ 延べ面積が三百平方メートル以下であること。
	ハ 高さが八・五メートル以下であること

建築基準法施行令(以下「令」という。))第三章第三節に規定する木造(令第四十六条第二項による場合を除く。))又は平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法(以下単に「枠組壁工法」という。))を用いた建築物であること。	第一 材料
三 地階を除く階数が三以下で、一階部分に鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、二階以上の部分に丸太組構法を用いた建築物であること。この場合において、三階部分は耐力壁を設けず小屋とし、当該小屋の荷重は二階部分の構造耐力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。	一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の種類は、圧縮に対する基準強度の数値が一平方ミリメートルにつき五・三ニュートン以上のものでなければ
四 地階を除く階数が二で、一階部分及び二階部分に丸太組構法を用いた建築物であること。	第二 材料
五 地階を除く階数が二で、一階部分に丸太組構法を用い、二階部分に丸太組構法と令第二章第三節に規定する木造(令第四十六条第二項による場合を除く。))又は枠組壁工法とを併用する建築物であること。この場合において、二階部分の外壁は丸太組構法を用いた壁とし、当該壁は一階部分から連続した壁としなければならない。	一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の種類は、令第八十九条第一項の表種類の欄に掲げるもの又はこれらと同等以上の品質を有するもので
21 前項第一号に掲げる建築物のうち延べ面積が二百平方メートルを超えるもの及び前項第二号から第五号までに掲げる建築物は、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により構造耐力上安全であることを確かめなければならない。この場合において、前項第五号に掲げる建築物の二階部分にあつては、更に令八十二条の三第二号に定めるところにより構造計算を行い、張り間方向及びびけた行方向の偏心率が〇・三以下であることを確認しなければならない。	

ばならない。

二 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、腐れ、著しい曲がり等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

三 第一第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に使用する丸太材等の含水率は、二十パーセント以下とする。

第三 土台等

一 階（第一第一項第三号に掲げる建築物にあつては二階）の耐力壁の下部には、土台又はこれに代わる丸太材等（以下「土台等」という。）を設け、次に定めるところにより、これを基礎（第一第一項第三号に掲げる建築物にあつては一階部分の構造耐力上主要な部分（二階の床版を含む。））にアンカーボルトで緊結しなければならない。ただし、独立基礎を用いる場合等で、これと同等以上の効力を有する方法により土台等及び基礎を構成するものについては、この限りでない。

イ アンカーボルトは、径十三ミリメートル以上で、基礎に定着される部分の長さがその径の二十五倍以上であること。

ロ アンカーボルトは、土台等の両端部及び継手の部分に配置すること。

ハ ロに定める部分のほか、土台等の長さが二メートルを超える場合においては、アンカーボルトの間隔を二メートル以下として土台等の部分に配置すること。

第四 耐力壁等

一 丸太組構法による耐力壁は、次に定めるところにより釣り合い良く配置しなければならない。ただし、令第八十二条の三第一号に定めるところにより構造計算を行い、各階につき、張り間方向及びけた行方向の偏心率が〇・三以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

イ 各階につき、建築物の張り間方向にあつてはけた行方向の、けた行方向

なければならない。

二 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、腐れ、著しい曲がり等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

第三 土台等及び基礎

耐力壁の下部には、土台又はこれに代わる丸太材等（以下「土台等」という。）を設け、次に定めるところにより、これを一体の鉄筋コンクリート造の布基礎にアンカーボルトで緊結しなければならない。ただし、独立基礎を用いる場合等で、これと同等以上の効力を有する方法により土台等及び基礎を構成するものについては、この限りでない。

イ アンカーボルトは、直径十三ミリメートル以上で、基礎に定着される部分の長さがその径の二十五倍以上であること。

ロ アンカーボルトは、土台等の両端部及び継手の部分に配置すること。

ハ ロに定める部分のほか、土台等の長さが二メートルを超える場合においては、アンカーボルトの間隔を二メートル以下として土台等の部分に配置すること。

第四 耐力壁等

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、つりあいよく配置しなければならない。

にあつては張り間方向の両端からそれぞれ四分の一の部分（以下「側端部分」という。）について、第十一号に定めるところにより、当該方向の耐力壁のたばの本数（以下「存在たば量」という。）及び第十一号ハ(2)に定めるたばの本数（以下「必要たば量」という。）を求め、この場合において、必要たば量は、側端部分ごとに独立して計算するものとする。

ロ 各側端部分のそれぞれについて、存在たば量を必要たば量で除した数値（以下「たば量充足率」という。）を求め、建築物の各階における張り間方向及びけた行方向双方ごとに、たば量充足率の小さい方をたば量充足率の大きい方で除した数値（ハにおいて「たば率比」という。）を求め、この

ハ ロのたば率比がいずれも〇・五以上であることを確かめること。ただし、ロの規定により算出した側端部分のたば量充足率がいずれも一を超える場合においては、この限りでない。

二 耐力壁を構成する丸太材等は、断面積が百五十平方センチメートル以上千四百平方センチメートル以下とし（壁相互の交さ部、耐力壁の最下部等で欠き取ることが必要とされる部分を除く。）、かつ、これらに接する部材に円滑に存在応力を伝えることのできる形状としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、断面積が千四百平方センチメートルを超える丸太材等とすることができる。

三 丸太組構法による各階の耐力壁の高さ（土台等の上端（第一第一項第四号及び第五号に掲げる建築物の二階にあつては、床版の上端）からその直上階

二 階部分は、耐力壁を設けず、小屋としなければならない。この場合において、当該小屋の荷重は一階の構造耐力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。

三 耐力壁を構成する丸太材等は、断面積が二十平方センチメートル以上千四百平方センチメートル以下とし（壁相互の交さ部、耐力壁の最下部等で欠き取ることが必要とされる部分を除く。）、かつ、これらに接する部材に円滑に存在応力を伝えることのできる形状としなければならない。

四 耐力壁は、高さ四メートル以下とし、かつ、幅は高さに〇・三を乗じて得た数値以上としなければならない。

の床版の上面(最上階又は階数が一の建築物にあつては、当該耐力壁と屋根版が接する部分のうち最も高い部分における当該耐力壁の上端)までの高さをいう。)は四メートル以下とし、かつ、幅は当該耐力壁の高さに〇・三を乗じて得た数値以上としなければならない。この場合において、丸太組構法による一階と二階の耐力壁の高さの和は、第一項第四号に掲げる建築物にあつては六メートル以下、第一項第五号に掲げる建築物にあつては五メートル以下と、それぞれしなければならない。

四 丸太組構法による耐力壁線相互の距離は六メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は三十平方メートル以下としなければならない。ただし、令第八十二条第三号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、耐力壁線相互の距離及び耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は、それぞれ十メートル以下及び六十平方メートル以下とすることができる。

五 丸太組構法による耐力壁線相互の交さ部においては、張り間方向及びびた行方向に耐力壁を設け、かつ、丸太材等を構造耐力上有効に組み、壁面から端部を二十センチメートル以上突出させなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った場合においては、壁面から丸太材等の端部を突出させないことができる。

六 丸太組構法による外壁の耐力壁相互の交さ部においては、耐力壁最上部から土台等まで貫く直径十三ミリメートル以上の通しボルトを設けなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

七 丸太組構法による耐力壁線に設ける開口部の上部には、丸太材等により構成される壁を構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等

以上の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りでない。

八 丸太組構法による耐力壁の端部及び開口部周囲は、通しボルト等により構造耐力上有効に補強しなければならない。

九 丸太材等には、継手を設けてはならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りでない。

十 二階部分の丸太組構法による耐力壁線の直下には、一階部分の耐力壁線を設けなければならない。

十一 丸太組構法による耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだばを設けなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ だばの材料は、日本工業規格(以下「JIS」という。)G三二二(鉄筋コンクリート用棒鋼)——一九八七に規定するSR三三五若しくはSD二九五Aに適合する直径九ミリメートル以上の鋼材若しくはこれと同等以上の耐力を有する鋼材又は小径が二十五ミリメートル以上の木材でせん断に対する基準強度の数値が一平方ミリメートルにつき一・八ニュートン以上のものであること。

ロ だばの長さは、相接する丸太材等に十分に水平力を伝えることができる長さとする。

ハ 張り間方向及びびた行方向に配置するだばの本数は、それぞれの方向につき、丸太材等の各段ごとに、次の(1)の式によつて得られる数値又は次の(2)の式によつて得られる数値のいずれか多い数値以上としなければならない。この場合において、だばの本数は、だば相互の間隔が四十五センチメートル以上のものについて算定する。

五 耐力壁線相互の距離は六メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は三十平方メートル以下としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、耐力壁線相互の距離及び耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は、それぞれ八メートル以下及び四十平方メートル以下とすることができる。

六 耐力壁線相互の交さ部においては、張り間方向及びびた行方向に耐力壁を設け、かつ、丸太材等を構造耐力上有効に組み、壁面から端部を二十センチメートル以上突出させなければならない。

七 外壁の耐力壁相互の交さ部においては、耐力壁最上部から土台等まで貫く直径十三ミリメートル以上の通しボルトを設けなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

八 耐力壁線に設ける開口部の上部には、丸太材等により構成される壁を構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上の構造耐

力上有効な補強を行った場合においては、この限りでない。

九 耐力壁の端部及び開口部周囲は、通しボルト等により構造耐力上有効に補強しなければならない。

十 丸太材等には、継手を設けてはならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りでない。

十一 耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだばを設けなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ だばの材料は、日本工業規格G三二二一九八七(鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定するSR三三五若しくはSD二九五Aに適合する直径九ミリメートル以上の鋼材若しくはこれと同等以上の耐力を有する鋼材又は小径が二十五ミリメートル以上の木材で令第八十九条第一項の表種類の欄に掲げるもの若しくはこれらと同等以上の品質を有する木材とする。

ロ だばの長さは、相接する丸太材等に十分に水平力を伝えることができる長さとする。

ハ 張り間方向及びびた行方向に配置するだばの本数は、それぞれの方向につき、丸太材等の各段ごとに、次の(1)の式によつて得られる数値又は次の(2)の式によつて得られる数値のいずれか多い数値以上としなければならない。この場合において、だばの本数は、だば相互の間隔が六十センチメートル以上のものについて算定する。

$$(1) \quad nw = \frac{Sw}{Sf}$$

$$(2) \quad nk = \frac{Sk}{Sf}$$

(1)の式及び(2)の式において、nw、nk、Sw、Sk及びSfはそれぞれ次の数値を表すものとする。

nw及びnw' だばの本数
Sw 令第八十七条に規定する風圧力によるせん断力(単位 ニュートン)
Sk 令第八十八条に規定する地震力によるせん断力(単位 ニュートン)
Sf だばの種類に応じて、それぞれ次の表のせん断強度の欄に掲げる数値

だばの種類	せん断強度(単位 ニュートン)
鋼材のだば	$3.9[2\sqrt{1+20(d/D)^2}-1]dD$ 、 $4.3d^2$ 又は $7.9dD$ のうちいずれか小さい数値
木材 断面形状が長方形その他これに類するもの	$0.94[2\sqrt{1+15(d/D)^2}-1]dD$ 、 $8.9d^2$ 又は $1.9dD$ のうちいずれか小さい数値
断面形状が円形のもの	$0.94[2\sqrt{1+10(d/D)^2}-1]dD$ 、 $7.2d^2$ 又は $1.9dD$ のうちいずれか小さい数値

ニイに掲げる耐力及びびロに掲げる長さを有するアンカーボルト、通しボルトその他これらに類するボルトについては、ハの規定によるだばの本数の

算定に当たつてだばとみなすことができる。

十二 地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造(二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。)としなければならない。

第五

第一階部分及び第二階部分に丸太組構法を用いた建築物の構造方法

第一項第四号及び第五号に掲げる建築物にあつては、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 耐力壁に用いる丸太材等の断面は、断面積が百五十平方センチメートル以上で、かつ、丸太材等相互の上下に接する部分の幅は九センチメートル以上とする。ただし、鉛直力による丸太材等のめり込み及び壁の座屈等に対して構造耐力上支障がないことが確認された場合には、丸太材等の断面積を百二十平方センチメートル以上で、かつ、丸太材等相互の上下に接する部分の幅を七センチメートル以上とすることができる。

二 二階部分の床版は、下地材に厚さ十二ミリメートルの構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号)に規定する二級をいう。)を用い、床ばり又は根太に對し、き(「JIS A 550(八(くぎ)―一九九二に規定するN五〇に適合するものをいう。))を用いて百五十ミリメートル以下の間隔で打ち付けたもの又はこれと同等以上の剛性及び耐力を有するものとする。

三 二階部分の床版の開口部の大きさは、一辺が四・五メートルの正方形以下で、かつ、当該部分の建物長さの二分の一以下とする。

第六 小屋組等

一 屋根版は、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない。
二 小屋組は、風圧力に対して安全であるように、構造耐力上主要な部分と緊結しなければならない。

第七 防腐措置等

$$(1) \quad nw = \frac{Sw}{Sf}$$

$$(2) \quad nk = \frac{Sk}{Sf}$$

(1)の式及び(2)の式において、nw、nk、Sw、Sk及びSfはそれぞれ次の数値を表すものとする。

nw及びnw' だばの本数
Sw 令第八十七条に規定する風圧力によるせん断力(単位 キログラム)
Sk 令第八十八条に規定する地震力によるせん断力(単位 キログラム)
Sf だばの種類に応じて、それぞれ次の表のせん断強度の欄に掲げる数値

だばの種類	せん断強度(単位 キログラム)
鋼材のだば	$0.4[2\sqrt{1+20(d/D)^2}-1]dD$ 、 $4.3d^2$ 又は $0.81dD$ のうち最も小さい数値
木材 断面形状が長方形その他これに類するもの	$0.096[2\sqrt{1+15(d/D)^2}-1]dD$ 、 $0.91d^2$ 又は $0.19dD$ のうち最も小さい数値
断面形状が円形のもの	$0.096[2\sqrt{1+10(d/D)^2}-1]dD$ 、 $0.74d^2$ 又は $0.19dD$ のうち最も小さい数値

ニイに掲げる耐力及びびロに掲げる長さを有するアンカーボルト、通しボルトその他これらに類するボルトについては、ハの規定によるだばの本

数の算定に当たつてだばとみなすことができる。

十二 地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。

第五 小屋

一 屋根は、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない。
二 小屋組は、風圧力に対して安全であるように、耐力壁と緊結しなければならない。

第六 防腐措置等

一 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）、基礎の上端から三十センチメートル以内の高さの丸太材等及び木製のたばで常時湿潤状態となるおそれのある部分に用いられるものには、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

二 常時湿潤状態となるおそれのある部分の部材を繋結するための金物には、有効なさび止めのための措置を講じなければならない。

第八 耐久性等関係規定の指定

第二第二号及び第七の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

一 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）、基礎の上端から三十センチメートル以内の高さの丸太材等及び木製のたばで常時湿潤の状態となるおそれのある部分に用いられるものには、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

二 常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を繋結するための金物には、有効なさび止め措置を講じなければならない。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号及び第二号の規定に基づき、機械継手式トラス（鋼材又はアルミニウム合金を用いるものとする。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第五までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第六に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、第七に定める構造計算を許容応力度等計算と同等以上に機械継手式トラスによる屋根版等を設けた建築物の安全性を確かめることができるものとして定める。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

機械継手式トラスの構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める等の件

第一 機械継手式トラスは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造の一部に、屋根版又は床版、小屋組、壁、梁、柱その他これらに類する部分（これらを一体として組み合わせたものを含む。）として用いることとする。

第二 構造耐力上主要な部分である機械継手式トラスは、主部材（トラス部分を構成する管状の部材をいう。以下同じ。）を釣合い良く配置して安定した構造とするほか、次に定めるところによらなければならない。ただし、第七に定める構造計算を行い構造上安全であることが確かめられた場合は、次の各号の規定は、適用しない。

- 一 複層とした機械継手式トラスの屋根版を設け、釣合いよく配置した鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の柱、壁又は架構によって安全に支える構造とすること。
- 二 支点間距離を九メートル以下とすること。
- 三 機械継手式トラスの鉛直及び水平方向の見付面積をそれぞれ百平方メートル以下とすること。
- 四 主部材は、三角形若しくは四角形又は三角錐若しくは四角錐その他これらに類する形状の組合せによる配置とすること。
- 五 第一号の屋根版を片持ち形式とする場合は、当該形式とした部分の長さを三メートル以下とすること。

2 構造耐力上主要な部分としてアルミニウム合金を用い、鋼材と接触する構造とした場合は、腐食による

損傷のおそれのないものとする。

第三 主部材は、構造耐力上有害なきず、折れ及び曲がり等のないものとするほか、次に定めるところによらなければならない。ただし、第七に定める構造計算を行い構造上安全であることが確かめられた場合は、第一号及び第二号の規定については、この限りでない。

一端部以外に接合部を設けないものとする。

二 長さを一・八メートル以下とすること。

三 厚さを一・六ミリメートル（アルミニウム合金にあつては一ミリメートル）以上とすること。

四 径を三十四ミリメートル（アルミニウム合金にあつては二十五ミリメートル）以上とすること。

五 圧縮材の有効細長比は百六十以下とすること。

第四 機械継手式トラスの接合は、次に定めるところにより存在応力を伝えることができる機械継手としなければならない。ただし、アルミニウム合金を用いる構造とした場合で、第七に定める構造計算を行い、接合部分に抜け出し又は折れその他の構造耐力上支障のある変形及び損傷が生じないことを確かめた場合は、第一号及び第二号（ボルト等の使用に係る部分に限る。）の規定を適用せず、嵌合とし密着により存在

在応力を伝える構造とすることができる。

一 主部材の端部を端部金物（主部材の存在応力を機械継手を介して相互に伝達するために設けた部品をいう。以下同じ。）に緊結すること。ただし、平成十二年建設省告示第四百四十六号別表第二中同告示第一第十五号に掲げる建築材料の項の欄第六号に規定する保証荷重を定めるために用いた構造方法とした場合は、この限りでない。

二 主部材の方向と一致して設けるボルトの軸部及び前号の規定により主部材に緊結した端部金物を介し、次に定める構造方法により接合部中核（球状又は円筒状の部品で、複数のボルト等を構造上安全に接合できるように加工したものをいう。以下同じ。）を用いて存在応力を伝えるものとする。

イ ボルトの径は十二ミリメートル以上とすること。

ロ ボルト及び主部材の軸心が接合部中核の中心を通るものとする。

ハ ボルトのはめ合い長さが十分である。

三 ロッド又はケーブル等の接合に用いる場合は、当該材料等と同等以上の耐力を有する接合部中核とすること。ただし、第七に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることを確かめた場合は、この限

りでない。

四 有効な戻り止めその他の方法により構造耐力上有害な緩みやがたつき等のないものとする。

第五 機械継手式トラスを鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造方法の部分と接合する場合にあっては、平成十二年建設省告示第千四百五十六号第一号及び平成十二年建設省告示第千四百六十四号の規定を準用する。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

第六 機械継手式トラスの安全に必要な技術基準のうち、建築基準法施行令（以下「令」という。）第三十六号第二項第二号の規定に基づき規定する耐久性等関係規定として指定する基準は、第二第二項、第三第三号及び第四第四号の規定とする。

第七 令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に機械継手式トラスによる屋根版等を設けた建築物の安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二 第四に規定する機械継手の部分に生ずる長期及び短期の各力を令第八十二条第二号の表に掲げる式によつて計算し、当該各力が、第八の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する許容耐力を超えないことを確かめること。

三 前号の機械継手の部分以外の構造部分については、令第八十二条第二号及び第三号に定める構造計算（国土交通大臣が令第八十二条に規定する許容応力度等計算と同等以上に建築物の安全性を確かめることができるものとして定めた構造計算のうちこれらに相当する部分を含む。）を行うこと。

四 令第八十二条第四号の規定によること。

2 令第八十二条の二に規定する特定建築物（以下この項において単に「特定建築物」という。）について次に定める構造計算を行うこと。

一 建築物の地上部分の層間変形角については、令第八十二条の二の規定を準用する。

二 特定建築物で高さが三十一メートル以下のものの地上部分の剛性率及び偏心率等については、令第八十二条の三の規定を準用する。ただし、鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とした建築物であつて、当該建築物の最上階を一体の機械継手式トラスによる構造とした場合にあっては、令第八十二条の

三 第一号の規定は、当該建築物のうち最上階を除いた部分について適用するものとする。

三 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものの地上部分の保有水平耐力については、令第八十二条の四の規定を準用する。この場合において、令第八十二条の四の規定中「第四款に規定する材料強度」とあるのは、「令第三章第八節第四款に規定する材料強度及び第九に規定する機械継手の終局耐力」と読み替えるものとする。

3 令第八十二条の五の規定によること。

第八 第四に規定する機械継手の許容耐力は、次の表の数値によらなければならない。

長期に生ずる力に対する許容耐力				短期に生ずる力に対する許容耐力			
圧縮（単位 ニュートン）	引張り（単位 ニュートン）	曲げ（単位 ニュ ートンメートル）		圧縮（単位 ニュートン）	引張り（単位 ニュートン）	曲げ（単位 ニュ ートンメートル）	
$\frac{2F_c}{3}$	$\frac{2F_t}{3}$	$\frac{2F_b}{3}$		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り及び曲げの許容耐力のそれぞれの数値の一・五倍の数値とする。			

この表において、 F_c 、 F_t 及び F_b は、それぞれ平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十五号に掲げる建築材料の項の欄第六号に規定する圧縮、引張り及び曲げの保証荷重の数値とする。

第九 第四に規定する機械継手の終局耐力は、次の表の数値によらなければならない。

終局耐力			
圧縮（単位 ニュートン）	引張り（単位 ニュートン）	曲げ（単位 ニュートンメートル）	
F_c	F_t	F_b	

この表において、 F_c 、 F_t 及び F_b は、それぞれ平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二中第一第十五号に掲げる建築材料の項の欄第六号に規定する圧縮、引張り及び曲げの終局荷重の数値とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第 号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの材料の日本工業規格、日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 十四 略

十五 トラス用機械継手（平成十四年国土交通省告示第 号（機械継手式トラス）第四に規定する

接合の構造方法として用いるものに限る。）

第二・第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

第一第十五号に掲げる	(イ) (ロ)
—	

建築材料

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

区分	(イ) 品質基準	(ロ) 測定方法等
第一第十五号に掲げる建築材料	一 材料の構成及び組み合わせの条件並びに力の伝達機構が定められていること。 二 構成材（前号(ロ)欄において力の伝達に寄与しないとしたものを除く。）の降伏点又は〇・ニパーセントオフセット耐力、引張強度、伸び及び絞りのうち各構成材の使用上必要な基準値が定められていること。また、引張試験片の採取が困難な場合は、硬さの基準値が定められていること。ただし、構成材として第一第一号から第五号まで、第二号（アルミ）及び第三号（アルミの溶接材料）に該当する建築材料を用いる場合にあっては、当該材料の項(ロ)欄のうちそれぞれの基準値とすることができる。	一 実大又は当該トラス用機械継手の品質を代表できる類似の形状による試験体（以下第六号までにおいて単に「試験体」という。）について、次に定める方法又はこれらと同等以上(ロ)欄の基準値を測定できる方法によること。この場合において、試験体の数は、当該品質を精度よく測定できる数とすること。 二 降伏点又は〇・ニパーセントオフセット耐力、引張強度、伸び及び絞りは、第一第二号に掲げる建築材料の項(ロ)欄第二号イに定める方法によること。 三 硬さは、第一第二号に掲げる建築材料の項(ロ)欄第二号ハに定める方法によること。

三 各構成材の主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められたものであること。ただし、構成材として第一一号から第五号まで、第 号(アルミ)及び第 号(アルミの溶接材料)に該当する建築材料を用いる場合は、当該材料の項(欄)のうちそれぞれの基準値とすることができ	三 次に定める各構成材の主成分に応じ、それぞれイからハまでに定める方法又はこれらと同等以上に成分を測定できる方法によること。 イ 鋼材 第一一号に掲げる建築材料の項(欄)第二号に定める方法によること。 ロ アルミニウム 第一 号(アルミ)に掲げる建築材料の項(欄)第 号に定める方法によること。 ハ イ及びロ以外の成分 当該構成材の性質及び化学成分を考慮し、必要な測定方法によること。
四 構成材の形状及び寸法の基準値が定められていること。	四 次に掲げる方法によること。 イ 形状及び寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の測定器具を用いて行うこと。 ロ ねじの精度の測定は、限界ゲージ又はこれと同等以上のねじ精度測定器具を用いて行うこと。
五 必要に応じ、構成材(熱処理を行うものに限る。)の硬さ及び硬さの分布の基準値が定められていること。	五 構成材に熱処理を行ったのち、次に定める方法又はこれと同等以上に(ロ)欄の基準値を測定できる方法によること。この場合において、試験体の数は、当該品質を精度よく測定す

六 圧縮、引張り及び曲げの保証荷重及び終局荷重が定められていること。	六 試験体(性能を代表できる構成材の組み合わせとしたものを含む。)について、次に定める方法又はこれらと同等以上に(ロ)欄の基準値を測定できる方法によること。ただし、保証荷重について、降伏その他の構造耐力の有害な低下の起こらないことを確かめた場合は、各構成材及びそれら相互の接合の力学的特性を用い当該数値を計算により求めることができる。この場合において、終局荷重の数値 るために必要な数以上の数値とする。 イ 硬さの測定は、第一第二号に掲げる建築材料の項(欄)第二号ハに定める方法によること。 ロ 硬さの分布は、イに掲げる試験(硬さに関するものに限る。)を行い、構成材の種類にに応じてそれぞれ次の(1)及び(2)に掲げる位置について求めること。 (1) ボルト 断面方向(当該ボルトの径が大きく断面の入熱の状況が均一にならないおそれのある場合に限る。)又は軸方向に適切な間隔で定めた部位 (2) ボルト以外の構成材 当該構成材の使用法及び性質を考慮して定めた部位
---	--

は、当該計算をしたそれぞれの保証荷重の数値の一・一倍の数値とするものとする。

イ 必要に応じ、試験体に加力用の支持材（平成十四年国土交通省告示第 号（機械継手式トラス）第三に規定する主部材又はこれによる場合と同等以上の試験結果を得ることのできるものとする。以下この号において単に「支持材」という。）を接合すること。

ロ 圧縮試験及び引張試験は、次に定めるところにより行うこと。

(1) 荷重は、適切なジグを介し支持材の軸方向に漸増して加えること。必要な場合においては、試験体の周囲より固定するための加力を行わなければならない。

(2) 試験体に作用する荷重及び変形を適切な精度を有する方法で測定すること。

ハ 曲げ試験は、次に定めるところにより行うこと。

(1) 支持材を試験体の両側に軸心が一致するように接合し、支点間距離を当該支持材の小径の十倍以上とすること。

(2) 試験体は支点の中央部に位置するよう

七 (ハ) 欄第六号イの接合の方法及び条件が定められていること。	七 (ハ) 欄第三号に定める材料及び接合の方法に応じ、それぞれイからハまでのいずれかに定める方法によること。 イ 鋼材の溶接接合 JIS G〇五五三（鋼のマクロ組織試験方法）、JIS G〇五五五（鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類）一九九二、JIS Z 二三四三（浸透探傷試験方法及び浸透指示 に配置すること。 (3) 荷重は、試験体の中央部に適切なジグを介し漸増して加えること。 (4) 試験体に作用する荷重及び試験体の中央におけるたわみ量を適切な精度を有する方法で測定すること。 ニ 保証荷重は、ロ及びハの試験で確認された最大の荷重のそれぞれ七十パーセント以下の値とする。 ホ 終局荷重は、ロ及びハの試験で確認された最大の荷重のそれぞれ九十パーセント以下の数値とする。 ヘ ロ及びハの試験において保証荷重時までに構造耐力上有害な変形が生じないことを確かめること。
---	--

	模様の分類) 一 一九九二、JIS Z 三三四四 (金属材料のパルス反射法による超音波探傷試験方法通則) に規定する方法又はこれらと同等以上に接合の健全性を確認できる方法によること。 ロ アルミニウム合金の溶接接合 第一号 (アルミ) 及び第 号 (アルミの溶接材料) に掲げる建築材料の項の欄第 号及び第 号の方法又はこれらと同等以上に接合の健全性を確認できる方法によること。 ハ イ及びロ以外の接合 イ及びロによる場合と同等以上に接合部位の健全性が確認できる部位及び試験方法によること。 目視によつて行うこと。
八 つぶれ、きず、焼割れ等の構造耐力上有害な欠陥や錆等の欠点がないこと。	九 次の方法又はこれらと同等以上に(イ)欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 耐久性の測定は、日本工業規格 Z 二三七一 (塩水噴霧試験方法) 一 二〇〇〇 に、疲労特性の測定は、日本工業規格 Z 二二七三 (金属材料の疲れ試験方法通則) 一 一九七八に、高温特性の測定は、日本工業規格 G

		○五六七 (鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法) 一 一九九八によること。 ロ 軸力を導入する場合のトルク係数値試験は、日本工業規格 B 一 一八六 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) 一 一九九五の十一、二のセットのトルク係数値試験によること。 ハ リラクセーション特性の測定は、日本工業規格 Z 二二七一 (金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法) 一 一九九九、日本工業規格 Z 二二七六 (金属材料の引張りラクセーション試験方法) 一 二〇〇〇の試験方法によること。
--	--	---

別表第二 (検査項目及び検査方法)	(イ) 建築材料の区分	(ロ) 検査項目	(ハ) 検査方法
第一第十五号に掲げる建築材料	別表第二(イ)欄に規定する品質基準のうち第二号から第四号まで、第二	一 別表第二(ロ)欄に規定する機械的性質の検査を除く。 二 組成の検査は、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証	

七号及び第八号

明書又は試験証明書等の書類によつて行う。

三 機械的性質の検査は、各構成材ごとに同一形状・寸法（熱処理を施す場合にあつては、更に同一の処理条件）のものを一組とし、それぞれ一体以上を採取した試験片について、別表第二(ハ)欄第二号に規定する測定方法等によつて行うほか、別表第二(ロ)欄第二号ただし書の適用を受けた場合にあつては、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によつて行う。

四 別表第二(ロ)欄第一号において力の伝達に寄与しないものとした構成材にあつては、必要に応じて、組成及び機械的性質の検査を、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によつて行う。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造（鋼材よりなる中空断面（以下「鋼管」という。）にコンクリートを充填した部材（鋼管の内部に、コンクリートを遠心成形により充填締固めし、中空部をコンクリートと同等以上のモルタル等で充填するものを含む。）を構造耐力上主要な部分に用いる鉄骨造をいう。以下同じ。）の建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を、次の第一から第九までに定め、同令第九十四条及び第九十九条に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分において、鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮及びせん断並びに鋼管の内部に充填されたコンクリートと鋼管の内部との付着に対する許容応力度及び材料強度を第十及び第十一に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十二に指定する。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準

を定める件

第一 適用

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章第五節の規定（令第六十五条（柱に係る規定に限る。）を除く。）によるほか、第二から第九までに定めるところによる。

第二 コンクリートの材料

コンクリート充填鋼管造に使用するコンクリートの材料については、令第七十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「鉄筋」とあるのは「鋼材及び鉄筋」と読み替え、同条第二号中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは「鋼管及び鉄筋の間並びにこれらとせき板」と読み替えるものとする。

第三 コンクリートの強度等

一 コンクリート充填鋼管造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度の関係において昭和五十六年建設省告示第千百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において設計基準強度

度は、一平方ミリメートルにつき二十四ニュートン以上としなければならない。

二 前号に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、昭和五十六年建設省告示第千百二号第二各号に掲げる強度試験によらなければならない。

三 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合及び充填方法を定めなければならない。

第四 コンクリートの充填

一 コンクリートを充填する鋼管は、コンクリートの充填により著しい変形、損傷その他構造耐力上支障を生じないものとし、次に定めるところによること。

イ コンクリート充填鋼管造における鋼管又は鋼材の接合における高力ボルトの本締め又は溶接は、コンクリートの充填の前に行うものとする。

ロ コンクリートが充填された鋼管の部分に近接して鋼管の溶接接合を行う場合の溶接位置は、当該位置からコンクリートまでの距離を三十センチメートル以上とすること。ただし、溶接により鋼管及びコンクリートに構造耐力上支障を生じないことが確認された場合は、この限りでない。

二 コンクリートの充填と打継ぎは次に定めるところによること。

イ 一回のコンクリートの充填高さは、八メートル以下とすること。ただし、コンクリートの充填により鋼管に著しい変形、損傷その他構造耐力上支障を生じないこととともに、コンクリートの充填性（鋼管にコンクリートが密実に、かつ隙間なく充填されること。以下同じ。）及び強度発現について構造耐力上支障がないことを確認した場合は、この限りでない。

ロ コンクリートの打継ぎ位置は、柱とはりの仕口より三十センチメートル以上の間隔をあけた位置とし、当該打継ぎ位置に一箇所以上の径十ミリメートル以上二十ミリメートル以下の水抜き孔の設置その他雨水あるいは結露水を除去するための有効な措置を講じること。ただし、高い流動性を有するコンクリートの使用その他の有効な措置により、これによる場合と同等以上に構造耐力上支障のないコンクリートの打継ぎとした場合はこの限りでない。

第五 コンクリートの養生

一 コンクリートの打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。

ない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化について促進その他の特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

二 加熱養生を行う場合は、コンクリートの最高温度を七十度以下とし、急激な温度の上昇又は下降を行わないようにすること。ただし、コンクリートの強度発現について構造耐力上支障がないことを確認した場合は、この限りでない。

第六 柱の構造

構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。

一 座屈長さを柱の小径で除した値は十二以下とすること。ただし、柱の座屈の影響を考慮し令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条の五を除く。）又は令第八十一条第一項ただし書に基づき国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定した構造計算（令第八十二条の五に相当する部分を除く。）（以下、「令に規定する構造計算」という。）によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

二 円形断面の鋼管では径厚比五十以下、角形断面の鋼管では幅厚比三十四以下とし、かつ鋼管の板厚

は、十二ミリメートル以上とすること。ただし、鋼管の径厚比及び幅厚比の影響を考慮し令に規定する構造計算を行った場合は、この限りでない。

三 鉄筋を使用する場合は、令第七十三条の規定を準用する。

四 鋼管には蒸気抜き孔を次に定めるところにより設けなければならない。ただし、鋼管内の蒸気を抜くことについて、次に定める場合と同等以上に有効な措置を行った場合はこの限りでない。

イ 各階の柱頭及び柱脚の近傍に、径十ミリメートル以上二十ミリメートル以下の孔を各々二箇所対向させて設けること。

ロ 孔の間隔が垂直方向の距離で五メートルを越える場合は、五メートルを越えない範囲で同様の孔を追加すること。

第七 はりの構造

構造耐力上主要な部分であるはり、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、令に規定する構造計算を行った場合にあってはこの限りでない。

第八 柱とはりの仕口の構造

コンクリート充填鋼管造の柱とはりの仕口には、鋼管の外側に設けるダイアフラムその他の方法により存在応力の伝達に支障がないよう補強を行わなければならない。この場合において、内側にダイアフラムを設ける場合その他コンクリートが密実には又は隙間なく充填されないおそれがある場合にあつては、コンクリートの充填性について構造耐力上支障がないことを確かめたものとしなければならない。

第九 基礎ばり

基礎ばり（べた基礎及び布基礎の立上り部分を含む。以下同じ。）は、一体の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造いずれの場合も二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）としなければならない。

第十 許容応力度

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分において、鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮及びせん断並びに鋼管の内部に充填されたコンクリートと鋼管の内部との付着に対する許容応力度は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮及びせん断に対する許容応力度は、コンクリートの鋼管

への充填方法に応じて、次の表の数値によらなければならない。

	コンクリートの鋼管への充填方法	への充填方法に応じて、次の表の数値によらなければならない。			
		長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきニュートン）	せん断	せん断
(一)	充填されたコンクリート強度を鋼管への充填の状況を考慮した強度試験により確認する場合	F _c	F _c /30又は(0.49 + F _c /100)のうち小さい数値	2(F _c + 3)/3又はF _c のうち小さい数値	長期に生ずる力に対する許容応力度の一・五倍
(二)	(一)によらず、次に定める落とし込み充填工法又は圧入工法によつた場合 一 落とし込み充填工法にあつては次に定めるところによること。 イトレミー管、フレキシブルホースその他鋼管内に密実	F _c /3	F _c /30又は(0.49 + F _c /100)のうち小さい数値	2F _c /3	長期に生ずる力に対する許容応力度の一・五倍

に、かつ隙間なくコンクリートを打設できる方法を用いること。

ロ コンクリートの自由落下高さを一メートル以内にするのと。

ハ 鋼管の内部からのコンクリートの締固めその他密実に、かつ隙間なくコンクリートを充填する措置を講ずること。

二 圧入工法にあつては次に定めるところによること。

イ 圧入口は、鋼管のシーム部（鋼管を形成する鋼板の継ぎ目部分をいう。）、並びに鋼管の柱の床面及びはり下からそれぞれ一メートル又は柱幅のいずれか大きい方の数値以下の位置に設けないことも

に、かつ隙間なくコンクリートを打設できる方法を用いること。

ロ コンクリートの自由落下高さを一メートル以内にするのと。

ハ 鋼管の内部からのコンクリートの締固めその他密実に、かつ隙間なくコンクリートを充填する措置を講ずること。

二 圧入工法にあつては次に定めるところによること。

イ 圧入口は、鋼管のシーム部（鋼管を形成する鋼板の継ぎ目部分をいう。）、並びに鋼管の柱の床面及びはり下からそれぞれ一メートル又は柱幅のいずれか大きい方の数値以下の位置に設けないことも

に、かつ隙間なくコンクリートを打設できる方法を用いること。

ロ コンクリートの自由落下高さを一メートル以内にするのと。

ハ 鋼管の内部からのコンクリートの締固めその他密実に、かつ隙間なくコンクリートを充填する措置を講ずること。

二 圧入工法にあつては次に定めるところによること。

イ 圧入口は、鋼管のシーム部（鋼管を形成する鋼板の継ぎ目部分をいう。）、並びに鋼管の柱の床面及びはり下からそれぞれ一メートル又は柱幅のいずれか大きい方の数値以下の位置に設けないとも

に、かつ隙間なくコンクリートを打設できる方法を用いること。

ロ コンクリートの自由落下高さを一メートル以内にするのと。

ハ 鋼管の内部からのコンクリートの締固めその他密実に、かつ隙間なくコンクリートを充填する措置を講ずること。

二 圧入工法にあつては次に定めるところによること。

イ 圧入口は、鋼管のシーム部（鋼管を形成する鋼板の継ぎ目部分をいう。）、並びに鋼管の柱の床面及びはり下からそれぞれ一メートル又は柱幅のいずれか大きい方の数値以下の位置に設けないことも

に、かつ隙間なくコンクリートを打設できる方法を用いること。

ロ コンクリートの自由落下高さを一メートル以内にするのと。

ハ 鋼管の内部からのコンクリートの締固めその他密実に、かつ隙間なくコンクリートを充填する措置を講ずること。

二 圧入工法にあつては次に定めるところによること。

イ 圧入口は、鋼管のシーム部（鋼管を形成する鋼板の継ぎ目部分をいう。）、並びに鋼管の柱の床面及びはり下からそれぞれ一メートル又は柱幅のいずれか大きい方の数値以下の位置に設けないとも

に、かつ隙間なくコンクリートを打設できる方法を用いること。

ロ コンクリートの自由落下高さを一メートル以内にするのと。

ハ 鋼管の内部からのコンクリートの締固めその他密実に、かつ隙間なくコンクリートを充填する措置を講ずること。

二 圧入工法にあつては次に定めるところによること。

イ 圧入口は、鋼管のシーム部（鋼管を形成する鋼板の継ぎ目部分をいう。）、並びに鋼管の柱の床面及びはり下からそれぞれ一メートル又は柱幅のいずれか大きい方の数値以下の位置に設けないとも

二 鋼管の内部に充填されたコンクリートと鋼管の内部との付着に対する許容応力度は、次に掲げる数値によらなければならない。

イ コンクリートと鋼管（炭素鋼に限る。）の内部との長期に生ずる力に対する許容付着応力度は、一平方ミリメートルにつき円形断面にあっては 0.15 ニュートン、角形断面にあっては 0.1 ニュートンとすること。

ロ コンクリートと鋼管の内部との付着に関する実験によって付着強度を確認した場合においては、長期に生ずる力に対する許容付着応力度は、イの規定によらず当該付着強度の三分の一の数値とすることができる。

ハ コンクリートと鋼管の内部との短期に生ずる力に対する許容付着応力度は、長期に生ずる力に対する許容付着応力度の数値の一・五倍とすること。

第十一 材料強度

コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分において、鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮及びせん断並びに鋼管の内部に充填されたコンクリートと鋼管の内部との付着に対する材料強度は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮及びせん断に対する材料強度は、圧縮にあっては第十第

一号表に定める短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の一・五倍、せん断にあっては同表に定める長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度の三倍の数値としなければならない。

二 鋼管の内部とコンクリートとの付着に対する材料強度は、第十二号イ又はロの長期に生ずる力に対する許容付着応力度の数値の三倍としなければならない。

第十二 耐久性等関係規定の指定

第二、第三、第四第二号及び第五で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、特定の畜舎又は堆肥舎（貯蔵槽に類する施設を除く。）の用途に供する建築物（以下「特定畜舎等建築物」という。）の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一に、及び同令第三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定め、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が、第三に適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと定める。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件

第一 特定畜舎等建築物の構造方法は、次の各号に定めるところによるほか、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造（それぞれ建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章第三節、第四節の二、第五節又は第六節の規定によるものに限る。以下同じ。）とする。ただし、第三第一項

第一号（令第八十二条第四号に定める構造計算を除く。）に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、令第四十三条第一項及び第四十六条の規定によらないことができる。

一 階数が一であること。

二 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のものであること。

三 架構を構成する柱の相互の間隔が十五メートル以下であること。

四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に定める市街化区域以外の区域に建設し、かつ、居室を設けないものであること。

第二 令第三十八条第四項に規定する特定畜舎等建築物の基礎の構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 特定畜舎等建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、第三第一項第一号（令第八十二条第四号に定める構造計算を除く。）に定める構造計算を行うこと。

二 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して特定畜舎等建築物

又は特定畜舎等建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。

第三 令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全さを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 令第三章第八節第二款並びに次項及び第三項に規定する荷重及び外力によって特定畜舎等建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態		一般の場合		備考
	長期に生ずる力	常時	積雪時	常時	
			$G+P$	$G+P$	
			$G+P+0.7S$	$G+P+S$	
			令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域（以下単に「多雪区域」という。）における場合 次項第二号に規定する積雪荷重の低減を行う場合以外 次項第二号に規定する積雪荷重の低減を行う場合		

短期に生ずる力	積雪時		暴風時		備考
	地震時	常時	積雪時	暴風時	
			$G+P+S$	$G+P+S$	
			$G+P+W$	$G+P+W$	
			$G+P+0.35S+K$	$G+P+0.35S+W$	
			$G+P+S+K$	$G+P+S+W$	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力
 P 令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力
 S 次項に規定する積雪荷重によって生ずる力
 W 第三項に規定する風圧力によって生ずる力
 K 令第八十八条に規定する地震力によって生ずる力

三 第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を

超えないことを確かめること。

四 平成十二年建設省告示第千四百五十九号（以下この号において単に「告示」という。）第一に定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって特定畜舎等建築物の使用上の支障が起らないことを告示第二に定める方法によって確かめること。

五 鉄骨造の特定畜舎等建築物にあつては、前各号の規定によるほか、特定畜舎等建築物の地上部分について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二に定める構造計算によること。

2 前項第二号の積雪荷重は、令第八十六条の規定によること。この場合において、屋根が日本工業規格 A 五七〇一（ガラス繊維強化ポリエステル波板）——一九九五に定める波板で造られている等当該屋根の断熱性が低く、かつ、滑雪の妨げのない構造であり、並びに当該屋根の勾配が十二度以上ある場合にあつては、次に定めるところによることができる。

一 次に掲げる式によつて屋根の積雪荷重を計算すること。

$$S = \gamma \cdot d \cdot R_s \cdot H_b$$

この式において、 S 、 γ 、 d 、 R_s 及び H_b はそれぞれ次の数値を表すものとする。

S 屋根の積雪荷重（単位 一平方メートルにつきニュートン）

γ 積雪の単位荷重（多雪区域にあつては二十三、多雪区域以外の区域にあつては二十とする。
。（単位 積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつきニュートン）

P 垂直積雪量として市町村の区域に応じて別表に掲げる数値以上の数値（単位 センチメートル）

R_s 特定畜舎等建築物の種類及び令第八十二条第二号に規定する荷重及び外力について想定する状態に応じて次の表に掲げる数値以上の数値

特定畜舎等建築物の種類	令第八十二条第二号に規定する荷重及び外力について想定する状態		数 値	
	特定畜舎等建築物のうち、堆肥舎（当該堆肥舎の付属室及び付属舎を含む。以下「堆肥舎等」という。）	常時又は積雪時	暴風時又は地震時	常時又は積雪時
特定畜舎等建築物のうち、乳牛舎、肉牛舎、豚舎、採卵鶏舎、肉		〇・八四	一・〇	〇・八七

用鶏舎その他これらに類するもの (これらの付属室及び付属舎を含む。以下「乳牛舎等」という。)		暴風時又は地震時	一・〇	一・〇
特定畜舎等建築物のうち、搾乳舎、生乳処理室その他これらに類するもの(これらの付属室を含む。以下「搾乳舎等」という。)		常時又は積雪時	〇・九三	〇・九〇
		暴風時又は地震時	一・〇	一・〇

F。 当該区域における一月と二月の二ヶ月間の平均風速に应じて次の表に掲げる数値	
当該区域における一月と二月の二ヶ月間の平均風速 V (単位 メートル毎秒)	H。
二・〇以下	〇・九
三・〇	〇・八
四・〇	〇・七
四・五以下	〇・六

この表に掲げるVの数値以外のVに应じたFは、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。	
--	--

二 堆肥舎等の屋根勾配が十二度以上ある場合は、屋根の積雪荷重を一平方メートルにつき六百ニュートンまで低減することができる。

三 前二号の規定により屋根の積雪荷重を減らして計算した特定畜舎等建築物については、その出入口又

はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

3 第一項第二号の風圧力は、次の各号に定めるところによること。

一 令第八十七条の規定によること。この場合において、同条第二項に規定するV₀は、平成十二年建設省告示第千四百五十四号第二に規定する数値に特定畜舎等建築物の種類に应じて次の表に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とすることができる。

特定畜舎等建築物の種類	数 値
堆肥舎等	〇・八五
乳牛舎等	〇・九〇
搾乳舎等	〇・九五

二 令第八十七条第二項に規定するEを算出する場合においては、平成十二年建設省告示第千四百五十四号第一第二項に規定するZ₀を三メートルとすることができる。

三 前二号の規定により風圧力を減らして計算した特定畜舎等建築物については、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (各市町村ごとに、年最大七日増分積雪深の五〇年再現期待値を規定)

都道府県	区域	垂直積雪量(単位 センチメートル)
北海道	登別市、 伊達市、 室蘭市	五〇 五五
略	略	略

改正案

現行

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の二の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の二の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。

特定建築物は次の各号に掲げる建築物以外の建築物とする。

特定建築物は次の各号に掲げる建築物以外の建築物とする。

一 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のもの

一 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のもの

二 組積造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

二 組積造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

三 補強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

三 補強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

四 鉄骨造の建築物で次のイからへまでに該当するもの

四 鉄骨造の建築物で次のイからへまでに該当するもの

イ 略

イ 略

五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次のイ及びロに該当するもの

五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次のイ及びロに該当するもの

イ及びロ 略

イ及びロ 略

六 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイからホまでに該当するもの

六 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイからホまでに該当するもの

イ 地階を除く階数が三以下であるもの

イ 地階を除く階数が三以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

もの

もの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第四号ハ、ホ及びヘに適合するもの

ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第四号ハ、ホ及びヘに適合するもの

ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号ロに適合するもの。ただし、木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物（地階を除く階数が二又は三であり、一階が鉄筋コンクリート造で、かつ、二階以上が木造の場合に限る。）のうち、次に該当するものは、この限りでない。

ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号ロに適合するもの

(1) 当該建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることが確かめられ、かつ、令第八十八

ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号ロに適合するもの

二条の三を準用したもの。この場合において、同条中「特定建築物」とあるのは、「建築物」と、同条第一号中「各階」とあるのは、「各階（一階を除く。）」とそれぞれ読み替えて計算を行うものとする。

(2) 当該建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分である一階について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三に定める構造計算を行ったもの

(3) 当該建築物の木造の構造部分である二階以上の階について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第一に定める構造計算を行ったもの

附則

この告示は、公布の日から施行する。

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号）（傍線部は改正部分）

改正案

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質は、次の各号の一に掲げる規格に適合するものであること。ただし、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定したものは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料若しくは木質複合軸材料（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限り。）について、はこの限りでない。

一 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百一十一号）第三条に規定する集成材の規格

二 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一十一号）第五条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格

三 構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号）第三条に規定する構造用単板積層材の規格

附則

この告示は、公布の日から施行する。

現行

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質は、次の各号の一に掲げる規格に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであること。ただし、集成材その他の木材で国土交通大臣が構造耐力上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

一 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百一十一号）第三条に規定する集成材の規格

二 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百一十一号）第五条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格

附則

略

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、テント膜構造（構造耐力上主要な部分である柱、小屋組及び横架材（以下「柱等」という。）を膜面（構造耐力上主要な部分として膜材料によって構成された面をいう。以下同じ。）による屋根及び壁で覆った構造をいう。）の建築物（倉庫の用に供する建築物に限る。以下「テント倉庫」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第六までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、テント倉庫の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第七に指定し、同令第三十八条第四項の規定に基づき、テント倉庫の基礎の構造計算を第八に定め、及び同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、テント倉庫の構造計算が、第八に適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと定める。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

テント倉庫の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

第一 規模等

テント倉庫の規模等は、次に定めるところによる。

- 一 階数が一で延べ面積が千平方メートル以内のものであること。
- 二 軒の高さが五メートル以下のものであること。
- 三 架構を構成するけた行方向の柱の相互の間隔が三メートル以下のものであること。ただし、第九に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。
- 四 架構を構成するけた行方向の横架材の相互の間隔が二メートル以下のものであること。ただし、第九に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。
- 五 張り間が十メートル以下のものであること。ただし、第九に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、三十メートル以下（構造耐力上主要な部分である柱の脚部がけた行方向のみに移動する滑節構造であって、膜面を折りたたむことにより伸縮する構造の屋根及び壁を有するテント倉庫（以下「可動式テント倉庫」という。）にあつては、二十メートル以下）のものとすることができる。

第二材料

一 柱等に用いる鋼材は、日本工業規格（以下「JIS」という。）G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）——一九九五、JIS G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）——一九九九、JIS G三一〇四（溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材）——一九九八、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）——一九九四、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）——一九八七、JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）——一九九四、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）——一九八八、JIS G三一一二（鉄筋コンクリート用棒鋼）——一九八七、JIS G三一一七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）——一九八七、JIS E一一〇一（普通レール及び分岐器類用特殊レール）——二〇〇一若しくはJIS E一一〇三（軽レール）——一九九三のいずれかの規格に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

二 構造耐力上主要な部分に用いるワイヤロープその他これに類するもの（以下「ワイヤロープ等」という。）は、JIS G三五〇二（ピアノ線材）——一九九六、JIS G三五〇六（硬鋼線材）——一九九六、JIS G三五二五（ワイヤロープ）——一九九八、JIS G三五四六（異形線ロープ）——二〇〇

〇若しくはJIS G三五四九（構造用ワイヤロープ）——二〇〇〇のいずれかの規格に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

三 膜面と他の構造耐力上主要な部分との定着部に用いる合成繊維ロープは、JIS L二七〇三（ビニロンロープ）——一九九二、JIS L二七〇四（ナイロンロープ）——一九九二、JIS L二七〇五（ポリエチレンロープ）——一九九二、JIS L二七〇六（ポリプロピレンロープ）——一九九二又はJIS L二七〇七（ポリエステルロープ）——一九九二のいずれかの規格に適合する合成繊維ロープとしなければならない。

第三 柱等の構造

一 構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、平成十二年建設省告示第千四百五十六号の規定に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、第九第一項第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。

二 柱等は、適切に水平力を負担する筋かいを設ける等水平力に対して安全なものとしなければならない

三 可動式テント倉庫の柱等にあつては、次に定めるところによらなければならない。
イ 柱等は、移動時に風圧力その他の外力に対して構造耐力上有害な揺れ及びねじれを生じないものとする。

ロ 柱の脚部の可動部分（当該柱の脚部をけた行方向に移動させるための車輪及びこれを支持する部分をいう。以下ハにおいて同じ。）は、荷重及び水平力によつて生ずる力を構造耐力上有効に当該柱の脚部の直下のレールに伝えることができる剛性及び耐力を有する構造とすること。

ハ 柱の浮き上がり及び当該柱の脚部の可動部分の脱輪を防止するために必要な措置を講じ、かつ、当該柱の脚部の可動部分を固定するための装置を設けること。

ニ けた行方向の横架材にワイヤロープ等を用いる場合にあつては、膜面を閉じた状態における当該ワイヤロープ等のたるみを除去するために必要な措置を講ずること。

第四 柱等の接合

一 柱等（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下第二号において同じ。）の接合は、高力

ボルト接合又は溶接接合によらなければならない。ただし、張り間が十三メートル以下のテント倉庫について、ボルトが緩まないようにコンクリートで埋め込む場合、ナットの部分を溶接し、又はナットを二重に使用する場合その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めをする場合においては、ボルト接合によることができる。

二 柱等の継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして平成十二年建設省告示第千四百六十四号に定める構造方法を用いるものとしなければならない。

第五 膜面の構造

一 膜面（可動式テント倉庫の膜面を除く。）は、常時の状態において初期張力が導入され、かつ、安定したものであること。

二 膜面の支点間距離（構造耐力上主要な支点とした架構への定着部相互間の距離をいう。）は一・五メートル以下とすること。ただし、第九に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、三メートル以下とすることができる。

三 膜面は、変形を生じた場合においても、第六第二号に定める定着部以外の部分（骨組その他の部材若

しくはこれらに取り付け又は付属する金物、設備等を含む。）に接触しないこと。ただし、構造耐力上主要な支点として膜面と他の構造耐力上主要な部分とが常時接触状態となる場合であつて、部材又は金物等の角部分を削り落とす等の措置を行い膜面への接触面を平滑にした場合は、この限りでない。

四 膜面は、降雨、積雪その他の実況に応じて、滑雪、雨水及び融雪水を滞留させない形状とすること。

五 可動式テント倉庫の膜面には、ガラス繊維を使用した膜材料を用いないこと。

六 換気孔その他の膜面に設置されるものは、膜面の滑雪の妨げ並びに雨水及び融雪水の滞留その他の支障を生じないように設置すること。

第六 膜材料相互の接合及び膜面と他の構造耐力上主要な部分との定着

一 膜材料相互の接合部は、膜材料の存在応力を伝達し、かつ、変形に追従できる構造として次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

イ 膜材料相互の接合部は、ミシン縫製接合、熱風溶着接合、高周波溶着接合又は熱板溶着接合によること。この場合において、当該接合部の重ね幅は二十ミリメートル以上とする。

ロ ミシン縫製接合部にあつては、縫製部は、縫い糸切れ、目飛び、はがれ及びずれその他の構造耐力

上支障がないものとする。この場合において、当該縫製部には縫い糸の劣化防止及び防水のための措置を講ずること。

ハ 熱風溶着接合部、高周波溶着接合部及び熱板溶着接合部にあつては、溶着部は、はがれ、ずれ、ひび割れ、破れ、しわその他の構造耐力上支障がないものとする。

ニ 接合部の引張強さは、使用する膜材料の引張強さの数値に〇・七を乗じて得た数値以上とすること。

二 膜面と他の構造耐力上主要な部分との定着部は、膜材料の存在応力を伝達し、かつ、変形に追従できる構造として次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

イ 膜面その他の構造耐力上主要な部分への定着部は、レーシング（はとめを介して膜面相互又は膜面と他の構造耐力上主要な部分とを合成繊維ロープにより接合する方法をいう。）又は抱込み掛り布その他これに類するもの（膜面の中間部分を他の構造耐力上主要な部分に定着させるために当該膜面に取り付けられたものをいう。）を用いた方法により当該構造耐力上主要な部分に取り付けたものとする。

ロ 膜面と他の構造耐力上主要な部分との定着部は、膜材料の局部応力の集中その他により膜材料の損傷のおそれのないものとする。

第七 耐久性等関係規定の指定

第二、第三第三号イ、ハ及びニ、第五（第二号を除く。）並びに第六第一号ロ及びハの規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第八 基礎の構造計算

令第三十八条第四項に規定するテント倉庫の基礎の構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 テント倉庫、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、第九第一項第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。

二 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮してテント倉庫又はテント倉庫の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。

第九 構造計算

令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上にテント倉庫の安全さを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 令第三章第八節第二款及び次項に規定する荷重及び外力によってテント倉庫の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類		長期に生ずる力		短期に生ずる力	
荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	常時	G+P	多雪区域における場合	備考
		積雪時	G+P+S		
		積雪時	G+P+S		
		暴風時	G+P+W		
			G+P+0.7S		テント倉庫の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、テント倉庫の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
	G+P+S				
	G+P+S				
	G+P+W				
			G+P+0.35S+W		

地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K
この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。		
○ 令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力		
□ 令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力		
△ 令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力		
≡ 次項に規定する風圧力によって生ずる力		
× 令第八十八条に規定する地震力によって生ずる力		

三 第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第三項の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

四 平成十二年建設省告示第四百五十九号（以下この号において単に「告示」という。）第一に定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によってテント倉庫の使用上の支障が起こらないことを告示第二に定める方法によって確かめること。

2 第一項第二号の風圧力は、次の各号によらなければならない。

一 令第八十七条の規定によること。この場合において、同条第二項に規定する速度圧は、次の式によっ

て計算することができる。

$$q = 900 \cdot \sqrt[4]{\frac{Z}{10}}$$

この式において、q及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 速度圧（単位 一平方メートルにつきニュートン）
Z 当該部分の地盤面からの高さ（単位 メートル）

二 前号の規定により速度圧を減らして風圧力を計算したテント倉庫については、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。

3 第一項第三号の長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度は、令第三章第八節第三款の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 膜材料及び膜材料相互の接合部の引張りの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度 （単位 一センチメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度 （単位 一センチメートルにつきニュートン）
---	---

F _m /6		F _m /3
この表において、F _m は、次項第一号に規定する膜材料及び膜材料相互の接合部の各系方向の基準強度を表すものとする。		

二 膜面の定着取り付け部の引張りの許容耐力は、次の表の数値によらなければならない。

F _m /4		F _m /2
長期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位 ニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位 ニュートン）	
この表において、F _m は、次項第二号に規定する膜面の定着取り付け部の引張り強さを表すものとする。		

三 可動式テント倉庫に用いるレールの支圧の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

10HBW/√		15HBW/√
長期に生ずる力に対する支圧の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する支圧の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	
この表において、HBW及び√は、それぞれ次の数値を表すものとする。 HBW JIS Z2243（ブリネル硬さ試験―試験方法）―一九九八に定めるブリネル硬さ試験方法により求めたブリネル硬さ √ 次の式によって計算した数値 $\sqrt{v = 2 \left(\frac{HBW^2}{90,000} + 1 \right)}$		

4 前項第一号及び第二号の各許容応力度の基準強度及び引張り強さは、次に定めるところによらなければならない。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の国土交通大臣の認定

を受けた膜材料の基準強度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

一 膜材料及び膜材料相互の接合部の各系方向の基準強度は、平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第二の欄に規定する引張り強さの基準値とする。ただし、膜材料相互の接合部の各系方向の基準強度にあつては、実況に応じた引張試験によって三体以上の試験体について得られたそれぞれの引張り強さの平均値とすることができる。

二 膜面の定着取り付け部の引張り強さは、当該取り付け部の実況に応じた引張試験によって求めることとし、その数値は、三体以上の試験体について得られたそれぞれの引張り強さの平均値とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第四百四十六号）

(傍線部は改正部分)

改
正
案

の基礎、主要構造部等を使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

平成十三年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとす。

- 一 構造用鋼材及び鋳鋼
 - 二 高力ボルト及びボルト
 - 三 構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの
- 四 略

第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

	(一)	第一一号に掲げる建築材料
	(二)	日本工業規格(以下「JIS」という。)A五五二五 (鋼管ぐい)一九九四、JIS A五五二六(H形鋼ぐい)一九九四、JIS E一一〇一(普通レール及び分岐器類用特殊レール)一一〇〇、JIS E一一〇三(軽レール)一九九三、JIS G三〇一一(一般構造用圧延鋼材)一九九五、JIS G三〇一六(溶接構造用圧延鋼材)一九九八、JIS G三一四(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)一九九八、JIS G三三三六(建築構造用圧延鋼材)一九九四、JIS G三三八(建築構造用圧延棒鋼)一九九六、JIS G三三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)一九九八、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)一九九四、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっきアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)一九九七、JIS G三三五〇(一般構造用軽量形鋼)一九八七、JIS G三三五一(デッキプレート)一九七九、JIS G三三五四(一般構造用炭素鋼管)一九九四、JIS G三四六六(一般構造用角形鋼管)一九八八、JIS G三四七五(建築構造用炭素鋼管)一九九六、JIS G三五一〇(炭素鋼鑄鋼品)一九九一、JIS G五二〇一(溶接構造用鋳鋼品)一九九一又はJIS G五二〇一(溶接構造用遠心力鑄鋼管)一九九一
	略	
	第一第二号に掲げる建築材料	JIS G三五〇二(ピアノ線材)一九九六、JIS G三五〇六(硬鋼線材)一九九六、JIS G三五二五(ワイヤロープ)一九九八、JIS G三五四六(異形線ロープ)二〇〇〇又はJIS G三五四九(構造用ワイヤロープ)二〇〇〇

現
行

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

平成十三年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一 構造用鋼材及び鑄鋼
 - 二 高力ボルト及びボルト
 - 三 構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの
- 四 十四 略

第三略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

第一一号に掲げる建築材料	第一一号に掲げる建築材料
第一二号に掲げる建築材料	第一二号に掲げる建築材料
第一三号に掲げる建築材料	第一三号に掲げる建築材料

第一第四号に掲げる建築材料（第一第十三号に掲げる建築材料）	略
別表第二 略	別表第二 略
別表第三 略	別表第三 略

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

改 正 案	現 行
目次 第一章 略 第二章 略 第一節 略 第一節の二 開口部の少ない建築物等の換気設備（第二十條の二・第二十條の三） 第一節の三 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置（第二十條の四―第二十條の七） 第二節 略 第二節の四 略 第三章 略 附則 （建築物の建築に関する確認の特例） 第十三條の二 法第六條の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項（法第八十七條第一項及び法第八十七條の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七條第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七條の二において準用する場合にあつては第二号。以下	目次 第一章 略 第二章 略 第一節 略 第一節の二 換気設備（第二十條の二・第二十條の三） 第二節 略 第二節の四 略 第三章 略 附則 （建築物の建築に関する確認の特例） 第十三條の二 法第六條の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項（法第八十七條第一項及び法第八十七條の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七條第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七條の二において準用する場合にあつては第二号。以下

下この条において同じ。)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一・二 略

三 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。)次に定める規定

イ 法第二十条から法第二十五条まで、法第二十七条、法第二十八條、法第二十九條、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条、法第三十五条から法第三十五条の三まで及び法第三十七条の規定

ロ 第二章(第一節の三、第三十二条及び第三十五条を除く。)

第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章から第五章の二まで、第五章の四(第二節を除く。)及び第四百四十四条の三の規定

ハ 略

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 略

ロ 第二章(第二十条の三、第一節の三、第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通

下この条において同じ。)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一・二 略

三 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。)次に定める規定

イ 法第二十条から法第二十五条まで、法第二十七条から法第二十九條まで、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条、法第三十五条から法第三十五条の三まで及び法第三十七条の規定

ロ 第二章(第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章から第五章の二まで、第五章の四(第二節を除く。)及び第四百四十四条の三の規定

ハ 略

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 略

ロ 第二章(第二十条の三、第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通

ては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四百九条、第五章の四(第四百二十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。)及び第四百四十四条の三の規定

ハ 略

第一節の二

開口部の少ない建築物等の換気設備

第一節の三

居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置

(発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質)

第二十条の四 法第二十八条の二の政令で定める化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

(化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する技術的基準)
第二十条の五 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で建築材料に係るものは、次のとおりとする。

一 建築材料にクロルピリホスを添加せず、又はクロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料を用いないこと。ただし、その添加から長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料については、この限りでない。

大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四百九条、第五章の四(第四百二十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。)及び第四百四十四条の三の規定

ハ 略

第一節の二

換気設備

二 居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積「平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発生するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を用いないこと。

三 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積「平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超え〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発生するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は夏季においてその表面積「平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超え〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発生するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を用いるときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に次の表・の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に同表・の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げ

に第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、これらの面積の合計が、当該居室の床面積を超えないこと。

住宅等の居室		住宅等の居室以外の居室	
換気回数 が 〇・七以上 の機械換気 設備を設け、 又はこれ に相当する 換気が確保 されるもの として、国 土交通大臣 が定めた構 造方法を用 い、若しく は国土交通 大臣の認定 を受けた居 室	その他の 居室	換気回数 が 〇・七以上 の機械換気 設備を設け、 又はこれ に相当する 換気が確保 されるもの として、国 土交通大臣 が定めた構 造方法を用 い、若しく は国土交通 大臣の認定 を受けた居 室	換気回数 が 〇・五以上 の機械換気 設備を設け、 又はこれ に相当する 換気が確保 されるもの として、国 土交通大臣 が定めた構 造方法を用 い、若しく は国土交通 大臣の認定 を受けた居 室
一・二	二・八	〇・八八	一・四 三・〇

・	〇・二〇	〇・五〇	〇・一五	〇・二五	〇・五〇
---	------	------	------	------	------

備考

一 この表において、住宅等の居室とは、住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場（常時開放された開口部を通じてこれらと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。）をいうものとする。

二 この表において、換気回数とは、次の式によつて計算した数値をいうものとする。

$$n = \frac{V}{Ah}$$

この式において、 n 、 V 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

n 一時間当たりの換気回数

V 機械換気設備の有効換気量（次条第一項第一号ロに規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ・から・までに掲げる構造とするものにあつては、同号ロ・に規定する有効換気換算量）

（単位 一時間につき立方メートル）

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

- 2| 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第四項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。
- 3| 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。
- 4| 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。
- 5| 次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室については、第一項第二号及び第三号の規定は、適用しない。

第二十条の六 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で換気設

備に係るものは、次のとおりとする。

「居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。」

イ 機械換気設備（ロに規定する方式を用いるものでロ・から・までに掲げる構造とするものを除く。）にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

・ 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。・において同じ。）が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。

$$Vr = nAh$$

この式において、 Vr 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vr 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

「ト」

「ロ」 前条第一項第三号の表備考一の号に規定する住宅等の居室（次項において単に「住宅等の居室」という。）にあつては 0.5 、その他の居室にあつては 0.3

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

・ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量が、当該二以上の居室のそれぞれ

の必要有効換気量の合計以上であること。

・ 及び・に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

ロ 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

・ 次の式によつて計算した有効換気換算量がイ・の式によつて計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

$$Va = Q \frac{C - Cp}{C} + V$$

この式において、 Va 、 Q 、 C 、 Cp 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Va 有効換気換算量（単位 一時間につき立方メートル）

Q 浄化して供給する空気の量（単位 一時間につき立方メートル）

C 浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量（単位 一立方メートルにつきミリグラム）

Cp 浄化して供給する空気に含まれるホルムアルデ

ヒ下の量（単位 一立方メートルにつきミリグラム）

Ⅴ 有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

・ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

・ 及び・に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

二 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室のみに係るものを除く。）又は中央管理方式の空気調和設備にあつては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室において行うことができるものとすること。

2 前項の規定は、同項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデ

ヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住宅等の居室若しくはその他の居室又は国土交通大臣の認定を受けた住宅等の居室若しくはその他の居室については、適用しない。

第二十條の七 前二條（第二十條の五第一項第一号を除く。）の規定は、一年を通じて、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気一立方メートルにつきおおむね〇・一ミリグラム以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

（接合）

第六十七條 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼である場合は高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼である場合は高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれならなければならない。ただし、次に掲げる建築物については、ボルト接合（ボルトが緩まないようにコンクリートで埋め込む場合、ナットの部分を溶接し、

（接合）

第六十七條 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼である場合は、高力ボルト接合、溶接接合又はリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）に、接合される鋼材がステンレス鋼である場合は、高力ボルト接合又は溶接接合に、それぞれならなければならない。ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）について、ボルトが緩まないようにコンクリートで埋め込む場合、ナットの部分を溶接し、又はナットを二重に使用する場合その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め

又はナットを二重に使用する場合その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めをする場合に限る。第二号において同じ。）によることができる。

一 軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、ボルト接合によつても国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた建築物

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの四分の一（柱の脚部においては、二分の一）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

（高力ボルト、ボルト及びびりベット）

第六十八条 略

2 略

3 前項の規定は、同項の規定に適合する高力ボルト接合と同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト

をする場合においては、ボルト接合によることができる。

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの四分の一（柱の脚部においては、二分の一）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

（高力ボルト、ボルト及びびりベット）

第六十八条 略

2 略

接合については、適用しない。

4 略

5 前項の規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

6 略

（柱の構造）

第七十七条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。ただし、第二号から第六号までの規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

一 主筋は、四本以上とすること。

二 主筋は、帯筋と緊結すること。

三 六 略

（二）以上の直通階段を設ける場合

第二百一十一条 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する階でその階に客席、集会室その他これらに類するものを有するもの

3 略

4 略

（柱の構造）

第七十七条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造となければならない。ただし、第二号から第五号までの規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

一 主筋は、四本以上とし、帯筋と緊結すること。

二 五 略

（二）以上の直通階段を設ける場合

第二百一十一条 建築物の避難階以外の階が次の各号の一に該当する場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場又は物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートルをこえるものに限る。第二百二十二条第二項、第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第三項において同じ。）の用途に供する階でその階に客席、

集会室、売場その他これらに類するものを有するもの

二 物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものに限る。第二百二十二条第二項、第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第三項において同じ。）の用途に供する階でその階に売場を有するもの

三 次に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有するもの（五階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第二百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えないものを除く。）

イ キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー

ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設

ハ ノードスタジオその他これに類する興行場（劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。）

二 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設

ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗

四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が

二 キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバーの用途に供する階でその階に客席を有するもの（五階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第二百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えないものを除く。）

三 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が

、それぞれ五十平方メートルを超えるもの

五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルを超えるもの

六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第二百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているものを除く。）

ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては二百平方メートルを、その他の階にあつては百平方メートルを超えるもの

2・3 略

（型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定）

第百三十六条の二の九 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規

、それぞれ五十平方メートルをこえるもの

四 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルをこえるもの

五 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第三号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルをこえず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第二百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているものを除く。）

ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては二百平方メートルを、その他の階にあつては百平方メートルをこえるもの

2・3 略

（型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定）

第百三十六条の二の九 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規

定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次に掲げる規定

イ 法第二十條第二号、法第二十一条から法第二十七條まで、法第二十八條（第一項を除く。）、法第二十八條の二から法第三十條まで、法第三十一条第一項、法第三十三條、法第三十四條、法第三十五條の二、法第三十五條の三、法第三十七條、法第三十五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六條を除く。）及び法第八十四條の二の規定

略

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

建築物の部分	一連の規定
略	イ 法第二十八條の二及び法第三十七條の規定 ロ 第二十條の六第一項第一号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部
換気設備	

定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次に掲げる規定

イ 法第二十條第二号、法第二十一条から法第二十七條まで、法第二十八條（第一項を除く。）、法第二十九條、法第三十條、法第三十一条第一項、法第三十三條、法第三十四條、法第三十五條の二、法第三十五條の三、法第三十七條、法第三十五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六條を除く。）及び法第八十四條の二の規定

略

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

建築物の部分	一連の規定
略	略

分に限る。）の規定

略	略
---	---

略	略
---	---

シックハウス対策関係告示案

シックハウス対策に係る告示案は、以下のとおりです。

【クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を定める件】

【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

【第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

【第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件】

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造を定める件】

【クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第一号の規定に基づき、クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を次のように定める。

クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料は、クロルピリホスを添加した建築材料のうち、建築物の部分として使用した状態でその添加から五年以上経過しているものとする。

【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第二号の規定に基づき、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第一種ホルムアルデヒド発散建築材料は、次に掲げる建築材料（建築物の部分として使用した状態で五年以上経過しているものを除く。）とする。

- 一 合板（合板の日本農林規格（平成〇〇年農林水産省告示第〇〇〇〇号）に規定する合板のうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇〇（※ 現行のF_{c0}より放散量が少ない性能区分）、F〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）又はF〇〇（※ 現行のF_{c1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示がされたものを除く。）
- 二 フローリング（フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七百七十三号）に規定するフローリングのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇〇（※ 現行のF_{c0}より放散量が少ない性能区分）、F〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）又はF〇〇（※ 現行のF_{c1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「接着剤等不使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示がされたものを除く。）
- 三 構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇〇（※ 現行のF_{c0}より放散量が少ない性能区分）、F〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）又はF〇〇（※ 現行のF_{c1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」の表示がされたものを除く。）
- 四 ミディアムデンシティファイバーボード（日本工業規格（以下「JIS」という。）A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 五 パーティクルボード（JIS A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）

又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

六 木材のひき板、単板、小片その他これらに類するものをユリア樹脂接着剤、メラミン樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤又はレゾルシノール樹脂接着剤により面的に接着し、板状に成型した建築材料（合板、フローリング、構造用パネル、ミディアムデンシティファイバーボード及びパーティクルボードを除く。）

七 壁紙（J I S A六九二一（壁紙）に規定する壁紙のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）

八 次に掲げる塗料（工事現場で施工する場合に限る。）

イ アルミニウムペイント（J I S K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ロ 油性調合ペイント（J I S K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ハ 合成樹脂調合ペイント（J I S K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ニ フタル酸樹脂ワニス（J I S K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ホ フタル酸樹脂エナメル（J I S K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナメルのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ヘ 油性系下地塗料（J I S K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系

- 下地塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ト 一般用さび止めペイント（J I S K五六二（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- チ 多彩模様塗料（J I S K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- リ 家庭用屋内木床塗料（J I S K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ヌ 家庭用木部金属部塗料（J I S K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ル 建物用床塗料（J I S K〇〇〇〇（建物用床塗料）（※ J I S制定予定）に規定する建物用床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 九 次に掲げる接着剤（工事現場で施工する場合に限る。）
- イ 酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤（J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三七（木れんが用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

- ロ ゴム系溶剤形接着剤（J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定するゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ハ ビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤（J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ニ 再生ゴム系溶剤形接着剤（J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 十 次に掲げる接着剤（第一号から第五号まで、第十二号イ、ハ及びニ並びに第十三号イ及びハのかっこ書に掲げる建築材料に含まれるものを除く。）
 - イ 壁紙施工用でん粉系接着剤（J I S A六九二二（壁紙施工用でん粉系接着剤）に規定する壁紙施工用でん粉接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ロ 建具用でん粉系接着剤で、ホルムアルデヒド水溶液を用いたもの
 - ハ ユリア樹脂接着剤
 - ニ メラミン樹脂接着剤
 - ホ メラミン・ユリア共縮合樹脂接着剤
 - ヘ フェノール樹脂接着剤
 - ト レゾルシノール樹脂接着剤
- 十一 次に掲げる仕上塗材
 - イ 内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）

- ロ 内装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する内装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ハ 軽量骨材仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定するこて塗用軽量骨材仕上塗材及び吹付用軽量骨材仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ニ 合成樹脂エマルション系複層仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する合成樹脂エマルション系複層仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ホ 防水形合成樹脂エマルション系複層仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する防水形合成樹脂エマルション系複層仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
- 十二 グラスウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
- イ グラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯及びグラスウール保温筒（J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ロ 浮き床用グラスウール緩衝材（イかつこ書に掲げる建築材料に含まれるものを除く。）
 - ハ グラスウール断熱材（J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）又はF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ニ 吹込み用グラスウール断熱材（J I S A九五二三（吹込み用繊維質断熱材）に規定する吹込み用のグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）又はF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 十三 ロックウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
- イ ロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯及びロックウール保温筒（J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するロッ

クウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ロ 浮き床用ロックウール緩衝材（イに掲げる建築材料に含まれるものを除く。）

ハ ロックウール断熱材（J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するロックウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）又はF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

十四 ユリア樹脂断熱材及びユリア樹脂板

十五 メラミン樹脂断熱材

十六 メラミン・ユリア共縮合樹脂断熱材

十七 フェノール樹脂断熱材

【第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第三号の規定に基づき、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第二種ホルムアルデヒド発散建築材料は、次に掲げる建築材料（建築物の部分として使用した状態で五年以上経過しているものを除く。）とする。

- 一 合板の日本農林規格（平成〇〇年農林水産省告示第〇〇〇〇号）に規定する合板のうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇（※ 現行のF_{C1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 二 フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）に規定するフローリングのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇（※ 現行のF_{C1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 三 構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇（※ 現行のF_{C1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 四 J I S A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 五 J I S A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 六 次に掲げる塗料（工事現場で施工する場合に限る。）
 - イ J I S K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ハ J I S K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ニ J I S K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ホ J I S K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナ

メルのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ヘ J I S K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系下地塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ト J I S K五六二一（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

チ J I S K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

リ J I S K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ヌ J I S K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ル J I S K〇〇〇〇（建物用床塗料）（※ J I S制定予定）に規定する建物用床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

七 次に掲げる接着剤（工事現場で施工する場合に限る。）

イ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三七（木れんが用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ロ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

ハ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

- ニ J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 八 J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 九 J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

【第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第三号の規定に基づき、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第三種ホルムアルデヒド発散建築材料は、次に掲げる建築材料（建築物の部分として使用した状態で五年以上経過しているものを除く。）とする。

- 一 合板の日本農林規格（平成〇〇年農林水産省告示第〇〇〇〇号）に規定する合板のうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 二 フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）に規定するフローリングのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 三 構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 四 J I S A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 五 J I S A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 六 次に掲げる塗料（工事現場で施工する場合に限る。）
 - イ J I S K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ハ J I S K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ニ J I S K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ホ J I S K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナ

- メルのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ヘ J I S K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系下地塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ト J I S K五六二一（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- チ J I S K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- リ J I S K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ヌ J I S K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ル J I S K〇〇〇〇（建物用床塗料）（※ J I S制定予定）に規定する建物用床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 七 次に掲げる接着剤（工事現場で施工する場合に限る。）
- イ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三七（木れんが用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ロ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ハ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの

- ニ J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 八 グラスウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
 - イ J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ハ J I S A九五二三（吹込み用繊維質断熱材）に規定する吹込み用のグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 九 ロックウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
 - イ J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するロックウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の六第一項第一号イ(3)及びロ(3)並びに同号ハの規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を次のように定める。

第一 機械換気設備の構造方法

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の六第一項第一号イ(3)又はロ(3)に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる機械換気設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 給気機又は排気機の構造は、換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）を考慮して計算により確かめられた必要な給気能力又は排気能力を有するものであること。ただし、次のイ又はロに適合する機械換気設備の給気機又は排気機にあつては、この限りでない。

イ 機械換気設備を設ける居室の規模若しくは構造又は換気経路その他の機械換気設備の構造により、衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保できることが明らかなものであること。

ロ 平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号の評価方法基準の第五の6-2・⑤から⑧までの規定により換気回数を算出した機械換気設備で、当該換気回数に居室の床面積（単位 平方メートル）及び居室の天井の高さ（単位 メートル）を乗じた数値が令第二十条の六第一項第一号イ・の式によって計算した必要有効換気量以上であるものであること。

二 給気口、排気口、給気機又は排気機の構造は、居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下同じ。）の通常の使用時に、開放又は作動した状態の保持に支障が生じないものであること。

三 居室の天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分（間仕切壁以外の部分で平成十一年建設省告示第九百九十八号3・ロに規定する連続した気密層又はこれと同等以上の気密性を有する部分により居室と区画された構造のもの及び間仕切り壁で当該間仕切り壁の天井又は床に接する部分を合板又はこれと同等以上の気密性を有する材料で覆ったものを除く。以下この号において「天井裏等」という。）の下地、断熱材その他これらに類する面材の部分に令第二十条の五第一項第二号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項第三号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同条第二項の規定により認定

を受けた建築材料を使用するものに設ける換気設備にあつては、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。

イ 給気機及び排気機を設ける場合にあつては、給気機及び排気機の構造は、居室の内部の空気圧が天井裏等（天井裏等のうち令第二十条の五第一項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び同条第二項の規定により認定を受けた建築材料以外の建築材料のみを使用する部分を除く。ハにおいて同じ。）の空気圧を下回らないものであること。

ロ 給気機及び排気口を設けるものであること。

ハ 給気口及び排気機を設ける場合にあつては、排気機の構造は、当該排気機による居室の換気に加え、当該排気機又は別の排気機により天井裏等の換気を行うものであること。

第二 中央管理方式の空気調和設備の構造方法

令第二十条の六第一項第一号ハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる中央管理方式の空気調和設備の構造方法は次の各号に適合するものとする。

- 一 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。）が、次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。ただし、有効換気量が令第二十条の六第一項第一号イ・の式によって計算した必要有効換気量以上である中央管理方式の空気調和設備で、令第二十条の五第一項第三号の規定に適合する居室に設けるものにあつては、この限りでない。

$$V_r = 10 (E + 0.02nA)$$

この式において、 V_r 、 E 、 n 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

E 当該居室の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げに用いる建築材料からのホルムアルデヒドの発散量（単位 一時間につきミリグラム）

n 令第二十条の五第一項第三号の表備考一の号に規定する住宅等の居室にあつては三、その他の居室にあつては一

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

- 二 第一の第一号から第三号までに適合するものであること。

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第三号の表の規定に基づき、換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けた場合に相当する換気が確保される居室の構造方法及び換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けた場合に相当する換気が確保される居室の構造方法を、同令第二十条の六第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室及びその他の居室の構造方法をそれぞれ次のように定める。

第一 換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設ける場合に相当する換気が確保された住宅等の居室及びその他の居室

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の五第一項第三号の表に規定する換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けた場合と同等以上の換気が確保され、かつ、令第二十条の六第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室及びその他の居室の構造方法は、次の各号に適合するものであること。

一 天井の高さが二・七メートル以上であること。

二 次のイからハまでに適合する機械換気設備を設けるものであること。

イ 令第二十条の六第一項第一号イ・又はロ・及び第二号並びに第二百二十九条の二の六第二項に適合するものであること。

ロ 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ。）又は有効換気換算量（令第二十条の六第一項第一号ロ・に規定する有効換気換算量をいい、立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ。）が次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

n 天井の高さが三・三メートル未満の居室にあっては〇・六、天井の高さが三・三メートル以上四・一メートル未満の居室にあっては〇・

五、天井の高さが四・一メートル以上五・四メートル未満の居室にあつては〇・四、天井の高さが五・四メートル以上八・一メートル未満の居室にあつては〇・三、天井の高さが八・一メートル以上十六・一メートル未満の居室にあつては〇・二、天井の高さが十六・一メートル以上の居室にあつては一・六一を天井の高さ（単位 メートル）で除した数値

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

ハ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

第二 換気回数〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設ける場合に相当する換気が確保された居室

令第二十条の五第一項第三号の表に規定する換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けた場合と同等以上の換気が確保され、かつ、令第二十条の六第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室及びその他の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものであること。

一 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 天井の高さが二・九メートル以上であること。

ロ 次の・から・までに適合する機械換気設備を設けるものであること。

・ 令第二十条の六第一項第一号イ・又はロ・及び第二号並びに第二百二十九条の二の六第二項に適合するものであること。

・ 機械換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

n 天井の高さが三・九メートル未満の居室にあつては〇・四、天井の高さが三・九メートル以上五・八メートル未満の居室にあつては〇・三、天井の高さが五・八メートル以上十一・五メートル未満の居室にあつては〇・二、天井の高さが十一・五メートル以

$$\left[\begin{array}{l} \text{上の居室にあつては一・一五を天井の高さ（単位　メートル）で} \\ \text{除した数値} \\ A \text{ 居室の床面積（単位　平方メートル）} \\ h \text{ 居室の天井の高さ（単位　メートル）} \end{array} \right]$$

- ・ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあっては、当該換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

二 常時外気に開放された開口部の換気上有効な面積及び屋外と居室内との間で相互に通気が確保できる隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積一平方メートルあたり十五平方センチメートル以上であること。

三 住宅の居室、ホテル、旅館又は下宿の宿泊室その他これらに類する居室以外の居室で、当該居室の使用時に外気に開放される開口部の換気上有効な面積及び屋外と居室内との間で相互に通気が確保できる隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積一平方メートルあたり十五平方センチメートル以上であること。

四 真壁造（壁に合板その他これに類する建築材料を用いないものに限る。）の建築物の居室で、外壁の開口部に設ける建具に木で造られた枠（屋外と居室内との間で相互に通気が確保できる隙間を有するものに限る。）を用いたものであること。

第三 その他のホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室

第一及び第二に規定する居室以外の居室で、令第二十条の六第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室以外の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室の構造方法は、次の各号に適合するものであること。

一 天井の高さが三・五メートル以上であること。

二 次のイからハまでに適合する機械換気設備を設けるものであること。

イ 令第二十条の六第一項第一号イ・又はロ・及び第二号並びに第二百二十九条の二の六第二項に適合するものであること。

ロ 有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vr 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

n 天井の高さが七・〇メートル未満の居室にあつては〇・二、天井の高さが七・〇メートル以上の居室にあつては〇・七を天井の高さ（単位 メートル）で除した数値

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

- ハ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

シックハウス対策に係る 技術的基準(政令・告示)案の概要

1. 規制対象とする化学物質

クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

2. クロルピリホスに関する規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

3. ホルムアルデヒドに関する規制

○内装の仕上げの制限

居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の面積制限を行う。

○換気設備の義務付け

ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付ける。

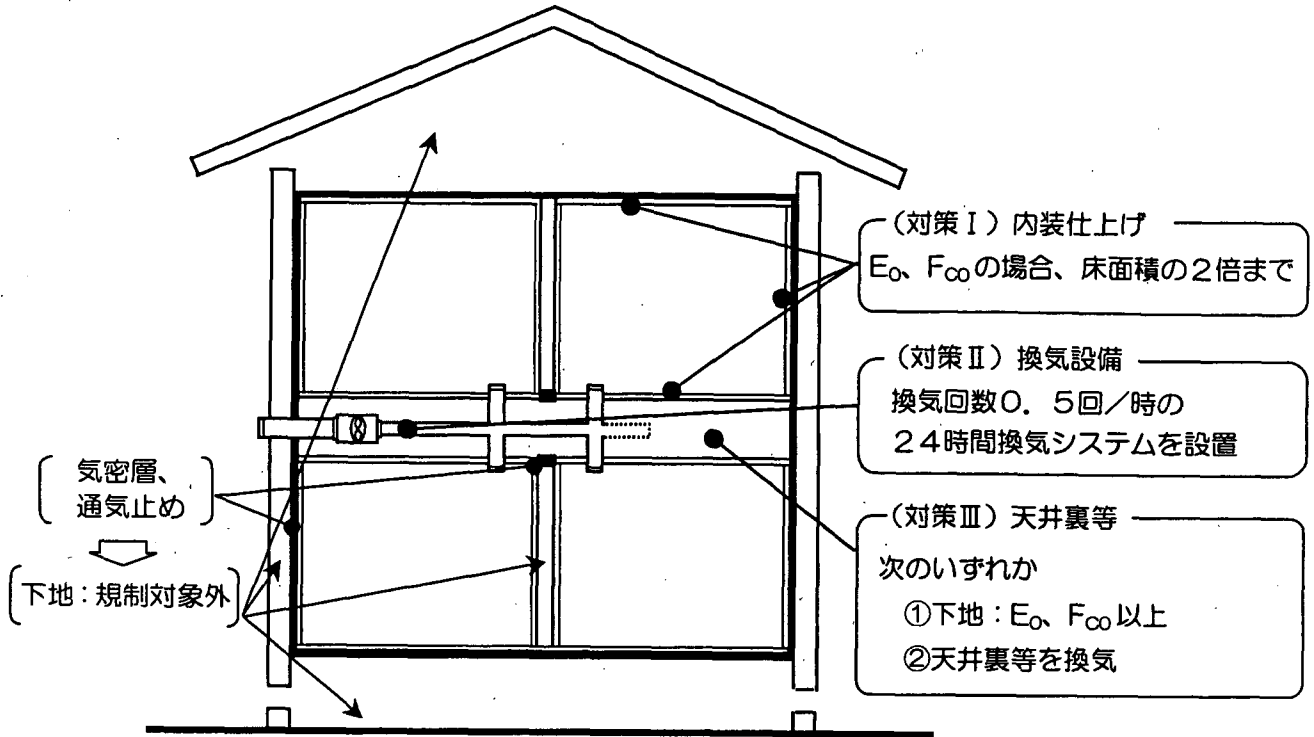
○天井裏等の制限

天井裏等については、下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等も換気できる構造とする。

住宅のタイプ別の対応方法の例

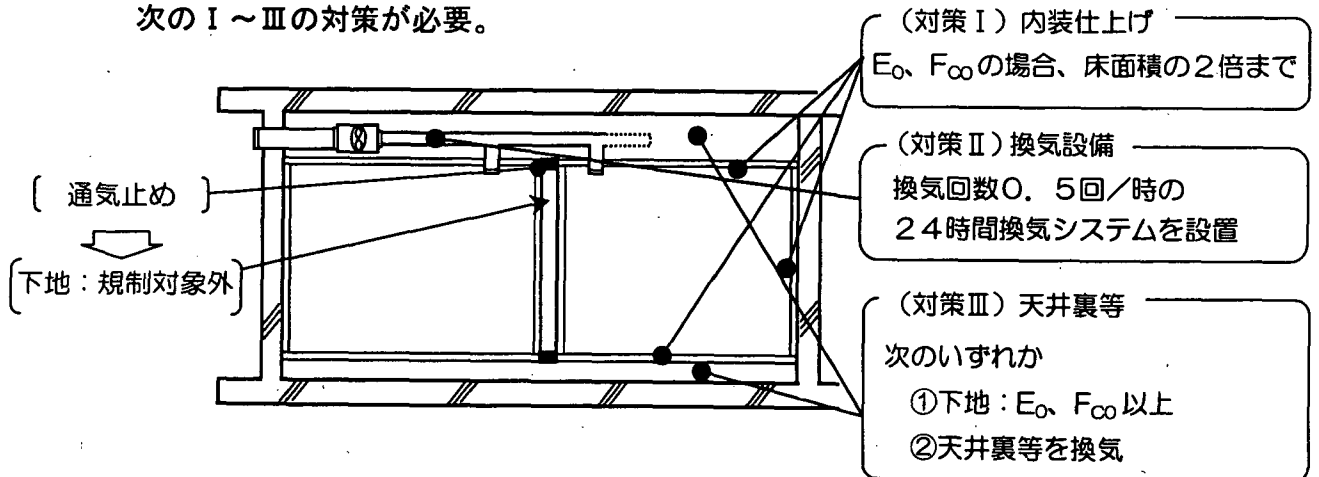
① 一戸建て住宅

次のⅠ～Ⅲの対策が必要。



② 共同住宅の住戸

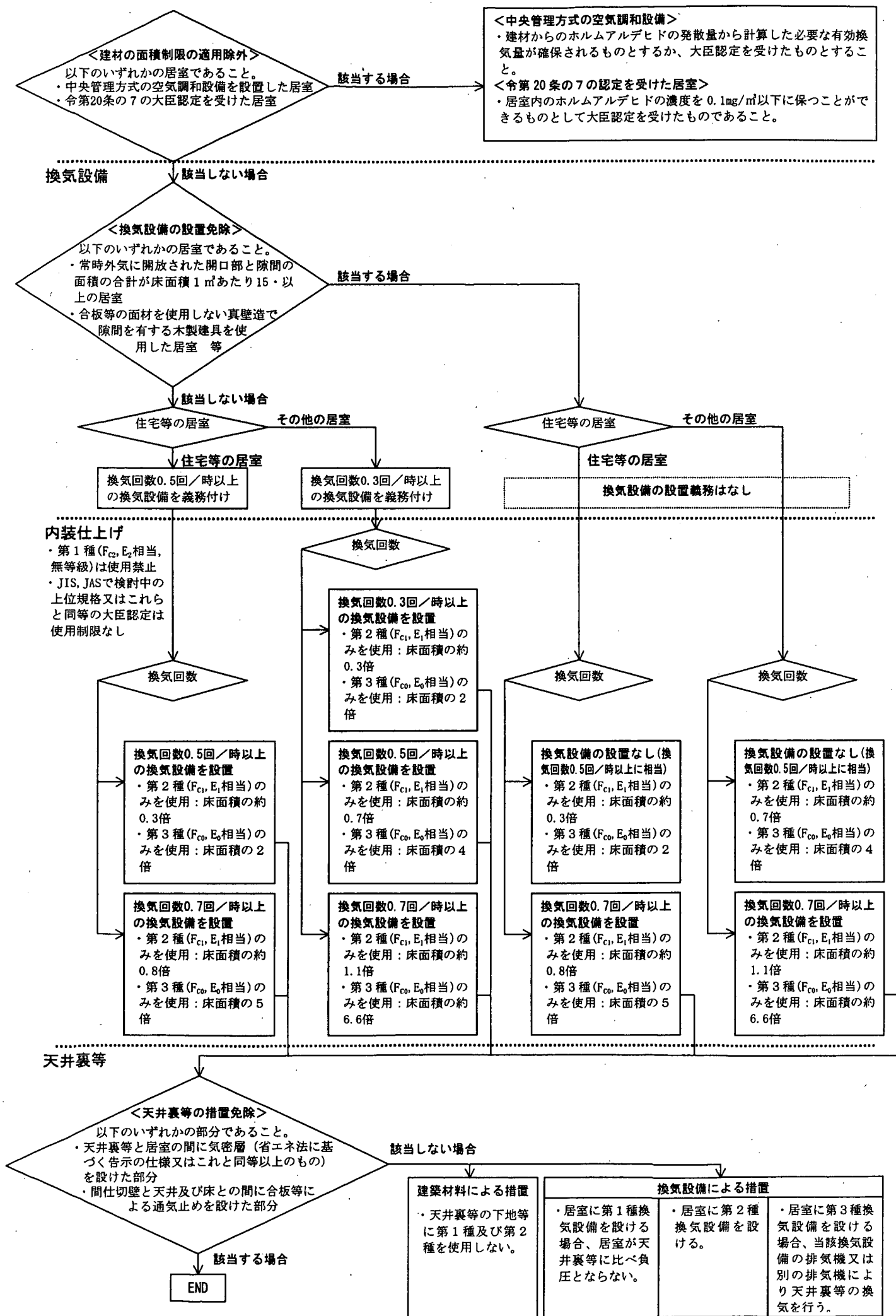
次のⅠ～Ⅲの対策が必要。



※伝統家屋（土壁真壁造でサッシを用いないもの）等については、内装仕上げの面積制限（対策Ⅰ）のみを適用する。

※JIS、JASで整備を予定している E_0 、 F_{00} の上位規格の建材については、内装仕上げの面積制限の対象から除外する。

※ E_2 、 F_{02} 及び無等級の建材については、内装仕上げ材への使用を禁止する。 E_1 、 F_{01} の建材については、局部的な内装仕上げに限定する。



シックハウス対策に係る 技術的基準(政令・告示)案について

1. 規制対象物質【令第20条の4】

政令で定める化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

2. クロルピリホスに関する建築材料の規制【令第20条の5第1項第1号】

クロルピリホスを添加した建築材料を用いないこと。

※ クロルピリホスが添加された建築材料のうち、建築物の部分として5年以上使用したものは除外。【告示(案)1p】

3. ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制

(1) 内装の仕上げの制限【令第20条の5(第1項第1号以外)】

①建築材料の区分【令第20条の5第1項第2号[第1種]、第3号[第2種、第3種]、第2項～第4項[認定]、告示(案)2p[第1種]、8p[第2種]、11p[第3種]】

ホルムアルデヒド の発散速度(※1)	告示で定める建築材料		大臣認定を受けた建築 材料	内装の仕上 げの制限
	名 称	対応する規格		
0.005mg/m ³ h以下		JIS, JASで検 討 中の上位規格	第20条の5第4項の認 定	制限なし
0.005mg/m ³ h超 0.02 mg/m ³ h以下	第3種ホルムアルデヒド発散 建築材料	JIS, JASのE ₀ , Fc ₀	第20条の5第3項の認 定(第3種ホルムアルデヒド発 散建築材料とみなす)	使用面積を 制限
0.02 mg/m ³ h超 0.12 mg/m ³ h以下	第2種ホルムアルデヒド発散 建築材料	JIS, JASのE ₁ , Fc ₁	第20条の5第2項の認 定(第2種ホルムアルデヒド発 散建築材料とみなす)	
0.12 mg/m ³ h超	第1種ホルムアルデヒド発散 建築材料	JIS, JASのE ₂ , Fc ₂ , 無等級		使用禁止

※1 測定条件：温度28℃、相対湿度50%、ホルムアルデヒド濃度0.1mg/m³(=指針値)

※2 建築物の部分に使用して5年経過したものについては、制限なし。

②第1種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用禁止【令第20条の5第1項第2号】

第1種ホルムアルデヒド発散建築材料については、居室の内装の仕上げへの使用を禁止する。

※「居室」には、常時開放された開口部を通じて居室と相互に通気が確保される廊下等が含まれる(以下同じ。)

※「内装」とは、壁、床及び天井(天井が無い場合は屋根)とこれらの開口部に設ける建

具(戸等)の室内に面する部分であるが、回り縁、窓台等の部分を除く面的な部分を対象とする(以下同じ。)

③第2種・第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積の制限【令第20条の5第1項第3号】

第2種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料については、次の式を満たすように、居室の内装の仕上げの使用面積を制限する。

$$N_2 S_2 + N_3 S_3 \leq A$$

N_2 : 次の表の(一)の欄の数値
 N_3 : 次の表の(二)の欄の数値
 S_2 : 第2種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積
 S_3 : 第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積
 A : 居室の床面積

居室の種類	換気	(一)	(二)
住宅等の居室(※1)	0.7回/h以上(※2)	1.2	0.20
	その他(0.5回/h以上0.7回/h未満)(※2)	2.8	0.50
住宅等の居室以外の居室	0.7回/h以上(※2)	0.88	0.15
	0.5回/h以上0.7回/h未満(※2)	1.4	0.25
	その他(0.3回/h以上0.5回/h未満)(※2)	3.0	0.50

※1 住宅等の居室とは、住宅の居室、下宿の宿泊室、寄宿舍の寝室、家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場をいう。

※2 換気について、表に示す換気回数(※2)の機械換気設備を設けた場合と同等以上の換気が確保されるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの【告示(案)16pの第1(0.7回/h相当), 17pの第2各号(0.5回/h相当), 18pの第3(0.3回/h相当)】又は国土交通大臣の認定を受けたものを含む。

④適用除外

以下の居室は、別途の基準等により判断するため、内装の仕上げの制限について適用除外とする。

- ・一定の基準(令第20条の6第1項第1号ハ)に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける居室【令第20条の5第5項】
- ・1年を通じて、居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの濃度を $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下に保つことができるものとして国土交通大臣の認定を受けた居室(注：換気設備の基準も適用除外。)(令第20条の7)

(2) 換気設備の設置の義務付け【令第20条の6】

①次のいずれかの換気設備の設置を義務付け。【令第20条の6第1項第1号】

a【第1号イ】	b【第1号ロ】	c【第1号ハ】
機械換気設備(b以外)	空気を浄化して供給する方式の機械換気設備	中央管理方式の空気調和設備
○機械換気設備の一般的な技術的基準(令第129条の2の6第2項)に適合すること。	○中央管理方式の空気調和設備の一般的な技術的基準(令第129条の2の6第3項)に適合すること。	
○住宅等の居室で換気回数0.5回/h以上、その他の居室で換気回数0.3回/h以上の換気が確保できる有効換気量を有すること。【第1号イ(1)】	○住宅等の居室で換気回数0.5回/h以上、その他の居室で換気回数0.3回/h以上の有効換気量に相当する有効換気換算量(次の式により計算)を有することについて、告示基準に適合するもの又は大臣認定を受けたものとすること。 $Vq = Q(1 - C/Cr) + V$ Vq : 有効換気換算量 Q : 浄化して供給する空気の量 C : 浄化した空気に含まれるホルムアルデヒドの量 Cr : 居室内の空気に含まれるホルムアルデヒドの量 V : 有効換気量 【第1号ロ(1)】	○原則として、次の式によって計算した数値以上の有効換気量を換気する能力を有するものであること。 $V = 10(E + 0.02nA)$ V : 有効換気量 E : 内装の仕上のホルムアルデヒドの発散量 n : 住宅等の居室の場合は3、その他の居室の場合は1 A : 居室の床面積 【告示(案)15pの第2第1号】
○給気機又は排気機は、原則として、換気経路の全圧力損失を考慮した計算により確かめられた必要な能力を有するものであること。【告示(案)14pの第1第1号等】		
○居室の通常の使用時に、作動等の状態の保持に支障が生じないものであること。【告示(案)14pの第1第2号等】		

※1 1つの機械換気設備が2以上の居室に係る場合の有効換気量は、それぞれの居室に必要な有効換気量の合計以上とすること。【令第20条の6第1項第1号イ(2)等】

※2 非常用エレベーターの設置が必要な建築物等に設ける機械換気設備(1の居室のみに係るものを除く。)又は中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状況の監視は中央管理室においてできること。【令第20条の6第1項第2号】

②適用除外

以下の居室は、別途の措置が講じられているため、①に適合する換気設備を設けなくとも良いこととする。

a. 開口部・隙間による換気が確保される居室(換気回数0.5回/h相当)

- ・常時外気に開放された開口部と隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積1㎡あたり15・以上設けられた居室【令第20条の6第2項, 告示(案)18pの第2第2号】
- ・就寝系用途の居室(住宅の居室、ホテル・旅館・下宿の宿泊室等)以外の居室で、使用時に外気に開放される開口部と隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積1㎡あたり15・以上設けられた居室【令第20条の6第2項, 告示(案)18pの第2第3号】
- ・真壁造(壁に合板等の面材を用いないものに限る。)の建築物の居室で、外壁等の開口部の建具に木製枠(通気が確保できる隙間を有するものに限る。)を用いた居室【令第20条の6第2項, 告示(案)18pの第2第4号】

b. 天井の高さが高い居室で換気回数の緩和を受けるもの

- ・天井の高さが一定の高さ以上の居室で、天井の高さに応じて次表の有効換気量又は有効換気換算量が確保された機械換気設備を設ける居室【令第20条の6第2項, 告示(案)16pの第1(換気回数0.7回/h相当), 17pの第2第1号(換気回数0.5回/h相当), 18pの第3(換気回数0.3回/h相当)】

<換気回数0.7回/h相当の換気が確保される居室/天井の高さ2.7m以上>

天井の高さ(m)	2.7以上 3.3未満	3.3以上 4.1未満	4.1以上 5.4未満	5.4以上 8.1未満	8.1以上 16.1未満	16.1以上
換気回数(回/h)	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	1.61/天井の高さ(m)

<換気回数0.5回/h相当の換気が確保される居室/天井の高さ2.9m以上>

天井の高さ(m)	2.9以上 3.9未満	3.9以上 5.8未満	5.8以上 11.5未満	11.5以上
換気回数(回/h)	0.4	0.3	0.2	1.15/天井の高さ(m)

<換気回数0.3回/h相当の換気が確保される居室/天井の高さ3.5m以上>

天井の高さ(m)	3.5以上 7.0未満	7.0以上
換気回数(回/h)	0.2	0.7/天井の高さ(m)

- ### c. 1年を通じて、居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの濃度を0.1mg/㎡以下に保つことができるものとして国土交通大臣の認定を受けた居室(注: 建築材料の使用制限も適用除外。)
- 【令第20条の7】

(3) 天井裏等の制限【令第20条の6第1項第1号イ(3)等, 告示(案)の14p第1第3号等】

機械換気設備又は中央管理方式の空気調和設備を設ける場合には、天井裏等（天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分）から居室へのホルムアルデヒドの流入を抑制するため、以下のいずれかの措置が講じられていること。

建築材料による措置	・天井裏等に第1種、第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用しないこと。	(適用除外) ・天井裏等と居室の間に気密層（省エネ法に基づく告示の仕様又はこれと同等以上のもの）を設けた部分 ・間仕切壁と天井及び床との間に合板等による通気止めを設けた部分
換気設備による措置	・第1種機械換気設備を設ける場合で居室内部の空気圧が天井裏等の空気圧を下回らないものであること。 ・第2種機械換気設備を設けること。 ・第3種機械換気設備を設ける場合で居室内部と併せて、又は別の換気設備により天井裏等の換気も行うものであること。	

シックハウス対策に係る 技術的基準(政令・告示)案の補足説明資料

I. 第一種～第三種ホルムアルデヒド発散建築材料の告示案について

1. 建築材料の区分と JIS・JAS の規格改正との関係

(1) JIS・JAS 規格の改正(予定)

現在、建材のホルムアルデヒド対策のための JIS・JAS 規格の改正作業が進められており、平成 15 年 3 月を目途に次の等級区分が新設されるほか、現行の E₀、F_{C0}等の記号についても見直しが行われる予定です。

	検討中の上位規格(建築基準法の規制対象外となる建築材料に該当)
JIS	現行の E ₀ より放出量が少ない区分
JAS	① 現行の F _{C0} より放出量が少ない性能区分 ② 「接着剤等不使用」の表示をする区分 ③ 「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」の表示をする区分 ④ 「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示をする区分 ⑤ 「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示をする区分

⇒ 今回の告示案は、この規格改正が行われた場合を前提に作成しています。

建築材料の区分	対応する現行の JIS・JAS 規格	今回の告示案の表記
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料	E ₂ (JIS)、無等級 F _{C2} (JAS)、無等級	××板(F○○○○, F○○○, F○○, 「接着剤等不使用」…を除く。)
第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	E ₁ (JIS) F _{C1} (JAS)	F○○
第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	E ₀ (JIS) F _{C0} (JAS)	F○○○
規制対象外となる建築材料		F○○○○, 「接着剤等不使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」

(2) 告示の制定・改正スケジュール

今後の告示の制定・改正のスケジュールについては、今回のパブリック・コメント終了後速やかに第一種～第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める告示を制定するとともに、平成 15 年 3 月を目途に予定されている JIS・JAS の規格改正が行われた時点で、再度これらの告示を改正する予定です。

2. 規制対象となる建築材料の範囲

(1) 以下の告示案で列举されている建築材料は、

- ① 内装仕上の制限
- ② 天井裏等の制限

の両方の制限の対象となるので、通常、内装仕上に使われない建築材料も列举されています。

(2) 規制対象となる範囲は、内装仕上、天井裏とも、面的な部分であり、柱等の軸材や回り縁、窓台、巾木、手すり等の造作部分、建具枠、間柱、胴縁、部分的に用いる塗料、接着剤等は対象外となります。

(3) 次の部分は、内装仕上に該当します。

- ・ 室内に直接面するボード類（表面化粧等の二次加工を含む）
- ・ 壁紙等の透過性の材料を貼ったボード類（壁紙等だけでなく壁紙等を貼ったボード類までが内装仕上）

(4) また、次の部分は、内装仕上ではなく、天井裏等に該当します。

- ・ 室内に直接面するボード類・壁紙等の透過性の材料を貼ったボード類の裏面に貼られたボード類
- ・ 室内に直接面するボード類・壁紙等の透過性の材料を貼ったボード類の裏面に塗布された接着剤

(5) 以上の点は、政令及び告示の運用として明確化します。

3. その他

(1) 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料の告示案第六号には、第一号から第五号以外の建築材料で、工場で板状に成型した木質建材（例 造作用集成材、造作用単板積層材）が該当します。なお、これらの表面にユリア樹脂接着剤等を用いて二次加工をしたもの（例 突板仕上）は、第六号には該当しませんが、第十号に該当し、規制対象となります。

(2) 同告示案第十号には、工事現場で施工するもののほか、ホルムアルデヒド水溶液を用いたでん粉系接着剤を面的に塗布した建具（例 ふすま）や、ボード類の表面にユリア樹脂接着剤等を用いて二次加工をしたもの（例 突板仕上）が該当します。ただし、JIS・JASで等級区分されているもの（＝第一号から第五号まで、第十二号イ、ハ及びニ並びに第十三号イ及びハのかっこ書掲げる建築材料に含まれるもの。JIS・JASに二次加工の基準があるものはそれを含む。）は、除外されます。

(参考) ホルムアルデヒド発散建築材料一覧

区分	ホルムアルデヒド発散建築材料			
	第一種 (E ₂ , F _{C2} 以下、無等級)		第二種 (E ₁ , F _{C1})	第三種 (E ₀ , F _{C0})
		第一種から除外されるもの		
①合板	合板	FOOOO FOOO FOO 「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」 「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」	FOO	FOOO
②フローリング	フローリング	FOOOO FOOO FOO 「接着剤等不使用」 「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」 「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」 「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」	FOO	FOOO
③構造用パネル	構造用パネル	FOOOO FOOO FOO 「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」	FOO	FOOO
④MDF	MDF	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
⑤パーティクルボード	パーティクルボード	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
⑥その他の木質建材	ひき板等をホルムアルデヒド系接着剤で板状に成型したもの	—	—	—
⑦壁紙	壁紙	FOOOO	—	—
⑧塗料 (現場施工)	アルミウムペイント 油性調合ペイント 合成樹脂調合ペイント フタル酸樹脂ニス フタル酸樹脂エマル 油性系下地塗料 一般用さび止めペイント 多彩模様塗料 家庭用屋内木床塗料	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO

	家庭用木部金属部塗料 建物用床塗料			
⑨接着剤（現場 施工）	酢酸ビニル樹脂系溶剤形 接着剤 ゴム系溶剤形接着剤 ビニル共重合樹脂系溶剤 形接着剤 再生ゴム系溶剤形接着剤	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
⑩接着剤（現場 施工、二次加 工等）	壁紙施工用でん粉系接 着剤	FOOOO	—	—
	（ホムテック系）建具用 でん粉系接着剤 ユリア樹脂接着剤 メラミン樹脂接着剤 メラミン・ユリア共縮合樹脂接 着剤 フェノール樹脂接着剤 レゾルノール樹脂接着剤	—	—	—
⑪仕上塗材	内装合成樹脂エマルジョン系 薄付け仕上塗材 内装合成樹脂エマルジョン系 厚付け仕上塗材 軽量骨材仕上塗材 合成樹脂エマルジョン系複層 仕上塗材 防水形合成樹脂エマルジョン 系複層仕上塗材	FOOOO	—	—
⑫グラスウール 製品	グラスウール保温板 グラスウール波形保温板 グラスウール保温帯 グラスウール保温筒 浮き床用グラスウール緩衝材	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
	グラスウール断熱材 吹込み用グラスウール断熱材	FOOOO FOOO	—	FOOO
⑬ロックウール 製品	ロックウール保温板 ロックウールフェルト ロックウール保温帯 ロックウール保温筒 浮き床用ロックウール緩衝材	FOOOO FOOO FOO	FOO	FOOO
	ロックウール断熱材	FOOOO FOOO	—	FOOO
⑭ユリア樹脂断熱 材等	ユリア樹脂断熱材 ユリア樹脂板	—	—	—
⑮メラミン樹脂断熱 材	メラミン樹脂断熱材	—	—	—

⑩メラミン・ユリア共縮 合樹脂断熱 材	メラミン・ユリア共縮合樹脂断 熱材	—	—	—
⑪フェノール樹脂断 熱材	フェノール樹脂断熱材	—	—	—

Ⅱ. 換気設備関係の政令・告示案について

1. 機械換気設備の政令案について

(1) 令第129条の2の6第2項の基準

建築基準法令では、機械換気設備を設ける場合の一般的な基準として、令第129条の2の6第2項が定められています。このため、シックハウス対策の換気設備についても当該基準への適合を求めることとしています。

<参照条文>

(換気設備)

第129条の2の6 略

2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。

- 一 換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有すること。
- 二 給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間における空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。
- 三 給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。
- 四 直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設ける場合には、外気の流れによつて著しく換気能力が低下しない構造とすること。
- 五 風道は、空気を汚染するおそれのない材料で造ること。

3 略

(2) 居室の天井の高さ

政令案及び告示案中の「居室の天井の高さ」は、室の床面から測り、一室で天井の高さが異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとします。

2. ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な機械換気設備の構造方法を定める件の告示案について

(1) 全圧力損失を考慮した計算の特例

告示案第一第一号ロの「平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号」とは、品確法（住宅の品質の確保の促進等に関する法律[平成13年法律第81号]）に基づく「評価方法基準」のことです。

(2) 通常の使用時に、開放又は作動した状態の保持に支障が生じないもの

告示案第一第二号の「通常の使用時に、開放又は作動した状態の保持に支障が生じないもの」とは、例えば、住宅の居室においてシックハウス対策で設置する換気設備の有効換気量が大きなものである場合に当該換気設備により生じる空気の流れによる不快感を生じたり、居室内の温度・湿度への影響が著しいときに

は、当該換気設備が使用されないおそれが高くなることから、そのような事態を避けるため、大風量の換気設備をシックハウス対策の換気設備としても使用する場合等に大風量モードと常時モードを切り替えて運転できる等の措置を講じることを求めているものです。

(3) 居室の天井裏等

- 告示案第一第三号の「天井裏等」は、「天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分（・・・略・・・）」と定義されていますが、列挙している部分のほか、押入れ等の収納スペース等が天井裏等に該当します。

ただし、収納スペースであってもドアのアンダーカット等を設けることにより、換気計画上居室と一体的に換気を行う部分については、令第20条の5第1項第2号の規定〔居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下同じ。）〕により、居室として取り扱うこととなります。

- 告示案第一第三号で引用している「平成十一年建設省告示第九百九十八号」とは、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律〔昭和54年法律第49号〕）に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」のことです。
- 告示案第一第三号イの「居室の内部の空気圧が天井裏等（・・・略・・・）の空気圧を下回らないもの」には、排気機の構造が「当該排気機による居室の換気に加え、当該排気機又は別の排気機により天井裏等の換気を行うもの」も該当すると考えています。

(4) 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備、有効換気換算量

- 建築基準法令上「有効換気量」が「環境衛生上支障のない状態で、かつ、有効に室内に供給される新鮮空気量」をいうことから、居室内の空気を回収し、これをホルムアルデヒドに関して浄化し、浄化した空気を再度居室に供給する機能を有する機械換気設備の換気能力については、有効換気量では適切に評価できないことから、当該機械換気設備の換気能力を表すものとして「有効換気換算量」を令第20条の6第1項第1号ロ(1)の式で定義し、一般的な機械換気設備とは別に基準を定めることとしました。

- 令第20条の6第1項第1号ロ(1)では、告示仕様（国土交通大臣が定めた構造方法）又は国土交通大臣の認定により基準への適合を判断する旨の規定となっていますが、このような機能を有する機械換気設備については、現在、国土交通省では一般的な仕様基準を定めるための技術的知見の蓄積が十分に得られていないことから、当面はこの告示仕様は定めない予定です。

このため、このような機械換気設備を令第20条の6第1項第1号ロの基準

に基づき設置する場合には、国土交通大臣の認定を受けていただく必要があります。ただし、令第 20 条の 6 第 1 項第 1 号イに適合する機械換気設備に付加的にホルムアルデヒドを浄化する機能を追加したものを設ける場合は、国土交通大臣の認定は不要です。

3. ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造の告示案について

(1) 機械換気設備等の設置が不要の場合について

- 告示案第二第二号の「常時外気に開放された」とは、常に外気に開放されており、当該開口部を閉じることができないという趣旨であり、屋根付のスポーツ練習場等が該当するものと考えています。
- 告示案第二第三号の「当該居室の使用時に外気に開放される開口部」とは、自動車修理工場の作業場や個人商店（八百屋、魚屋等）の店先の管理用シャッターのようにその用途の特性から使用時に必ず開放する開口部を想定して規定しているものです。
- なお、告示案第二第二号及び第三号では、これらの開口部の換気上有効な面積と通気が確保できる隙間の換気上有効な面積の合計が判断基準となっていますが、隙間の換気上有効な面積の算定が一般的には困難なことから、計画的に設計された開口部の換気上有効な面積が基準値以上となる場合にこれらの規定が適用可能となります。
- 告示案第四号は、いわゆる伝統的家屋を想定したものであり、現在、住宅等で使用されている通常の木製サッシを使用したものは、これに該当しません。
- 現在建築されている一般的な構造の住宅の居室で機械換気設備によらず必要な換気を確保しようとする場合やいわゆるハイブリッド方式の換気で機械換気設備の能力が政令・告示案の基準に適合しないもので必要な換気を確保しようとする場合等については、現在、国土交通省では一般的な仕様基準を定めるための技術的知見の蓄積が十分に得られていないことから、令第 20 条の 6 第 2 項又は令第 20 条の 7 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けていただく必要があります。
- なお、令第 20 条の 6 第 2 項の認定と令第 20 条の 7 の認定の相違点は、前者が換気設備の適用除外のみであり、居室の内装の仕上の建築材料の使用制限に関して令第 20 条の 5 の適用があるのに対して、後者は当該建築材料の使用制限も適用除外とすることができる点です。

(2) 天井の-highい居室における必要有効換気量の緩和について

令第 20 条の 6 第 1 項第 1 号イ・では、住宅等の居室で換気回数 0.5 回/時、

住宅等の居室以外の居室で換気回数 0.3 回／時に相当する換気量を必要有効換気量としていますが、天井の高さが高い居室については、同条第 2 項の規定に基づく告示案（ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造の告示案）第一、第二第一号及び第三の規定により換気回数の緩和が可能となる旨を規定しています。

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第十四百四十九号）（傍線部は改正部分）

改正案	現行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十九条第三項（同令第四十条、第四百一条第二項、第四百十二条及び第四百十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。 煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件 第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十八条第一項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等の構造計算の基準は、次のとおりとする。 一 略 二 略 三 略 第三 令第三百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十九条第三項（同令第四十条、第四百一条第二項、第四百十二条及び第四百十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。 煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件 第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十八条第一項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等の構造計算の基準は、次のとおりとする。 一 略 二 略 三 略 第三 令第三百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第七条に定めるとおりとする。

令第十六号）第七条の規定を準用する。この場合において、同条第三項第二号中「第九十条（表）を除く。」、第九十一条、第九十三条及び第九十四条」とあるのは「第九十条から第九十四条まで」と読み替えるものとする。 一 宅地造成等規制法施行令第五条第一項各号の一に該当するがけ面に設ける場合 二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたがけ面に設けるよう壁 三 宅地造成等規制法施行令第八条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁 四 宅地造成等規制法施行令第十五条の規定に基づき、同令第六条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁	ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。 一 宅地造成等規制法施行令第五条第一項各号の一に該当するがけ面に設ける場合 二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられたがけ面に設けるよう壁 三 宅地造成等規制法施行令第八条に定める練積み造の擁壁の構造方法に適合する擁壁 四 宅地造成等規制法施行令第十五条の規定に基づき、同令第六条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁
---	--

日本住宅性能表示基準（改正案）

第1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法を定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、新たに建設される住宅に適用する。

第3 用語の定義

- 1 この基準において「構造躯体」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。
- 2 この基準において「構造躯体等」とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては構造躯体及びそれと一体としてつくられた鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分をいい、それら以外の建築物にあっては構造躯体をいう。
- 3 この基準において「評価対象住戸」とは、住宅性能評価の対象となる一戸建ての住宅又は共同住宅等のうち住宅性能評価の対象となる一の住戸をいう。
- 4 この基準において「他住戸等」とは、評価対象住戸以外の住戸その他の室をいう。
- 5 この基準において「多雪区域」とは、建築基準法施行令第 86 条第 2 項に規定する多雪区域をいう。
- 6 この基準において「避難階」とは、建築基準法施行令第 13 条の 3 第 1 号に規定する避難階をいう。
- 7 この基準において「特定化学物質」とは、化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。**

第4 表示すべき事項及び表示の方法

- 1 表示すべき事項は、別表の(い)項に掲げるものとする。ただし、性能を表示しようとする住宅（以下「性能表示住宅」という。）が(ろ)項に掲げる適用範囲に該当しない場合においては、この限りでない。
- 2 表示の方法は、別表の(い)項に掲げる表示すべき事項に応じ、(は)項に掲げるものとする。ただし、評価方法基準（平成 12 年建設省告示第 1654 号）に従った評価の対象となるものが当該性能表示住宅に存しない場合にあつては、その旨を表示することとする。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項について、(は)項に掲げる方法により表示をする場合において、その説明を付するときは、(に)項に

掲げる事項に応じ、(ほ)項に掲げる文字を用いて表示することとする。

第5 遵守事項

日本住宅性能表示基準に従って住宅の性能を表示している旨を表示する場合にあつては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 指定住宅性能評価機関が行う住宅性能評価の結果に基づかずに表示する場合においては、その旨を明示すること。
- 2 指定住宅性能評価機関が行う住宅性能評価の結果に基づいて表示する場合においては、当該住宅性能評価の設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の別及び当該住宅性能評価において従った評価方法基準を特定できる情報を明示すること。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項以外の事項を併せて表示し、又は(い)項に掲げる事項について(は)項に掲げる方法以外の方法により併せて表示する場合においては、その旨を明示すること等により、当該表示が日本住宅性能表示基準に従ったものであるとの誤解を招くことがないようすること。
- 4 表示する内容が評価方法基準に従って評価を行った結果であること、表示する内容が評価した時点におけるものに過ぎないこと等を明記することにより、表示する内容について誤解を招くことがないよう配慮すること。

6-4 室内空気中の化学物質の濃度等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	特定化学物質（測定の対象となるものに限る。以下同じ。）ごとに、次のイからホまでに掲げるものを明示する。 イ. 特定化学物質の名称 ロ. 特定化学物質の濃度（単位をppm、ppb、mg/m³、μg/m³その他一般的なものとし、測定方法に応じ、平均の値（測定値が一の場合にあつては、その値）又は最高及び最低の値とする。） ハ. 測定器具の名称（特定化学物質の濃度を測定（空気の採取及び分析を含む。）するために必要とする器具の名称（空気の採取及び分析を行う器具が異なる場合にあっては、それぞれの名称）とする。） ニ. 採取を行った年月日及び採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻並びに居室の内装仕上げ工事（造付け家具の取り付けその他これに類する工事及びワックスかけその他これに類する作業を含む。）の完了した年月日 ホ. 採取条件（空気を採取した居室の名称、採取中の室温又は平均の室温、相対湿度又は平均の相対湿度、天候及び日照の状況、採取前及び採取中の開口部の開閉の状況、換気及び冷暖房の実施状況その他特定化学物質の濃度に関して特徴的な条件とする。）	室内空気中の化学物質の濃度等	居室の空気中の化学物質の濃度及び測定方法
-------------------------------	-----------------------	---	-----------------------	-----------------------------

評価方法基準（改正案）

第1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準（平成12年建設省告示第1652号）に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準について定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、新たに建設される住宅について適用する。

第3 用語の定義

次の1から4までに掲げるもののほか、この基準において使用する用語は、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例によるものとする。

- 1 この基準において「施工関連図書」とは、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他当該住宅の建設工事が設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅のものであることを証する図書をいう。
- 2 この基準において「評価対象住戸」とは、住宅性能評価の対象となる一戸建ての住宅又は共同住宅等のうち住宅性能評価の対象となる1の住戸をいう。
- 3 この基準において「評価事項」とは、各性能表示事項において評価されるべき住宅の性能その他の事項及びその水準をいう。
- 4 この基準において「評価基準」とは、各性能表示事項において評価事項を満たすか否かの判断を行うための基準をいう。

第4 評価の方法の基準（総則）

1 設計住宅性能評価

設計住宅性能評価は、その対象となる住宅の設計図書等（別記第1号様式の設計内容説明書及び設計者が作成する諸計算書（計算を要する場合に限る。）並びにそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図書をいう。）を評価基準と照合することにより行う。ただし、日本住宅性能表示基準別表(イ)項に掲げる事項のうち「6-4 室内空気中の化学物質の濃度等」（以下「室内空気中の化学物質の濃度等」という。）については設計住宅性能評価を行わないものとする。

2 建設住宅性能評価

建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。ただし、室内空気中の化学物質の濃度等の建設住宅性能評価については、次の(3)及び(6)は適用しない。

- (1) 建設住宅性能評価における検査は、建設住宅性能評価の対象となる住宅の施工について、設計住宅性能評価を受けた当該住宅の設計図書等（住宅性能評価に係るものに限る。）に従っていることを確認することにより行う。ただし、室内空気中の化学物質の濃度等については、評価基準に従い測定することにより行う。
- (2) 建設住宅性能評価における検査を行うべき時期は、次のイ又はロに掲げる住宅の規模に応じ、

それぞれ次に掲げる時期とする。ただし、室内空気中の化学物質の濃度等については、次のハに掲げる時期とする。

イ 3階（地階を含む。）以下の建築物である住宅 基礎配筋工事の完了時（プレキャストコンクリート造の基礎にあってはその設置時。ロにおいて同じ。）、躯体工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。

ロ 4階（地階を含む。）以上の建築物である住宅 基礎配筋工事の完了時、2階及び3に7の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時、屋根工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。

ハ 居室の内装仕上げ工事（造付け家具の取り付けその他これに類する工事及びワックスかけその他これに類する作業を含む。）の完了後（造付け家具以外の家具その他の物品が室内に搬入される前に限る。）とする。

- (3) 建設住宅性能評価における検査は、建築士が作成する工事監理報告書及び工事施工者が作成する別記第2号様式の施工状況報告書を確認するとともに、建設住宅性能評価の申請に係る住宅の目視又は計測（目視又は計測が困難な場合にあつては、施工関連図書の審査）によりそれらの内容の信頼性を確認することにより行う。
- (4) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の目視又は計測に当たって、対象となる部位を抽出して確認する方法による場合においては、検査を行う者は、当該部位について工事施工者に対してあらかじめ通知をせずに当該目視又は計測を行う。ただし、室内空気中の化学物質の濃度等については、対象となる居室を抽出する場合においては、検査を行う者は、当該居室について工事施工者に対してあらかじめ通知をせずに当該測定を行う。
- (5) 共同住宅又は長屋においては、住戸ごとに定まる性能についての検査に際し、少なくとも、評価対象住戸の総数の10分の1（1未満の端数は切り上げる。）以上の住戸について目視又は計測を行う。この場合において、検査を行う者は、目視又は計測を行う住戸について工事施工者に対してあらかじめ通知をせずに当該目視又は計測を行う。ただし、室内空気中の化学物質の濃度等については、すべての評価対象住戸について測定を行う。
- (6) 設計住宅性能評価の対象となった設計図書等に従って工事が行われたことが確認できない場合において、工事の修正により当該設計図書等に従って工事が行われたことが確認できないとき又は変更後の設計図書等について変更設計住宅性能評価が行われなときは、当該工事に関係する性能表示事項については、最低水準の評価を行う。ただし、部分的な工事の変更で容易に評価基準との照合を行うことができる場合においては、この限りでない。
- (7) 検査の記録は、施工状況報告書に設ける施工状況確認欄及び測定記録欄に行う。

評価対象住戸の台所、浴室及び便所において、次に掲げる設備の有無によること。

- イ 機械換気設備
- ロ 換気のできる窓

6-4 室内空気中の化学物質の濃度等

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等に適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「特定化学物質」とは、化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、次の①及び②に掲げる特定化学物質ごとの評価対象住戸の居室における空気中の濃度（以下単に「濃度」という。）及び測定方法とする。

① ホルムアルデヒド

② トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンのうち測定の対象となるもの

(3) 評価基準

イ 空気の採取を行う居室及び位置等

① 採取は、評価対象住戸に存する居室のうち日照が多いことその他の理由から測定の対象とする特定化学物質の濃度が相対的に高くなることが見込まれる居室において行うこと。

② 採取は、当該居室の中央付近で、床からの高さが1.2から1.5mまでの位置において行うこと。

③ 評価対象住戸のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れその他これに類する収納部分のものを含む。）を開放し30分換気した後、採取を行う居室の窓及び扉（造り付け家具、押し入れその他これに類する収納部分のものを除く。）を閉鎖し、5時間以上維持した状態で採取すること。この場合、採取を行う居室への出入りは必要最小限で素早く実施するものとし、換気設備（連続的な運転が確保できる全館換気のための設備に限る。以下同じ。）がある場合にあっては当該換気設備を稼働させ、当該換気設備に付属する給排気口は開放して差し支えない。

ロ 測定の方法

測定は、次の①から③までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は評価対象住戸の居室における空気中の特定化学物質であって評価すべきものの濃度の過小評価が行われず、かつ、測定の対象とならない化学物質による測定結果への影響が十分に小さい方法にあっては①から③までに掲げる方法に代えることができる。

① 評価対象住戸における空気の採取は、同時に又は連続して2回以上行うこと。

② 採取した空気について、ホルムアルデヒドにあってはDNPH誘導体化による固相吸着、溶媒抽出及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあっては固相吸着及び溶媒抽出法、固相吸着及び加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ及び質量分析法の組み合わせのうちいずれかにより、濃度をそれぞれ

れ求めること。

③ 濃度は、②で求めた濃度の平均又は最高及び最低のものとすること。

ハ 採取年月日及び時刻等

採取を行った年月日及び時刻（連続して 30 分間以上採取する場合にあっては、採取を開始した時刻及び終了した時刻）並びに居室の内装仕上げ工事（造付け家具の取り付けその他これに類する工事及びワックスかけその他これに類する作業を含む。）の完了した年月日を記録すること。

三 採取条件

空気を採取した居室の名称、採取中の室温（連続して 30 分間以上採取する場合にあっては、平均の室温）、相対湿度（連続して 30 分間以上採取する場合にあっては、平均の相対湿度）、天候及び日照の状況、採取前及び採取中の開口部の開閉の状況、換気及び冷暖房の実施状況その他特定化学物質の濃度に関して特徴的な条件を記録すること。

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針

1 目的

この指針は、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成11年通商産業省・建設省告示第2号）（以下「判断基準」という。）の1の(2)のイの(4)から(ハ)まで及び2から7までの規定に準拠して、住宅の設計及び施工に関する指針を定め、住宅についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置の適確な実施を確保することを目的とする。

2 断熱構造とする部分

屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、地域の区分（判断基準別表第1に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）に応じ、断熱、日射遮蔽、結露防止及び気密のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

- (1) 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- (2) 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- (3) 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの

3 躯体の断熱性能等に関する基準

躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁及び床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）を2に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次に定める基準によること。

(1) 躯体の設計に関する基準

躯体の設計に当たっては、次のイ又はロに定める基準によること。

イ 熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位	熱 貫 流 率 の 基 準 値					
			地 域 の 区 分					
			I	II	III	IV	V	VI
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.37
		壁	0.39	0.49	0.75	0.75	0.75	1.59
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37
				0.38	0.46	0.53	0.53	0.53
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58
				0.67	0.73	0.83	0.83	0.83
	外断熱工法	屋根又は天井	0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.43
		壁	0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	1.76
		床	外気に接する部分	0.38	0.46	0.54	0.54	0.54
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58
				0.67	0.73	0.83	0.83	0.83
その他の住宅		屋根又は天井	0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
		壁	0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34
				0.34	0.34	0.48	0.48	0.48
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.37	0.37	0.53	0.53	0.53
				0.53	0.53	0.76	0.76	0.76

1 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部位にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートルあたり1ワットを要する熱貫流率をいう。

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

一メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。

2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

ロ 断熱材の熱抵抗の基準

各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値（単位 1ワットにつき平方メートル・度）					
			地 域 の 区 分					
			I	II	III	IV	V	VI
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5
		壁	2.3	1.8	1.1	1.1	1.1	0.3
		床	外気に接する部分		3.2	2.6	2.1	2.1
					2.2	1.8	1.5	1.5
		土間床等の外周部	外気に接する部分		1.7	1.4	0.8	0.8
					0.5	0.4	0.2	0.2
	外断熱工法	屋根又は天井	3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0
		壁	1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	0.3
		床	外気に接する部分		2.2	1.8	1.5	1.5
		土間床等の外周部	外気に接する部分		1.7	1.4	0.8	0.8
					0.5	0.4	0.2	0.2
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根		6.6	4.6	4.6	4.6
					5.7	4.0	4.0	4.0
		壁	3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
		床	外気に接する部分		5.2	5.2	3.3	3.3
					3.3	3.3	2.2	2.2
		土間床等の外周部	外気に接する部分		3.5	3.5	1.7	1.7
					1.2	1.2	0.5	0.5
		土間床等の外周部	その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根		6.6	4.6	4.6	4.6
					5.7	4.0	4.0	4.0
		壁	3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
		床	外気に接する部分		4.2	4.2	3.1	3.1
					3.1	3.1	2.0	2.0
		土間床等の外周部	外気に接する部分		3.5	3.5	1.7	1.7
					1.2	1.2	0.5	0.5
		土間床等の外周部	その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法	屋根又は天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁	2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
		床	外気に接する部分		3.8	3.8	2.5	2.5
		土間床等の外周部	外気に接する部分		3.5	3.5	1.7	1.7
					1.2	1.2	0.5	0.5
		土間床等の外周部	その他の部分		1.2	1.2	0.5	0.5
					1.2	1.2	0.5	0.5

1 「土間床等の外周部」とは、土間床等の外周より1メートル以内の部分を用いる。

2 木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

3 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

4 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。

5 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎下端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

6 玄関その他これに類するもの（それらの面積の合計の上限を地上階の最下階床面積の1/10とす

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

- る。）における土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗について、次のいずれかとすることができる（鉄筋コンクリート造等の住宅で、壁又は土間床等の外周部を内断熱工法とした場合を除く。）。
- (1) 当該土間床等と屋外の床との取合部を除く基礎の外側に、地盤面に垂直に上表に掲げる基準値以上の熱抵抗の断熱材を施工すること。
 - (2) 土間床等の外周部の断熱材に替えて、当該土間床等（床裏が外気に通じないものを除く。）の裏に接する部分に0.6以上の熱抵抗の値の断熱材を施工すること（Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域に限る。）。
6. Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ又はⅥ地域において、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。
- (1) 外壁面積の合計に対する当該外壁面積の比率（以下「当該外壁面積の比率」という。）が11%以下であり、かつ、当該壁以外の壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値に当該壁の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる壁の基準値との差に0.5以上の値を乗じた値を加えた値以上とする場合。
 - (2) 当該外壁面積の比率が20%以下であり、かつ、開口部の熱貫流率をⅢ地域にあっては2.91以下、Ⅳ又はⅤ地域にあっては4.07以下、Ⅵ地域にあっては4.65以下とする場合。
 - (3) 当該外壁面積の比率が30%以下であり、かつ、開口部の建具を4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、4(2)イの表中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅳ及びⅤ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅵ」とし、同表の「Ⅵ」欄は適用しないものとする。
7. 次のいずれかに該当する場合は、屋根の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。
- (1) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値に当該屋根の断熱材の熱抵抗の値と上表に掲げる屋根の基準値との差に0.3以上の値を乗じた値を加えた値とする場合。
 - (2) 開口部の熱貫流率が、Ⅲ地域にあっては2.91以下、Ⅳ又はⅤ地域にあっては4.07以下、Ⅵ地域にあっては4.65以下である場合。
 - (3) 開口部の建具を4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、4(2)イの表中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅳ及びⅤ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅵ」とし、同表の「Ⅵ」欄は適用しないものとする。
8. 木造の住宅の床（充填断熱工法のものに限る。）において、床根太の相互の間隔が450mm以上である場合は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。

(2) 断熱材の施工に関する基準

断熱材の施工に当たっては、次のイからハまでに定める基準に従い、又はこれらの基準によるものと同等以上の性能を確保すること。

イ 躯体の断熱性能を確保するため、次の(イ)から(ニ)までに掲げる事項に従うこと。

(イ) 断熱材は、必要な部位に隙間なく、かつ、気密材（気密性の高い材をいう。以下同じ。）に密着して施工すること。

(ロ) 外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に通気止めを設けること。

(ハ) 間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に通気止めを設けること。

(ニ) 断熱構造とする天井又は屋根に埋込み形照明器具（日本工業規格Z8113-1988（照明用語）に定める埋込み形照明器具をいう。）を取り付ける場合にあっては、断熱材で覆うことができるものを使用すること。

ロ 躯体の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するため、次の(イ)から(ハ)までに掲げる事項に従うこと。

(イ) 断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の構成は、室内側は透湿抵抗が大きく、外気側は透湿抵抗が小さくなるようにすること。

(ロ) グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合にあっては、防湿気密層（断熱層の室内側に設けられ、気密性及び防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。なお、Ⅵ地域においては、この限りでない。

(ハ) 天井を断熱構造とする場合にあっては、小屋裏における換気口の設置その他の換気上有効な措置を講じること。

(ニ) 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、断熱層の外気側への通気層（断熱層の外側に設ける空気層で、両端が外気に開放されたものをいう。以下同じ。）の設置（断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合にあっては、当該断熱層と通気層との間に防風層（通気層を通る外気の断熱層への侵入を防止するため防風性の高い材で構成される層をいう。）を併

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

- せて設置するものとする。)その他の換気上有効な措置を講じること。ただし、躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合は、この限りでない。
- (ホ) 床を断熱構造とする場合にあっては、床下に換気上有効な措置を講じること。
- (ヘ) 床下の地盤面には、防湿上有効な措置を講じること。
- (ト) 土台、大引き、梁その他の構造材及び根太、間柱その他の主要下地材は、乾燥木材（重量含水率20パーセント以下のものに限る。）を使用すること。
- ハ 熱橋となる部分については、熱損失の低減及び結露を防止するため、次の(イ)又は(ロ)に掲げる事項に従い断熱補強（熱橋に断熱材を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。）を行うこと。
- (イ) 判断基準別表第1のⅠ地域においては、木造又は若しくは鉄骨造の住宅の中間階における床を構成する横架材並びに又は枠組壁工法の住宅の中間階における床を構成する側根太及びまぐさの部分に、熱抵抗の値が断熱材の施工した場合、当該断熱材の熱抵抗の値との合計が1.2（単位 1ワットにつき平方メートル・度）以上となるよう断熱補強を行うこと。
- (ロ) 鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する場合にあっては、床、間仕切壁等の両面に、断熱材の施工法、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上となるよう断熱補強を行うこと。

断熱材の施工法		地 域 の 区 分					
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
内断熱工法	断熱補強の範囲（単位 ミリメートル）	900	600		450		
	断熱補強の熱抵抗の基準値（単位 1ワットにつき平方メートル・度）	0.6	0.6		0.6		
外断熱工法	断熱補強の範囲（単位 ミリメートル）	450	300		200		
	断熱補強の熱抵抗の基準値（単位 1ワットにつき平方メートル・度）	0.6	0.6		0.6		

(3) 気密層の施工に関する基準

気密層（気密材で構成される層をいう。以下同じ。）の施工に当たっては、次のイからハまでに定める基準に従い、相当隙間面積を、地域の区分に応じ、判断基準2の(1)の表に掲げる基準値以下となるようにすること。

イ 気密材は、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる材料を使用すること。

(イ) 相当隙間面積を1平方メートルにつき5.0平方センチメートル以下とする場合

(i) 厚さ0.1ミリメートル以上の住宅用プラスチック系防湿フィルム（日本工業規格A6930-1997（住宅用プラスチック系防湿フィルム）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の防湿性及び気密性を有するもの（以下「防湿気密フィルム」という。）

(ii) 透湿防水シート（日本工業規格A6111-1996（透湿防水シート）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の透湿性、防水性及び気密性を有するもの

(iii) 合板又はこれと同等以上の防湿性及び気密性を有するもの（以下「合板等」という。）

(iv) 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材（日本工業規格A9526-1994（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）に定めるものをいう。）又はこれと同等以上の断熱性及び気密性を有するもの

(v) 乾燥木材等（重量含水率20パーセント以下の木材、集成材、積層材等をいう。）

(vi) 鋼製部材

(vii) コンクリート部材

(ロ) 相当隙間面積を1平方メートルにつき2.0平方センチメートル以下とする場合

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
熱貫流率の基準値（単位 1 平方メートル1度につきワット）	2.33	3.49	4.65	6.51		

ロ 窓（直達光が入射する天窓以外の窓のうち、それらの面積の合計が延べ面積に0.04を乗じて得た値に満たないものを除く以下となるものについてはないものとみなすことができる。）の夏期日射侵入率（入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。）を面積加重平均した値が、窓が面する方位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

窓が面する方位	地 域 の 区 分					
	I	II	III	IV	V	VI
真北±30度の方位	0.52		0.55			0.60
上記以外の方位	0.52		0.45			0.40

(2) 建具等の基準

イ 開口部の建具が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当し、又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

地域の区分	建具の種類又はその組合せ		代表的なガラスの組合せ例
I 及び II	窓又は引戸	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率（単位 1 平方メートル1度につきワット。以下同じ。）が1.91以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が1.51以下であるもの ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下であるもの	イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス（空気層12ミリのもの）入り建具との二重構造であるもの ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層12ミリのもの）入り建具との二重構造であるもの
	窓、引戸又は框ドア	次のイ又はロに該当するもの イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの	低放射複層ガラス（空気層12ミリのもの）又は三層複層ガラス（空気層各12ミリのもの）入り建具であるもの
	ドア	次のイ又はロに該当するもの イ 木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの ロ 金属製断熱遮断構造の枠及び断熱フラッシュ構造扉で構成されるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの	低放射複層ガラス（空気層12ミリのもの）又は三層複層ガラス（空気層各12ミリのもの）入り建具であるもの
III	窓又は引戸	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製断熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.	イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

		91以下であるもの ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.30以下であるもの	ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層6ミメートルのもの）入り建具との二重構造であるもの
	窓、引戸又は框ドア	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.36以下であるもの ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの ハ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの	イの場合、複層ガラス（空気層6ミメートルのもの）入り建具であるもの ロ又はハの場合、ガラス単板2枚使用（中間空気層12ミメートル以上のもの）、複層ガラス（空気層12ミメートルのもの）又は低放射複層ガラス（空気層6ミメートルのもの）入り建具であるもの
	ドア	次のイ又はロに該当するもの イ 木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの ロ 金属製熱遮断構造の枠及び断熱フラッシュ構造扉で構成されるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの	ガラス単板2枚使用（中間空気層12ミメートル以上のもの）、複層ガラス（空気層12ミメートルのもの）又は低放射複層ガラス（空気層6ミメートルのもの）入り建具であるもの
IV及びV	窓又は引戸	二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの	ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
	窓、引戸又は框ドア	一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの	ガラス単板2枚使用（中間空気層12ミメートル以上のもの）又は複層ガラス（空気層6ミメートルのもの）入り建具であるもの
	ドア	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 扉がフラッシュ構造（金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製若しくは水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造又は当該密閉空気層に断熱材を充填した構造をいう。）であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの ロ 扉が木製であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラスの中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの ハ 扉が金属製熱遮断構造パネルであるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの	ガラス単板2枚使用（中間空気層12ミメートル以上のもの）又は複層ガラス（空気層6ミメートルのもの）入り建具であるもの
VI	窓、引戸又はドア	一重構造のガラス入り建具であるもの	ガラス単板入り建具であるもの

- 1 ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格R3107-1998（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格A1420-1994（住宅用断熱材及び構成材の断熱性能試験方法）に定める測定方法によるものとする。
- 2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める垂直放射率が0.20以下のガラスを1枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚以上使用したものをいう。
- 3 「断熱積層構造」とは、木製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填した構造をいう。
- 4 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。以下同じ。
- 5 「断熱フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とし

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

た扉をいう。

- ロ 開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域の区分及び方位に応じ、次の表に掲げる事項に該当し、又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

地域の区分	方位	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
I 及び II	全方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.66以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
III	真北 ±30度 の方位	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓で少なくとも一方の建具が木製若しくはプラスチック製のもの又は一重構造のガラス入り建具を使用した窓若しくは框ドアで木製、プラスチック製若しくは木若しくはプラスチックと金属との複合材料製のもので、ガラスの日射侵入率が0.70以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓で枠が金属製熱遮断構造のもの又は一重構造のガラス入り窓及び框ドアで枠及び框が金属製熱遮断構造のものであり、ガラスの日射侵入率が0.62以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの
	上記以外 の方位	次のイからヌまでのいずれかに該当するもの イ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓で少なくとも一方の建具が木製若しくはプラスチック製のもの又は一重構造のガラス入り建具を使用した窓若しくは框ドアで木製、プラスチック製若しくは木若しくはプラスチックと金属との複合材料製のもので、ガラスの日射侵入率が0.57以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓で枠が金属製熱遮断構造のもの又は一重構造のガラス入り窓及び框ドアで枠及び框が金属製熱遮断構造のものであり、ガラスの日射侵入率が0.51以下であるもの ハ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓で少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製のものに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの ニ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓で枠が金属製熱遮断構造のものであり、かつ、ガラスの日射侵入率が0.69未満のものに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの ホ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓で枠が金属製熱遮断構造のものであり、かつ、ガラスの日射侵入率が0.69以上のものに、内付けブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの ヘ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓で枠が金属製熱遮断構造のものであり、かつ、ガラスの日射侵入率が0.69以上のものに、付属部材及びひさし、軒等を設けるもの ト 一重構造のガラス入り建具を使用した窓又は框ドアで木製、プラスチック製又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製のものに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの チ 一重構造のガラス入り建具を使用した窓又は框ドアで枠及び框が金属製熱遮断構造のものであり、かつ、ガラスの日射侵入率が0.69未満のものに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの リ 一重構造のガラス入り建具を使用した窓又は框ドアで枠及び框が金属製熱遮断構造のものであり、かつ、ガラスの日射侵入率が0.69以上のものに、内付けブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの ヌ 一重構造のガラス入り建具を使用した窓又は框ドアで枠及び框が金属製熱遮断構造のものであり、かつ、ガラスの日射侵入率が0.69以上のものに、付属部材及びひさし、軒等を設けるもの
IV 及び V	真北 ±30度 の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.60以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの
	上記以外 の方位	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.49以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓又は一重構造の複層ガラス入り建具を使用

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

		した窓若しくは框ドアで、ガラスの日射侵入率が0.66未満のものに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの ハ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓又は一重構造の複層ガラス入り建具を使用した窓若しくは框ドアで、ガラスの日射侵入率が0.66以上のものに、内付けブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの ニ 二重構造のガラス入り建具を使用した窓又は一重構造の複層ガラス入り建具を使用した窓若しくは框ドアで、ガラスの日射侵入率が0.66以上のものに、付属部材及びひさし、軒等を設けるもの
VI	真北 ±30度 の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.66以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの
	上記以外 の方位	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.43以下であるもの ロ 一重構造の建具を使用した窓又は框ドアで、日射侵入率が0.43を超える遮熱複層ガラス又は熱線反射ガラスを有するものに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの ハ 一重構造の建具を使用した窓又は框ドアで、遮熱複層ガラス又は熱線反射ガラス以外の単板ガラスを有するものに、紙障子又はこれと同等以上の日射遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの ニ 一重構造の建具を使用した窓又は框ドアで、遮熱複層ガラス又は熱線反射ガラス以外の単板ガラスを有するものに、付属部材及びひさし、軒等を設けるもの

1 「遮熱複層ガラス」とは低放射ガラス、熱線吸収ガラス等を使用して日射侵入率を低減した複層ガラスを、「熱線反射ガラス」とは日本工業規格R3221-1995（熱線反射ガラス）に定める日射熱遮蔽性による区分のうち2種及び3種に該当する熱線反射ガラスをいう。

2 「付属部材」とは、レースカーテン、内付けブラインド（窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。）、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング（テント生地等で構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。）若しくはサンシェード（窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。）をいう。）その他日射の侵入を防止するため開口部に取り付けるものをいう。

3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型日除けで、東南から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。

4 IV地域及びV地域においては、イの表のⅢ地域について定める建具の種類又はその組合せに該当し、又はこれらと同等以上の性能を有するものである場合にあっては、この表のⅢ地域について定める事項によることができる。

（3）気密性等級が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる等級に該当するものであること。

地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
気密性等級	A—4		A—3 又は A—4			
「気密性等級」とは、日本工業規格 A4706-1996（サッシ）に定める気密性等級をいう。						

（4）設計及び施工に当たって配慮すべき事項

開口部の設計及び施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

- イ 開口部の位置、規模及び構造並びに軒及びひさしの位置及び形状は、冬期における太陽高度を勘案し、日射の受熱が有効に行われるようにすること。
- ロ 建具の重量によって、窓台、まぐさ等の建具の取付部に有害な変形が生じないようにすること。
- ハ 建具の取付部においては、漏水及び構造材の腐朽を防止するため、隙間が生じないようにすること。

5 換気計画に関する基準

躯体及び開口部を2に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次に定める基準に従って換気計画を策定すること。

(1) 換気方式の基準

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

台所、浴室その他局所的に固有の空気汚染物質が発生する室においては機械排気を行うこととし、その他の居室においては次のイ又はロに従って換気方式を採用すること。

- イ 同一住戸内に2以上の階を有する住宅については、自然換気方式又は機械換気方式のいずれかを採用すること。ただし、連続的に暖冷房することを前提とする住宅については、機械換気方式を採用すること。
 - ロ 平屋戸建て住宅又は共同住宅の住戸（住戸内に2以上の階を有するものを除く。）については、機械換気方式を採用すること。ただし、十分な高さの排気塔を設置する場合その他自然換気により必要な換気量を確保することができる場合にあっては、この限りでない。
- (2) 換気方式に応じた換気計画の基準
- 自然換気方式又は機械換気方式を採用する場合にあっては、それぞれ次のイ又はロに掲げる事項に従って換気計画を策定すること。

イ 自然換気方式

- (イ) 判断基準別表第1のⅠ地域又はⅡ地域においては、給気される外気があらかじめ加熱されるよう配慮するとともに、冬期の暖房時における換気回数が1時間につきおおむね0.5回となるようにすること。
- (ロ) 判断基準別表第1のⅢ地域からⅥ地域までにおいては、有効開口面積（開口部の両側の圧力差が9.8パスカルのときの開口部を通過する風量（単位 1時間につき立方メートル）に0.7を乗じたものをいう。以下同じ。）が、当該住宅の床面積1平方メートルにつきおおむね4平方センチメートルとなるよう自然給排気口を設けること。ただし、排気塔の設置等の措置により、冬期の暖房時における換気回数が1時間につきおおむね0.5回となる場合にあっては、この限りでない。
- (ハ) 自然給排気口は、各階の有効開口面積の合計がおおむね均等となり、かつ、主要な居室に必ず設置されるように配置すること。
- (ニ) 自然給排気口は、床面からの高さが1.6メートル以上の位置に設けること。ただし、給気される外気があらかじめ加熱されるよう配慮された場合にあっては、この限りでない。
- (ホ) 自然給排気口は、風圧を均等にするにより風による換気量の変動を抑制するため、同一方向の外壁に設置するよう努めること。
- (ヘ) 風の強い地域においては、風量調節機能を有する給排気口の設置に努めること。

ロ 機械換気方式

- (イ) 排気セントラル換気方式（ファンを用いて住宅内を外気に対して負圧に保ち、新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことのできる外気をいう。以下同じ。）を自然給気口から供給する換気方式をいう。以下同じ。）又は給排気セントラル換気方式（ファンを用いて給排気を行う換気方式をいう。）のいずれかを採用すること。ただし、住宅内の高湿の空気が壁体内に侵入するおそれのない場合にあっては、給気セントラル換気方式（ファンを用いて住宅内を外気に対して正圧に保ち、自然換気口等から排気を行う換気方式をいう。）を採用することができる。
 - (ロ) 計画に当たっては、新鮮空気の供給量の目標値を、居間及び食事室にあっては合わせて1時間につき50立方メートル以上、寝室にあっては1人1時間につき20立方メートル以上、その他の居室（台所は除く。）にあっては1時間につき20立方メートル以上とすること。ただし、これらの目標値を合計することにより、住宅全体の換気回数が1時間につき0.5回を上回る場合にあっては、1時間につき0.5回に相当する換気量まで減ずることができる。
 - (ハ) 排気セントラル換気方式で自然給気口を居室に設ける場合にあっては、自然給気口を床面からの高さが1.6メートル以上の位置に設けることとし、必要に応じて換気経路上にある屋内ドアにアンダーカットその他の通気経路を設けること。
 - (ニ) 換気装置のフィルターの清掃に支障をきたすことのないよう、換気装置及び点検口の位置に配慮すること。
- (3) 設計及び施工に当たって配慮すべき事項

換気の計画に関連する住宅の設計及び施工に当たっては、次のイからへまでに掲げる事項に配慮すること。

- イ 換気経路の圧力損失を低減すること等により、機械換気方式の換気動力の低減を図ること。
- ロ 住戸内を機械排気装置により過度に減圧する場合にあっては、ドアの開閉等に支障をきたすことのないよう、躯体の気密性に応じ、換気装置と連動する給気口の設置等の措置を講じること。
- ハ 小屋裏その他の断熱構造とする部分の内部から外気側に排気ダクトを通す場合にあっては、ダクト内部における結露を防止するため、ダクトの断熱補強その他の措置を講じること。

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針改正（案）

- ニ 換気空調システムの空気ダクト及び空調ユニットは、原則として、断熱構造とする部分の内側に設置すること。ただし、設置場所の制約その他やむを得ない事情により、断熱構造とする部分の外側に設置する場合にあっては、当該部分を断熱構造とすること。
- ホ 浴室からの排気ダクトの内部に結露するおそれが高い場合にあっては、結露水の処理に配慮すること。
- ヘ 機械換気システムの施工終了時において、各換気箇所の風量を確認するよう努めること。
- 6 暖冷房及び給湯の計画に関する基準
 - 躯体及び開口部を2に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次のイからニまでに定める基準に従って暖冷房及び給湯の計画を策定すること。
 - イ 暖冷房設備を設置する場合にあっては、当該設備の能力は、対象となる室の暖冷房負荷に応じたものとするとともに、部分負荷効率（定格出力100パーセント未満の出力時の機器の効率をいう。）の高いものを選定するよう努めること。
 - ロ 燃焼系の暖房機器又は給湯機器（以下「暖房機器等」という。）を設置する場合にあっては、室内空気汚染を抑制するため、原則として、密閉型又は屋外設置型の暖房機器等を設置すること。
 - ハ 半密閉型の暖房機器等を使用する場合にあっては、局所換気装置の使用時に室内が過度の減圧状態になることにより排ガスの逆流が生じることのないよう、換気装置と連動する給気口の設置等の措置を講じること。
 - ニ 居住者の要求に応じ、連続暖房、部分暖房、間欠暖房等の使用を可能とするよう暖冷房設備の設計をすること。
- 7 通風計画に関する基準
 - 外気が快適である場合に、通風により室内の快適性を確保するため、各室に異なる方位の開口部を設けるよう努めること。この場合においては、併せて、防虫、防犯等に配慮した開口部の措置、外部からの視線を遮るための植栽の配置等について検討すること。
- 8 住まい方に関する情報の提供
 - 住宅の設計及び施工をする者は、この指針に従って建設される住宅の気密性能が高いことに鑑み、住まいのマニュアル等に次のイからホまでに掲げる事項を明記し、建築主に提供すること。
 - イ 燃焼系の暖房機器等のうち開放型のものを使用する場合にあっては、不完全燃焼防止装置が装備されたものを使用すること。
 - ロ 開放型の暖房機器等を使用する場合にあっては、水蒸気の発生に起因して、結露が生じるおそれがあることに留意すること。
 - ハ 化学物質、臭気、水蒸気等が過剰に室内で発生する場合にあっては、適切な換気によりそれらを速やかに排出しなければならないこと。
 - ニ 換気装置及び暖冷房設備のフィルターは、定期的に清掃すること。
 - ホ 暖房期間以外であって内外温度差が小さい期間においては、窓の開放による換気を活用すること。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を 改正する法律

経 済 産 業 省
国 土 交 通 省

1. 法律改正の目的

- (1) エネルギー供給の大部分を海外に頼る我が国のエネルギー政策は、「環境保全や効率化の要請に対応しつつ、エネルギーの安定供給を実現する」という基本目標を掲げて、その同時達成の実現を目指してきたところ。
- (2) しかしながら、我が国のエネルギー供給構造の脆弱性は依然として変わらず、原油の中東依存度は既に石油危機当時の水準を超えている。
また、先の通常国会において1997年12月のCOP3（地球温暖化防止京都会議）で採択された京都議定書締結の承認がなされたところ。
- (3) このような情勢の中、我が国のエネルギー消費の増加傾向に歯止めがかからず、とりわけ、オフィスビル、大規模小売店舗、ホテル、病院等の業務部門等におけるエネルギー消費の増加傾向が著しい状況となっており、平成13年6月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会報告においても、対策強化の必要性が指摘されたところ。
- (4) こうした状況を踏まえ、エネルギー需要の増加傾向が著しい民生業務部門等における対策の強化を図るため、大規模オフィスビル等について、そのエネルギー需要の実態を踏まえつつ、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みを導入するとともに、建築物の建築段階において適切に措置を講じることがを促進する仕組みを導入する。また、国がエネルギーの使用状況等をより適切に把握しつつ対策を講じることができる仕組みの構築を図る。

2. 本法律の内容

(1) 第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定の撤廃

従来、相当のエネルギーを使用する製造業等5業種の工場に限定されていた第一種エネルギー管理指定工場の指定対象を、業種で限定することを止めて、全業種に対象を拡大する。この結果として、大規模オフィスビル等にも指定を拡大し、将来的な省エネ計画（中長期計画）の作成・提出、定期の報告等を義務づける。

(2) エネルギー管理者選任義務についての例外規定の創設

今回の改正により第一種エネルギー管理指定工場の指定対象に追加される大規模オフィスビル等については、そのエネルギー需要の実態を踏まえ、エネルギー管理士資格を有する専門家を事業所毎に選任する代わりに、中長期計画の作成時のみエネルギー管理士資格を有する者が参画すればよいこととする。

注) 現行法では、製造業等の工場を念頭において、第一種エネルギー管理指定工場は、国家試験等により「エネルギー管理士」の資格を取得した者の中から事業所毎にエネルギー管理者を選任することが義務づけられている。しかしながら、製造業等の工場においては、生産管理とエネルギー管理が一体不可分であるのに対し、オフィスビル等においては、エネルギー消費設備が空調・照明等に限定されているため、日常のエネルギー管理については、従来の第二種エネルギー管理指定工場（オフィスビル等も対象）と同様に所定の講習を終了した者を引き続き「エネルギー管理員」として選任すればよいこととする。ただし、高度の専門的知識を要するエネルギー設備の改善内容を含む中長期計画の作成に限っては、エネルギー管理士の参画（外部者も可）を求めることとする。

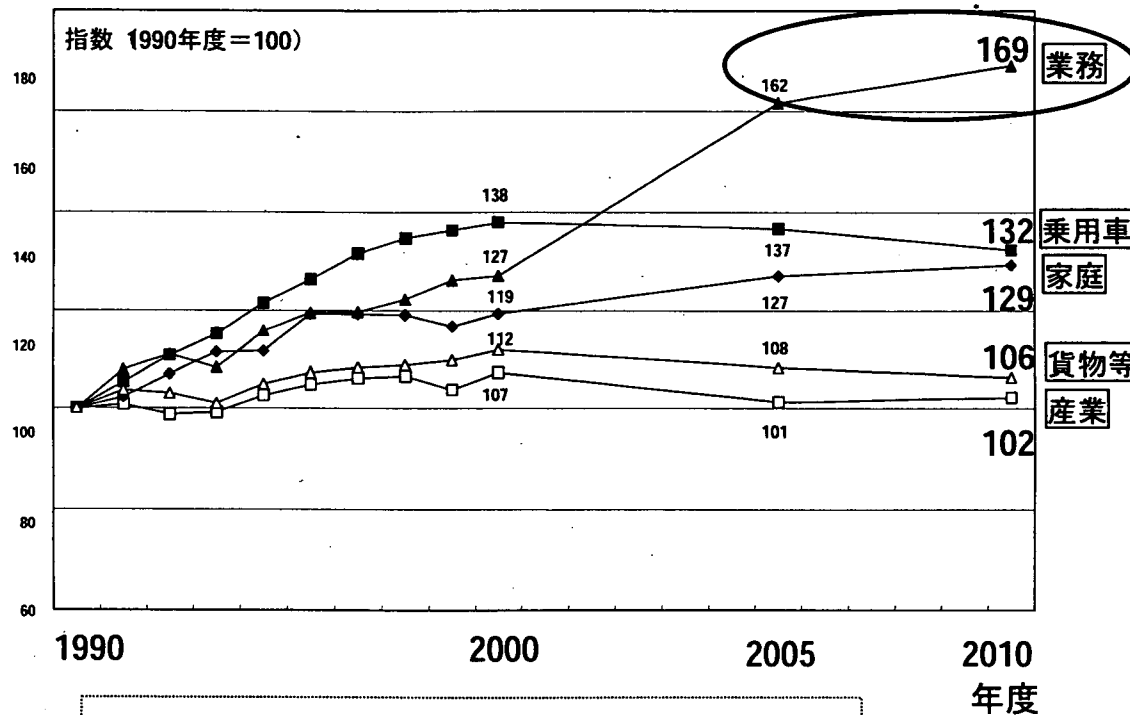
(3) 第二種エネルギー管理指定工場についての定期報告

工場・事業場におけるエネルギー使用量等の状況について国が定期的に把握し、より適切な措置を講ずることができる仕組みを構築するため、近年の電子政府化により事業者の負担が軽減されつつある状況等も踏まえ、第二種エネルギー管理指定工場に対し、従来のエネルギー使用量等に関する記録義務に代えて、主務大臣に対しエネルギー使用量等を定期的に報告させることとする。

(4) 特定建築物の省エネルギー措置の届出の義務づけ等

特定建築物（2千㎡以上の住宅以外の建築物）の建築主に省エネルギー措置の届出を義務づけるとともに、国土交通大臣から所管行政庁（建築基準法に基づく建築主事を置く市町村長等）に建築物に係る指導及び助言等に関する権限を委譲することとする。

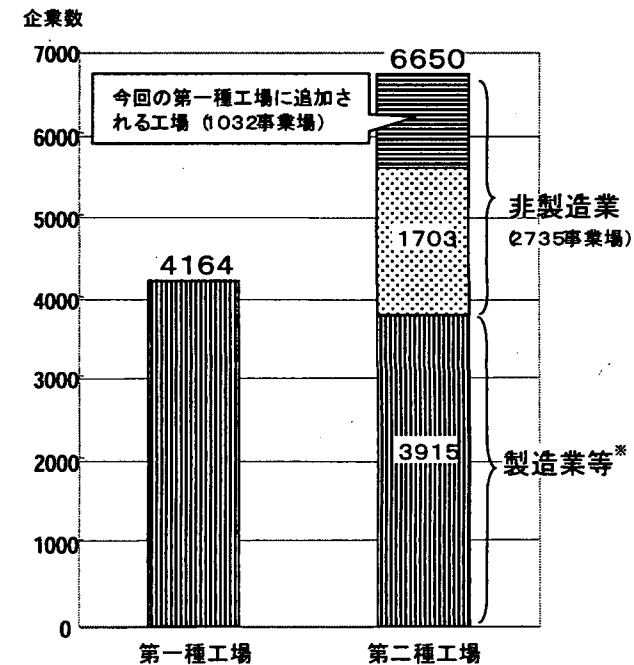
【グラフ1】
各部門のエネルギー消費の見通し (2001年基準ケース)



※ 2001年基準ケース

98年当時に打ち出した現行対策のみを実施した場合について
今回 (2001年) 再評価した見通し。

【グラフ2】
省エネ法対象工場数



出典) 総合資源エネルギー調査会答申

エネルギー管理指定工場の区分と法改正事項

年間エネルギー使用量		業 種	
燃料 熱)	電気	以下の 5 業種 ・製造業 ・鉱業 ・電気供給業 ・ガス供給業 ・熱供給業	左記を除くすべての業種 例えば、 オフィスビル、デパート、ホテル、 学校、病院、官公庁、遊園地など)
3,000kL	1,200万kWh	第一種	
1,500kL	600万kWh		
0kL	0kWh	第二種	

現行の措置事項

- ☆エネルギー管理員の選任
- ☆エネルギー使用量等の記録

法改正事項

- 民生業務部門の強化
- ☆中長期計画作成 提出
 - ☆中長期計画作成の際のエネルギー管理士の参画
 - ☆記録に代え) 定期の報告

現行の措置事項

- ☆エネルギー管理員の選任
- ☆エネルギー使用量等の記録

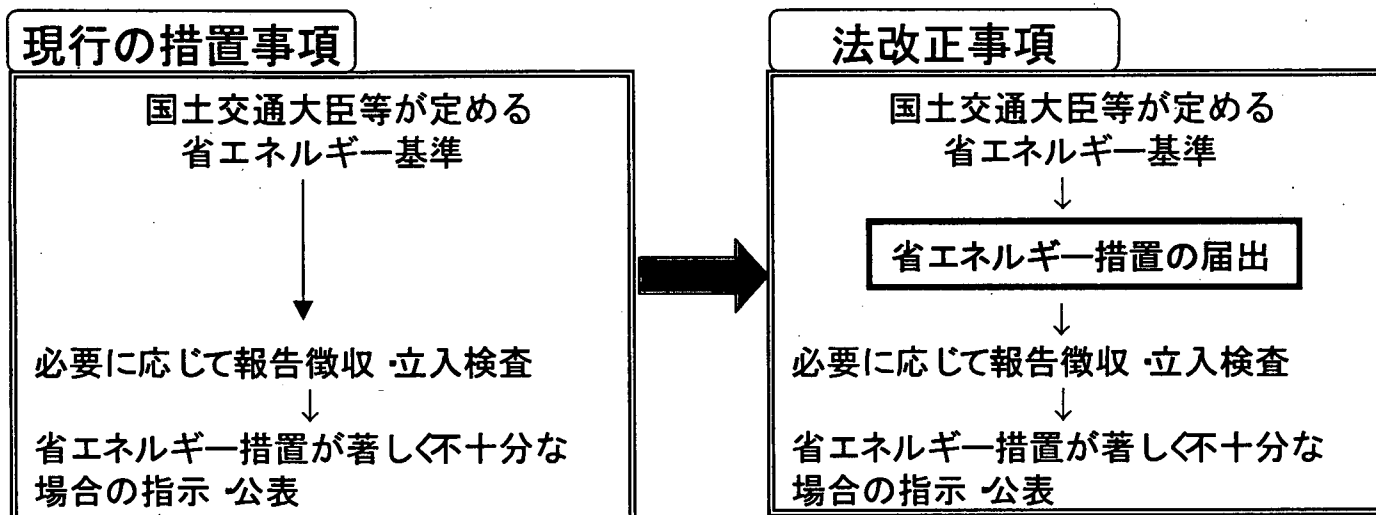
法改正事項

- ☆記録に代え) 定期の報告

現行の措置事項

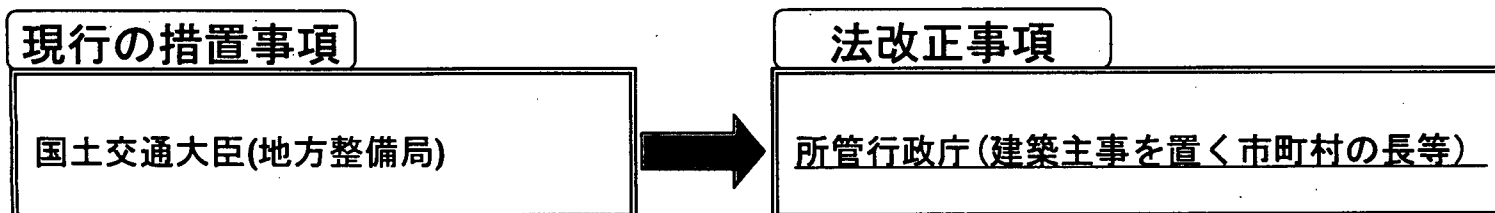
- ☆エネルギー管理者の選任 (エネルギー管理士の資格が必要)
- ☆中長期計画作成 提出
- ☆定期の報告

1. 特定建築物の省エネルギー措置の届出の義務付けの創設



省エネルギー措置：建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止のための措置及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

2. 指導及び助言等に関する権限の委譲



建築主事 建築基準法に基づき建築物の建築確認 検査に関する事務を行う行政機関

○住宅地区改良法施行規則の一部改正について

住宅地区改良法に基づき、不良住宅が密集する地区の住環境の改善を行うに際し、不良住宅の基準を、住宅地区改良法施行規則別表において定めているところであります。

現行の不良住宅の基準（昭和35年制定）は、当時の不良住宅の太宗を占めていた老朽木造住宅を想定して定められたものであります。しかしながら、近年都市地域においては、鉄筋コンクリート造やブロック造等の非木造住宅の老朽化も進行していることから、現行の不良住宅の基準に以下の2つを追加するものであります。

別表第二 鉄筋コンクリート造の住宅の不良度の測定基準

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
評 定 区 分	評 定 項 目	評 定 内 容	評点	最高 評点
一 構造一般の 程度	(一) 基 礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	60
	(二) 柱及び耐力壁 の配置	柱及び耐力壁の全体の配置が構造耐力上適当でないもの	15	
	(三) 柱及び耐力壁 の断面積	イ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが〇・四以上〇・六未満のもの	20	
		ロ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが〇・四未満のもの	40	
	(四) 外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
	(五) 増築が行われ た外壁又は屋 根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30	
	(六) 床	イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	10	
		ロ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	20	
	(七) 天井	主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
	(八) 開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
二 構造の劣化 又は破損の 程度	(一) 床	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80

三	防火上又は避難上の構造の程度		ロ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	60
			ハ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
		(ニ) 基礎、柱、はり又は耐力壁	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	
			ロ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			ハ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			ニ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		(三) 壁（耐力壁を除く。）	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	
			ロ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等中規模の修理を要するもの	15	
			ハ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの。	25	
		(四) 外壁	イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15	
			ロ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		(五) 屋根	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			ロ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			ハ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		(六) 外壁、開口部等	イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	

			ロ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
		(ニ) 防火区画、界壁等	イ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	15	
			ロ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
		(エ) 廊下、階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	15	
			ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	30	
四	電気設備	(一) 主要な居室の電燈	主要な居室に電燈がないもの	20	30
		(二) 共用部分の電燈	共同住宅の共用部分に電燈がないもの	10	
五	給水設備	(一) 水栓の位置	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
		(二) 給水源	イ 井戸水を直接利用するもの	15	
			ロ 雨水等を直接利用するもの	30	
		(三) 水栓の使用方 法	イ 水栓を共用するもの	10	
			ロ 水栓を十戸以上で共用するもの	20	
六	排水設備	(一) 汚水	イ 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30
			ロ 汚水の排水設備がないもの	20	
		(二) 雨水	雨樋がないもの	10	
七	台所	(一) 台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(二) 台所の設備	イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10	
			ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
		(三) 台所の使用方 法	イ 台所を共用するもの	10	
			ロ 台所を十戸以上で共用するもの	20	
八	便所	(一) 便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(二) 便所の位置	便所が戸内にないもの	10	
		(三) 便槽の形式	イ 便槽が改良便槽であるもの	5	
			ロ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
		(四) 便所の使用方 法	イ 便所を共用するもの	10	
			ロ 便所を十戸以上で共用するもの	20	

備考

- 一 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。
- 二 この表において、強度指標Cは、次の数値を表すものとする。

$$C = \frac{0.3 \cdot A_{w1} + 0.2 \cdot A_{w2} + 0.1 \cdot A_{w3} + 0.07 \cdot A_c}{1200 \cdot \Sigma A_r} \cdot \frac{F_c}{20}$$

A_{w1} ＝一階の耐力壁の断面積の総和（両側柱付）（単位 平方ミリメートル）

A_{w2} ＝一階の耐力壁の断面積の総和（片側柱付）（単位 平方ミリメートル）

A_{w3} ＝一階の耐力壁の断面積の総和（柱なし（壁式等の場合））（単位 平方ミリメートル）

A_c ＝一階の独立柱の断面積の総和（単位 平方ミリメートル）

ΣA_r ＝二階以上の床面積の総和（単位 平方メートル）

F_c ＝コンクリート圧縮強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

別表第三 コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅の不良度の測定基準

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
評 定 区 分	評 定 項 目	評 定 内 容	評 点	最 高 評 点
一 構造一般の程度	(一) 基礎	イ 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10	60
		ロ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
		ハ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
	(二) 耐力壁の配置	イ 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもの又は耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの	15	
		ロ 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもので耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの	30	
		ハ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	10	
	(三) 耐力壁の構造	イ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもののうち、二つの要件を満たすもの	20	
		ロ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むものかつ耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	40	
	(四) 外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が	25	

			住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの		
		(五) 増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30	
		(六) 床	イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	10	
			ロ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	20	
		(七) 天井	主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
		(八) 開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
二	構造の劣化又は破損の程度	(一) 床 （ただし、床組が木造の場合にあっては別表一の測定基準及び評点を適用するものとする。）	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80
			ロ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
			ハ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
		(二) 基礎、柱、はり又は耐力壁	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	
			ロ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			ハ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			ニ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		(三) 壁（耐力壁を除く。）	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	
			ロ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	

			ハ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
		(四) 外壁	イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15	
			ロ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		(五) 開口部	イ 開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの	10	
			ロ 開口部上部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
		(六) 屋根 (ただし、小屋組が木造の場合にあっては別表一の測定基準及び評価点を適用するものとする。)	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			ロ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			ハ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
三	防火上又は避難上の構造の程度	(一) 外壁、開口部等	イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	60
			ロ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
		(二) 防火区画、界壁等	イ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	15	
			ロ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
		(三) 廊下、階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	15	
			ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	30	
四	電気設備	(一) 主要な居室の電燈	主要な居室に電燈がないもの	20	20
		(二) 共用部分の電燈	共同住宅の共用部分に電燈がないもの	10	
五	給水設備	(一) 水栓の位置	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
		(二) 給水源	イ 井戸水を直接利用するもの	15	
			ロ 雨水等を直接利用するもの	30	
		(三) 水栓の使用方 法	イ 水栓を共用するもの	10	
			ロ 水栓を十戸以上で共用するもの	20	

六	排水設備	(一) 汚水	イ 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30
			ロ 汚水の排水設備がないもの	20	
		(二) 雨水	雨樋がないもの	10	
七	台所	(一) 台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(二) 台所の設備	イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10	
			ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
		(三) 台所の使用方法	イ 台所を共用するもの	10	
			ロ 台所を十戸以上で共用するもの	20	
八	便所	(一) 便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(二) 便所の位置	便所が戸内にないもの	10	
		(三) 便槽の形式	イ 便槽が改良便槽であるもの	5	
			ロ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
		(四) 便所の使用方法	イ 便所を共用するもの	10	
			ロ 便所を十戸以上で共用するもの	20	

備考 一の評価項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of NILIM

No. 105

March 2003

編集・発行 © 国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

企画部研究評価・推進課 TEL 029-864-2675